

# 岐阜市子ども・子育て 支援プラン

小さな手と手をつつむ大きな手 ぬくもりのあふれるまち



2020（令和2）年3月

岐 阜 市



## はじめに

我が国では急速な少子化と人口減少に直面するなか、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、以降、「希望出生率 1.8」の実現に向け、保育の受け皿の拡大や幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、さまざまな角度から少子化対策が進められています。

しかしながら、未婚化や晩婚化、希望の子ども数が持てないなど、少子化は依然進行形であり、核家族化の進行や地域での人間関係の希薄化等による家庭や地域での子育て力の低下、児童虐待やいじめ、子どもの貧困、待機児童問題など、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。



このような状況のなか、本市では「こどもファースト」を政策の基本方針として掲げ、子ども・子育て支援に重点的に取り組んでいます。平成 30 年 7 月には市内 3 か所に「母子健康包括支援センター」を開設し、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援体制を整備するとともに、平成 31 年 4 月には子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、困難を抱える子ども・若者に対する専門的支援を実施しています。また、仕事と子育ての両立を応援するため、公立保育所での使用済み紙おむつの回収や、病児・病後児保育事業の送迎サービスを開始するとともに、男性の育児参画を促進し、母親の育児に係る負担を減らすことで、子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、「ぎふし共育都市プロジェクト」を新たにスタートしたところです。

こうしたさまざまな取り組みを通して、若い世代の移住、定住を促し、将来にわたって、本市の魅力を高めるとともに、市民の皆様が安心して子どもを生み、育てる喜びを実感し、子どもが健やかに成長する環境を更に整えるため、「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定いたしました。

本プランは、子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備の取り組み等を定める「次世代育成支援対策行動計画」、幼児期の学校教育・保育等の需要に対する供給体制の確保方策等を定める「子ども・子育て支援事業計画」、すべての子どもが夢や希望を持てるよう子どもの貧困対策を定める「子どもの貧困対策計画」の 3 つの計画を包含しており、これらの計画を一体的に推進し、より一層効果的に子ども・子育て支援に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心かつ慎重なご審議を賜りました岐阜市子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

岐阜市長 柴橋 正直

# 目次

## 序章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の策定	4

## 第1章 岐阜市の現状と課題

1	岐阜市の人口・出生状況	5
2	子ども・若者の状況	9
3	家庭の状況	15
4	地域・社会の状況	21
5	現行計画の評価	29
6	本市における課題	32

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	34
---	------	----

## 第3章 次世代育成支援対策

1	基本目標	36
2	施策体系	38
3	重点施策	40
4	次世代育成支援施策の展開	42
1-1	子どもの権利の尊重	42
1-2	子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	44
1-3	子どもの健やかな心とからだの成長の支援	48
1-4	さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援	50
1-5	障がいのある子どもへの支援	54
1-6	子どもの居場所づくり	57
1-7	次代の親の育成	59
2-1	親の意識の醸成	60
2-2	子育て支援サービスの充実	62
2-3	多様な教育・保育サービスの充実	64
2-4	妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援	66

2-5	ひとり親家庭などの子育て支援.....	69
2-6	児童虐待防止対策の充実.....	71
3-1	地域の子育て支援ネットワークの推進.....	73
3-2	地域の子育て力の強化.....	75
3-3	地域における子どもの見守り活動の推進.....	79
3-4	仕事と生活の調和の実現.....	81
3-5	男女共同参画意識の啓発.....	85
3-6	経済的支援の充実.....	86
3-7	良質な居住の確保.....	88
3-8	良好な居住環境の整備.....	89
3-9	安心・安全なまちづくりの推進.....	91

#### 第4章 子どもの貧困対策

1	子どもの貧困対策の背景.....	93
2	子どもの貧困対策の基本的な考え方.....	96
3	子どもの貧困対策の取り組み.....	97

#### 第5章 子ども・子育て支援

1	子ども・子育て支援の背景.....	104
2	子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	104
3	子ども・子育て支援の取り組み.....	105

#### 第6章 計画の推進

1	推進体制.....	140
2	進捗状況の管理.....	140

#### 資料編

1	岐阜市子育て支援会議規則.....	141
2	策定の経緯.....	143
3	岐阜市子育て支援会議委員名簿.....	143
4	用語解説.....	144



本文中に「\*」が付されている語句は、資料編「4 用語解説」に用語の説明を掲載しています。

## 序章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

国では、少子化の進行を止めるため、2003（平成 15）年には「次世代育成支援対策推進法\*」を制定し、地方自治体や事業者による「行動計画」の策定を進め、2004（平成 16）年には「少子化社会対策大綱\*」を策定し、施策を効果的に推進するため「子ども・子育て応援プラン\*」を策定する等、さまざまな対策に取り組んできました。

しかし、少子化の進行は止まらず、就労人口の減少、社会保障負担の増加等、社会経済への深刻な影響が懸念されています。また、都市部における待機児童\*問題、子ども・子育て支援の量・質の低下、子育ての負担や不安、孤立感を多くの家庭が感じていること等の問題が生じています。

こうした問題に対応し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子育て支援の充実を図るため、2012（平成 24）年には「子ども・子育て関連 3 法※」が制定され、2015（平成 27）年から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

また、2015（平成 27）年までの 10 年間の時限立法とされた「次世代育成支援対策推進法」は、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の期限が 2025（令和 7）年まで延長されました。

さらに、新たな課題として、我が国の子どもの貧困率\*は先進国のなかでも高い水準にあり、18 歳未満の子どもの 7 人に 1 人（2015（平成 27）年時点）が経済的に困窮しているといわれています。このような背景を受け、2014（平成 26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律\*」が施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。2019（令和元）年 6 月の改定では市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課され、一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困対策を“将来”だけでなく“現在”の生活等においても総合的に推進することが求められています。

本市では 2005（平成 17）年に「岐阜市次世代育成支援対策行動計画“輝き”子ども未来図ぎふ」を、2015（平成 27）年に「岐阜市子ども・子育て支援事業計画\*」を策定し、少子化対策をはじめ子ども・子育て支援を進めてきました。

2019（令和元）年度に「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」が終期を迎えるのを機に、両計画を統合するとともに、新たな課題である子どもの貧困対策も包含し、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の視点から子ども・子育てに関する施策を見つめ直し、昨今の社会情勢に応じたさまざまな課題に対応する「岐阜市子ども・子育て支援プラン」として策定するものです。

※子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（認定こども園法の一部改正法）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいう。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 「ぎふし未来地図」における位置づけ

本計画は、都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図」と方向性を一にし、互いに連動しながら市全体としての最適化を図っていくこととしています。

また市政運営の理念“人生 100 年時代の未来を創り、都市を支えるひとづくり”のうちの“未来を担う人づくり”に子どもを位置づけています。子育て世代を温かい心で支えることは今に生きるすべての市民の住みやすさにつながり、そのことが、人が住む都市を支えることになるとして、子どもたちの未来を考えてひとづくりを進めていく方針です。

### (2) 本計画が包含する計画

本計画は、以下の計画の性格をあわせもちます。

- 「次世代育成支援対策推進法第8条」に基づく市町村行動計画
- 「子ども・子育て支援法第61条」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条2項」に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画

### (3) 関連計画との整合

本計画は「ぎふし未来地図」や福祉分野の上位計画である「岐阜市地域福祉推進計画」をはじめ、福祉、健康、教育等のさまざまな分野にわたる施策について総合的な連携のもとに推進する必要があります。これらの関連する計画等との整合性を図りつつ推進します。

## ぎふし未来地図

### 岐阜市地域福祉推進計画

- ・ **岐阜市子ども・子育て支援プラン**
- ・ 岐阜市障害福祉計画
- ・ 岐阜市障害児福祉計画
- ・ ぎふ市民健康基本計画

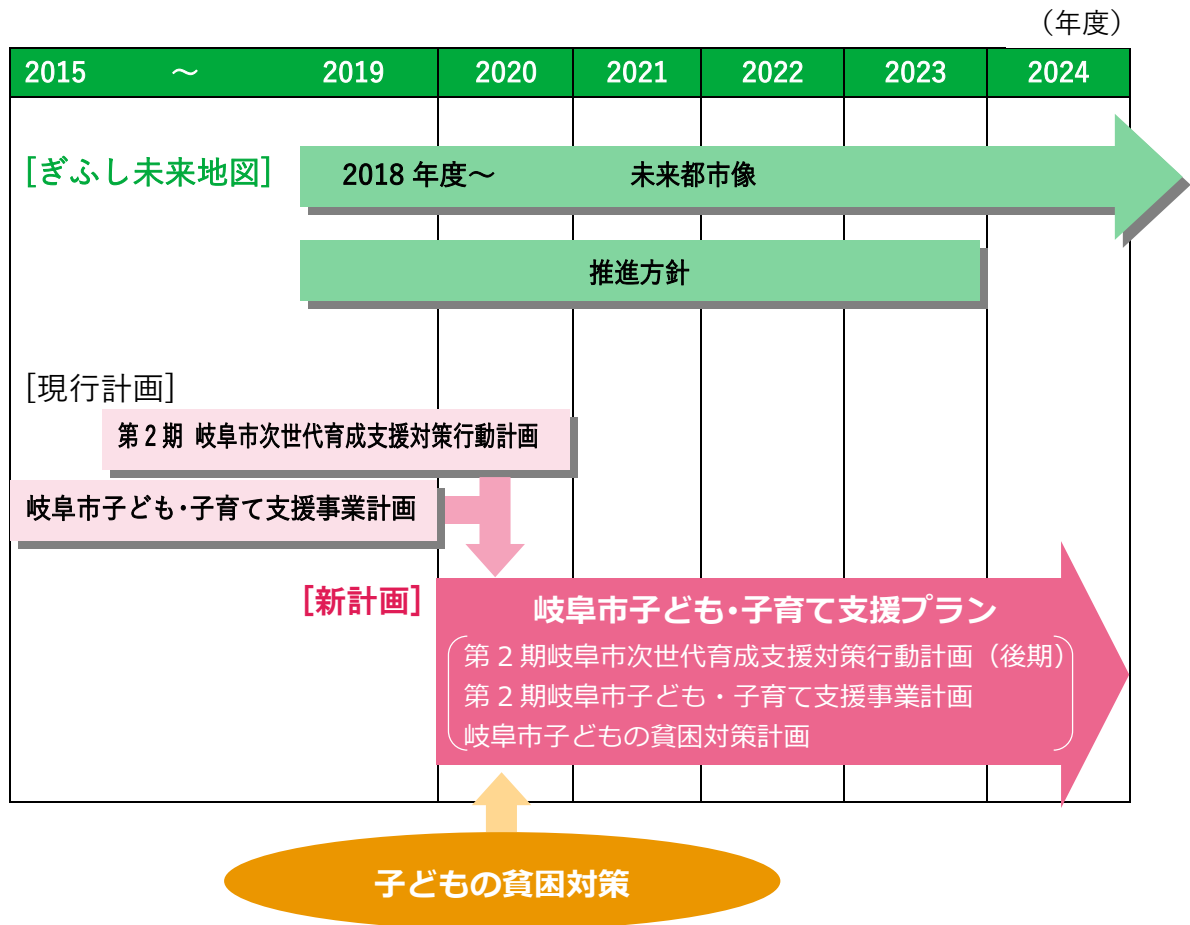


- ・ 岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 岐阜市教育振興基本計画
- ・ 岐阜市幼児教育推進プラン
- ・ 岐阜市子ども・若者生き生きプラン
- ・ 岐阜市男女共同参画基本計画
- ・ 岐阜市食育推進計画
- ・ 岐阜市自殺対策計画



#### (4) 計画期間

この計画は、2020（令和2）年度を初年度とし、2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とします。

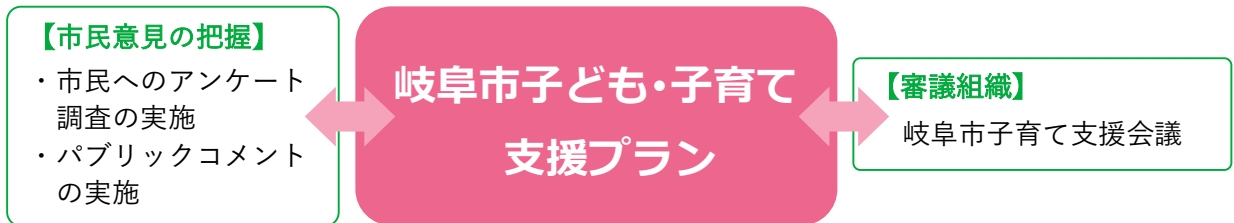


### 3 計画の策定

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたって、幅広い関係者の参画による施策の展開や内容を審議するため、市民代表、保育関係者、教育関係者等で構成される「岐阜市子育て支援会議\*」において審議を行いました。

また、子どもの保護者や次世代育成支援に係る当事者をはじめ、幅広く市民の意見を反映するために、市民へのアンケート調査を実施するとともに、岐阜市パブリックコメント\*手続き実施要綱に基づき、2019（令和元）年12月16日から2020（令和2）年1月15日まで、市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、意見を反映させて策定しました。



#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、本市における教育・保育サービスの利用状況や今後の利用意向、子育て支援施策へのニーズ、ひとり親家庭\*の生活に関する現状と課題を把握するためのアンケート調査を実施し、本計画を策定するにあたっての基礎資料としました。

##### ■ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2018.11.1～11.15	郵送法	5,000	2,687	53.7%

##### ■ 岐阜市ひとり親家庭生活実態調査

対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
児童扶養手当受給資格者	2018.8.1～8.31	郵送法	3,481	1,985	57.0%

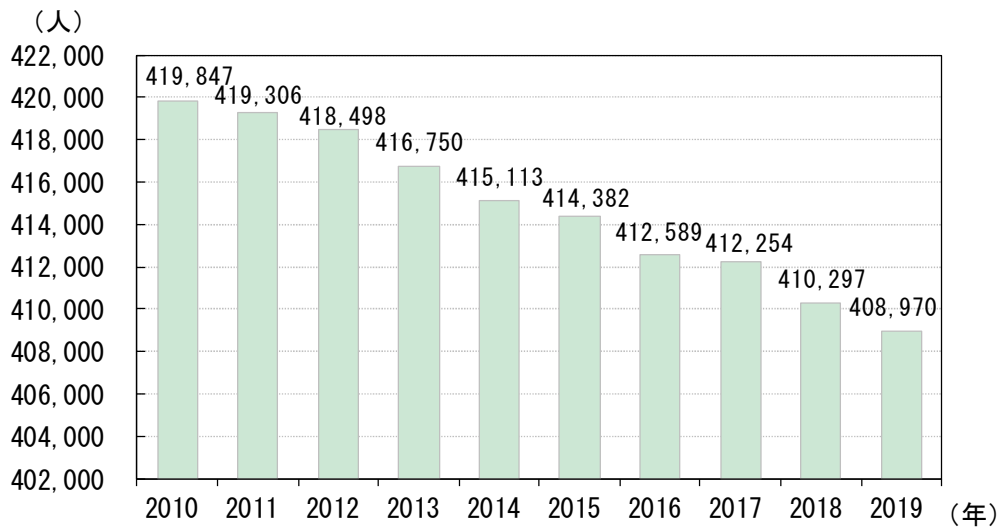
# 第1章 岐阜市の現状と課題

## 1 岐阜市の人口・出生状況

### (1) 人口の動向

#### ① 人口

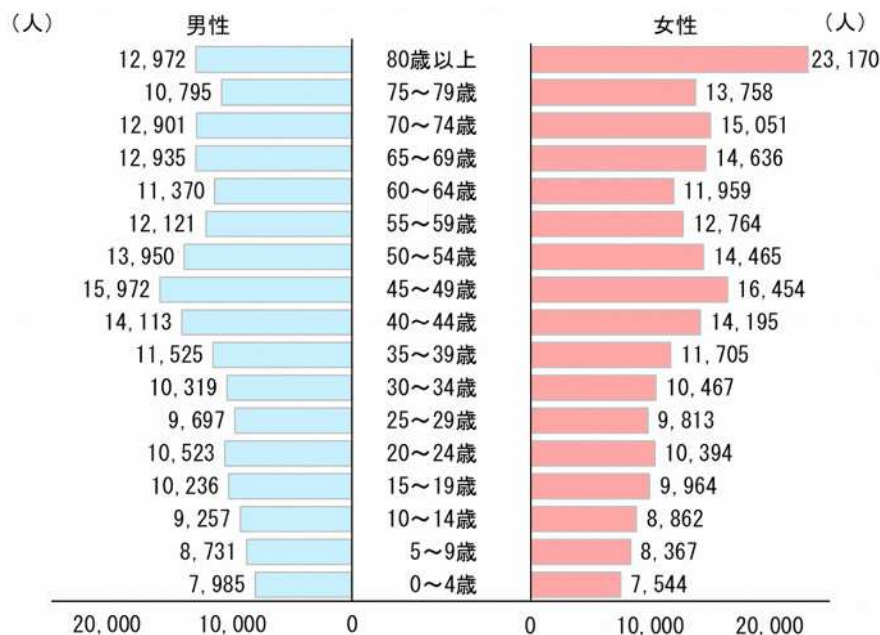
本市の近年の人口推移は減少傾向にあり、2019（平成31）年には41万人を下回りました。



資料：岐阜市住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ② 男女別年齢5歳階級別人口

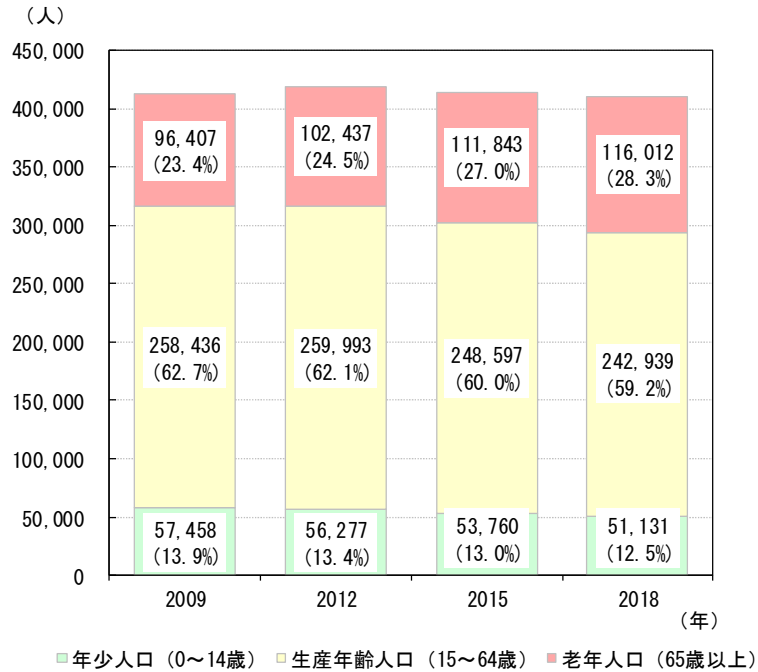
男女別年齢5歳階級別人口は、男性は「45～49歳」が最も多くなっています。女性は「80歳以上」が最も多く、次いで男性と同様に「45～49歳」が多くなっています。15歳未満の各層の人口は男女とも1万人を割り込んでおり、少子化の進行が分かります。



資料：岐阜市住民基本台帳（2019年4月1日現在）

### ③ 年齢3区分別人口の推移

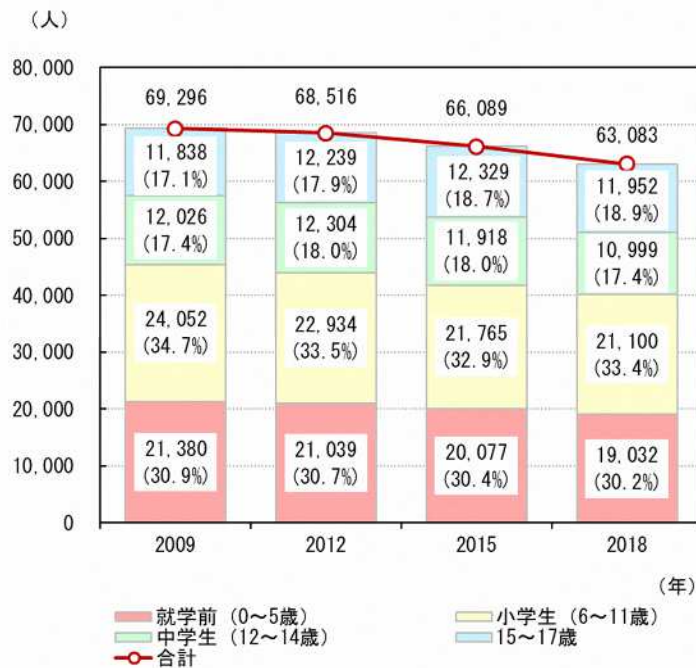
年齢3区分別人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。



資料：岐阜市住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ④ 18歳未満の人口の推移

0～17歳までの人口推移は、総数が減少傾向であるとともに、特に就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）の人口が減少傾向にあります。

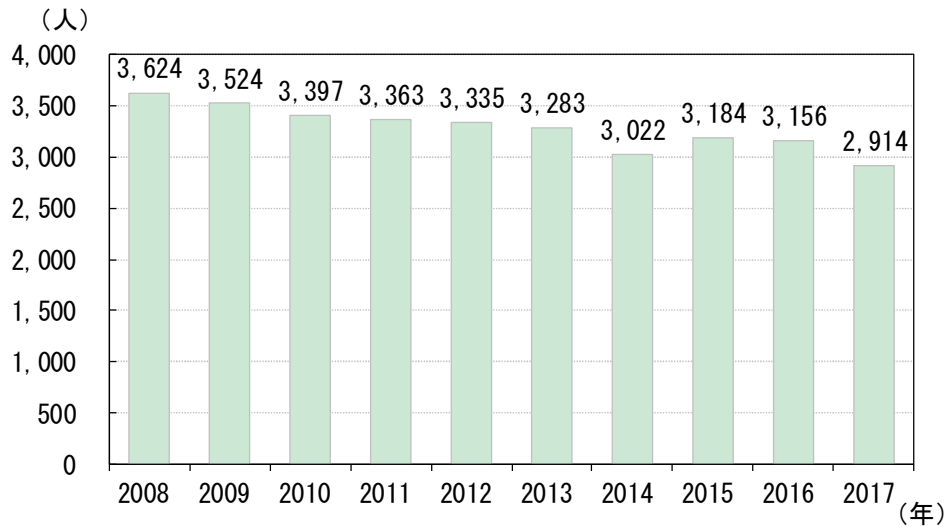


資料：岐阜市住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 出生の動向

### ① 出生数の推移

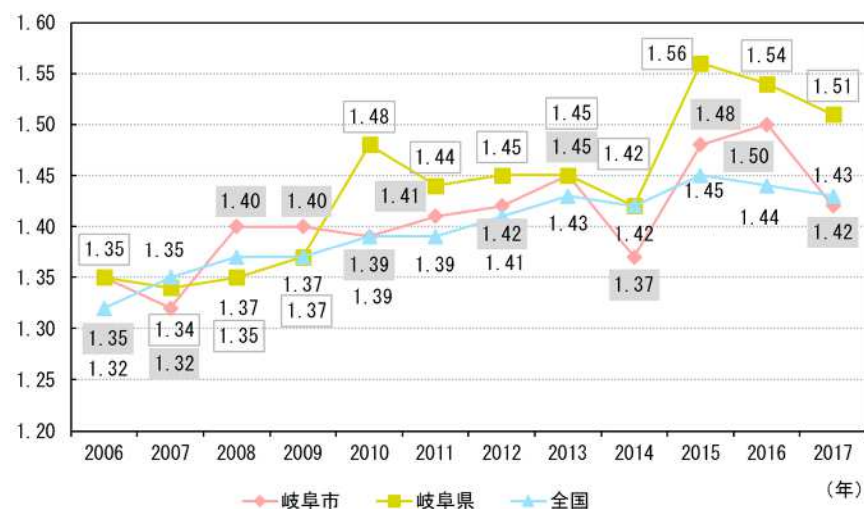
出生数の推移は減少が続き、近年は3,000人程度で推移していましたが、2017（平成29）年は2,914人と、3,000人を下回りました。



資料：岐阜市衛生年報

### ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率\*の推移は2006（平成18）年以降概ね増加傾向にあり、2017（平成29）年は1.42でしたが、現在の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率\*（=2.06）を依然大幅に下回っており、今後も少子化の進行が予測されます。



\*合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。

\*合計特殊出生率の算出には、2011年以前は住民基本台帳の5歳階級別の女性の人口を用いており、2012年以降は、指定区別年齢別男女別人口調（日本人のみの集計値）の5歳階級別の女性の人口を用いて算出。

\*グラフは、灰色の数字が岐阜市、枠内の数字が岐阜県、数字のみが全国。

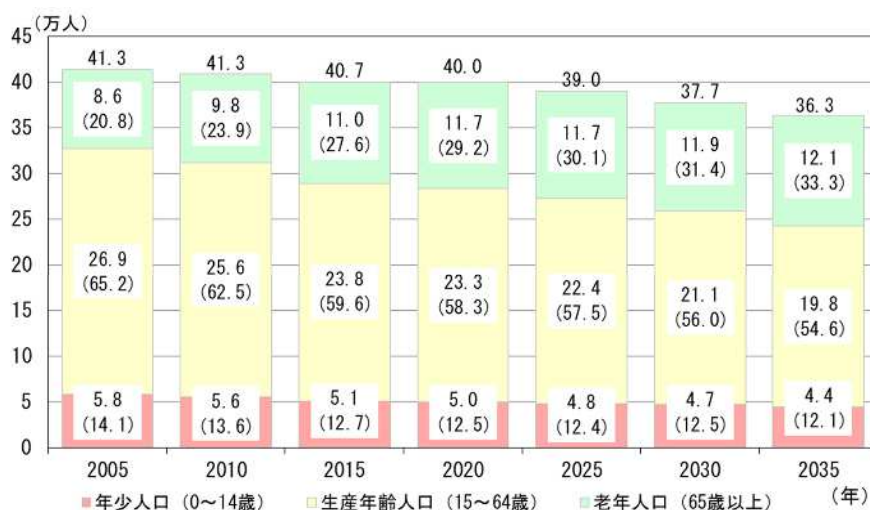
資料：岐阜市衛生年報



### (3) 将来人口の推移

2035（令和 17）年の総人口は、2015（平成 27）年と比較して 4.4 万人減（マイナス 11%）の 36.3 万人になると推計されています。年少人口が減少する一方、老年人口の増加により高齢化率が 3 割強に上昇、少子高齢化が加速していきます。

また、地域経済の担い手になる生産年齢人口の減少も見込まれ、人口構造は大きく変化すると推測されます。



※総人口は年齢不詳を含む。割合は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査、2020 年以降は岐阜市推計、2005 年は旧柳津町を含む（2006 年に合併）

## 2 子ども・若者の状況

### (1) 障がいのある子どもの状況

18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳\*の所持者をみると、近年、身体障害者手帳の所持者数は横ばい傾向にあります。

	(人)							
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
身体障害者手帳所持者	392	401	393	381	367	361	362	360
療育手帳所持者	803	858	889	964	987	1,012	1,031	1,060

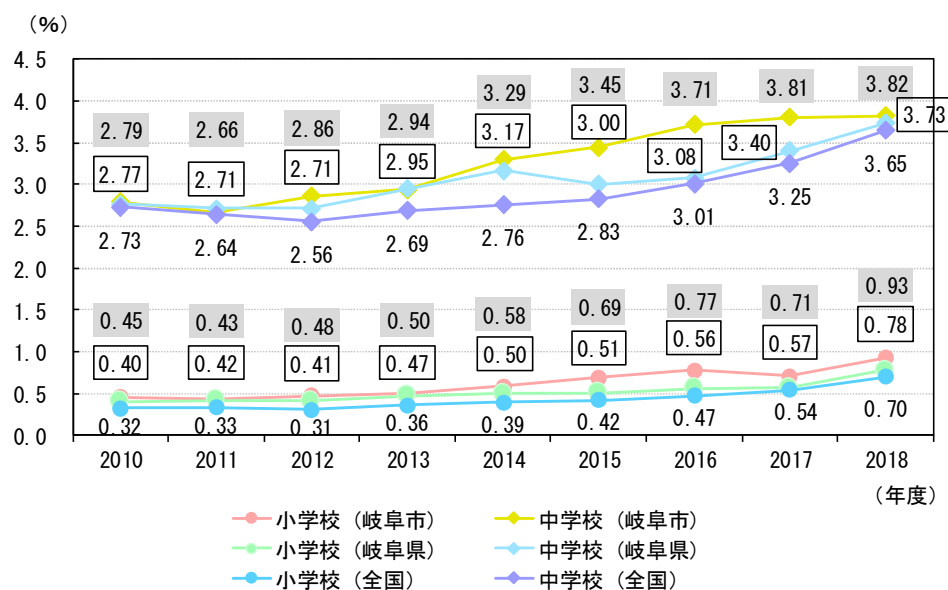
資料：岐阜市福祉部障がい福祉課調べ（各年3月末現在）

### (2) 小・中学校の不登校・いじめ

#### ① 不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒の推移（不登校率）

不登校\*を理由に、年間30日以上欠席した児童生徒の全児童生徒に占める割合は、増加傾向にあり、岐阜県及び全国の水準に比べて高く推移しています。

特に中学校では2010（平成22）年に比べて1ポイント以上増加しています。



※岐阜市の不登校率は、各年の不登校児童生徒数を毎年4月1日時点における岐阜市内の児童生徒数で除して算出している。

※岐阜市及び岐阜県の不登校児童生徒数は、公立小・中学校、全国の不登校児童生徒数は、国公私立小・中学校を対象としている。

※グラフは、灰色の数字が岐阜市、枠内の数字が岐阜県、数字のみが全国。

資料：岐阜市の教育

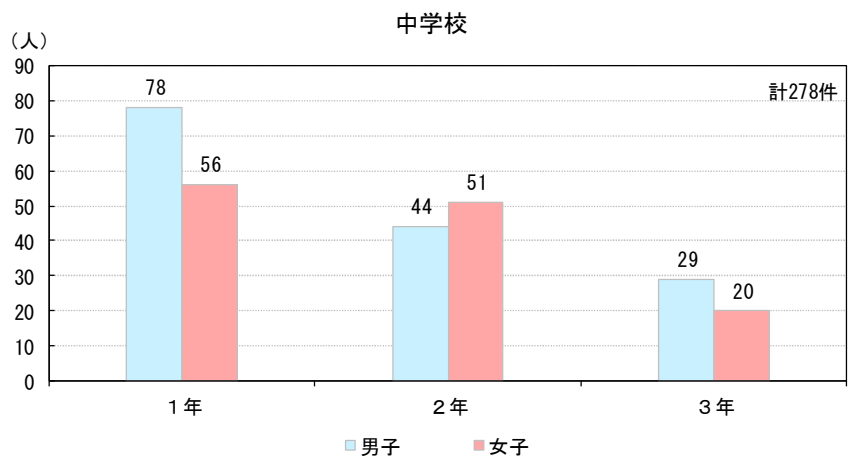
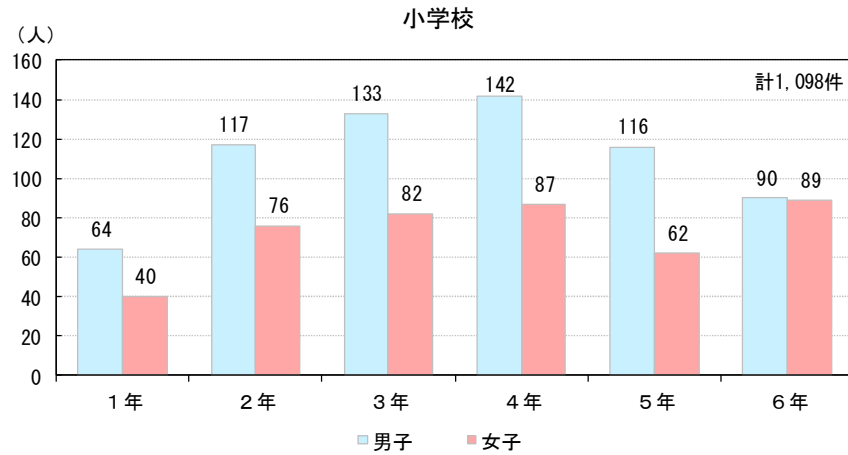
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

## ② いじめの認知件数

いじめの認知件数は2018（平成30）年度で小・中学校合わせて1,376件となっています。

小学生は男子の認知件数が女子に比べて多く、小学4年生をピークに減少しています。女子は、概ね男子よりも少ないものの、小学6年生では同程度となっています。

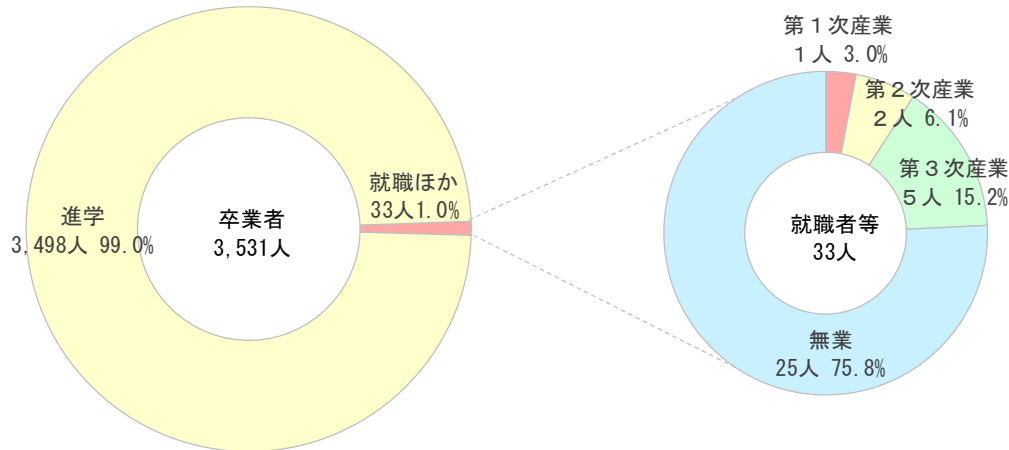
また、中学校では、学年が上がるにつれて男女とも減少しています。



資料：岐阜市の教育（2019年度）

### (3) 中卒者の進路状況

2018（平成30）年度の中卒者の進路状況は、「進学」が99.0%と、ほぼ全員が高校に進学しています。また、卒業後、進学しなかった人のうち、「無業」が75.8%となっています。



資料：岐阜市の教育（2019年度）

### (4) 就学援助の利用状況

#### ① 要保護及び準要保護児童生徒数の推移

本市における要保護及び準要保護児童生徒数は、2011（平成23）年度まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。また、本市の援助率は、全国値より低くなっています。



※要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数。

※準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数。

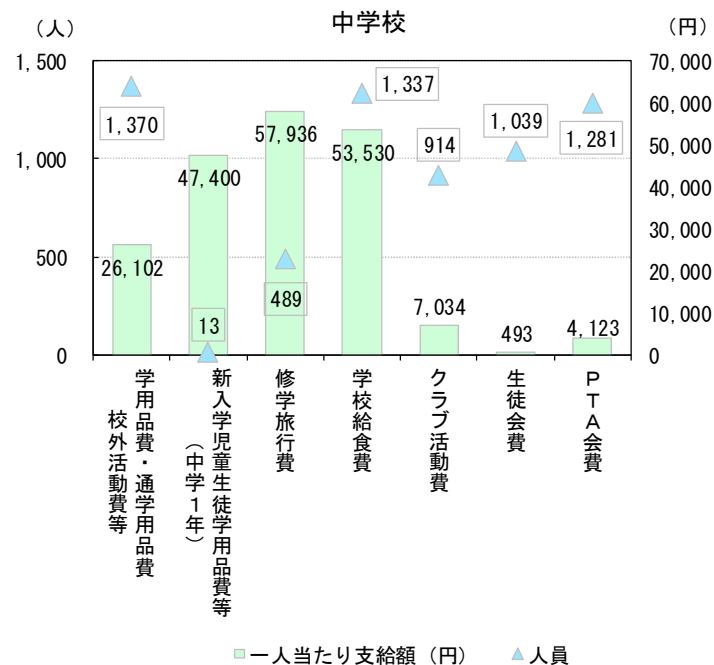
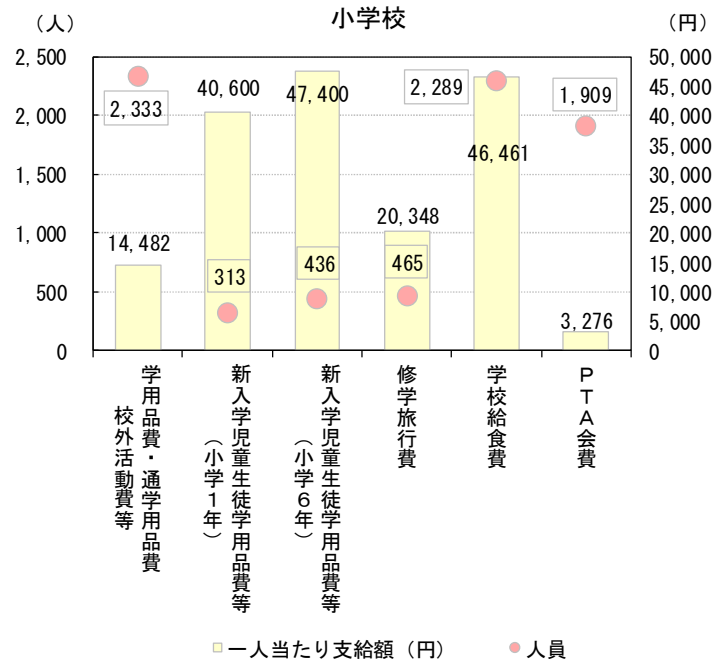
※援助率：公立学校児童生徒数に占める要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の割合を表したものである。

※就学援助制度：学校教育法上の実施義務に基づき、各市町村が経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与（学用品費のほか、通学費、修学旅行費等）の援助を行う制度。

資料：要保護・準要保護児童生徒認定状況推移（岐阜市）  
就学援助実施状況等調査結果（文部科学省）

## ② 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金実績（2018（平成30）年度）

本市における要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金実績をみると、一人当たり支給額が小学校では新入学児童生徒学用品費等（小学6年）、中学校は修学旅行費が多くなっています。



※グラフは、枠内の数字が人員、数字のみが支給額。

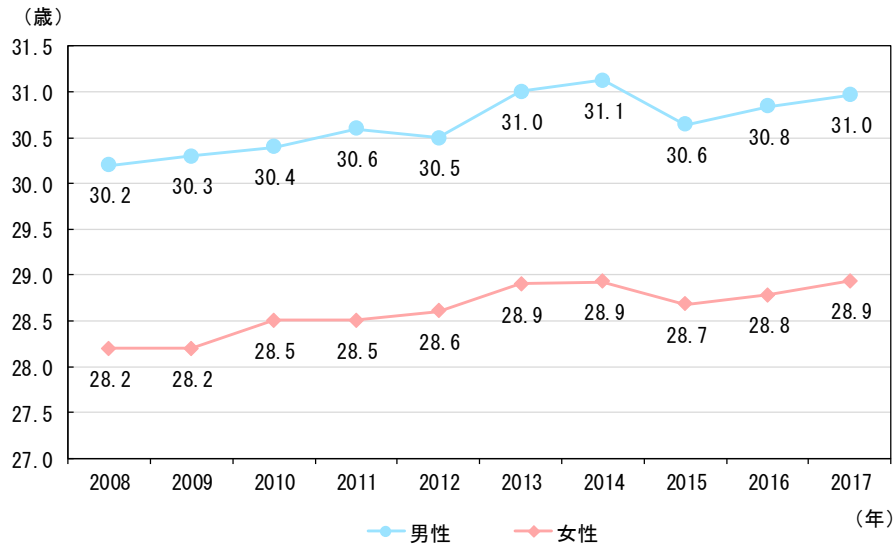
資料：岐阜市の教育（2019年度）



## (5) 未婚、晩婚化の進行

### ① 男女別平均初婚年齢の推移

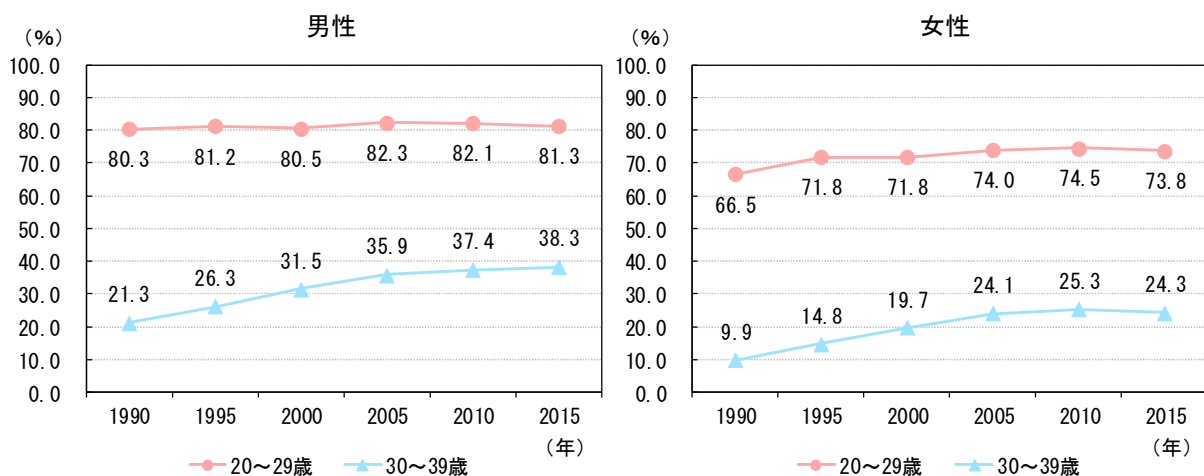
本市の男女別平均初婚年齢は、上昇傾向にあります。



資料：衛生年報（岐阜県）

### ② 20代・30代の男女・年齢別未婚率の推移

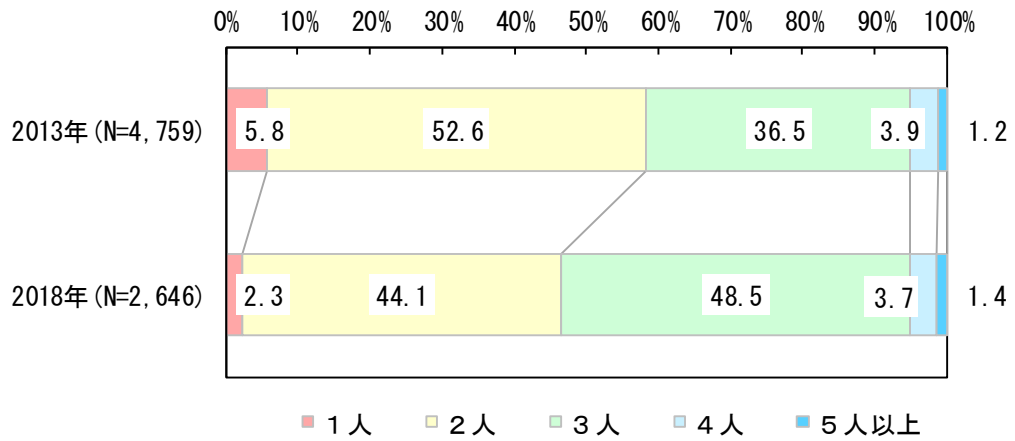
20代の未婚率は、2015（平成27）年には男性は81.3%、女性は73.8%と、2010（平成22）年に比べ男女共にわずかに減少しました。また、30代の未婚率は、男性は38.3%とやや増加した一方、女性は24.3%と、やや減少しました。しかし、男女とも未婚率は高い水準となっており、未婚・晩婚化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査

### ③ 理想の子どもの数

理想の子どもの数を見ると、2018（平成 30）年は「3人」が48.5%と最も多く、次いで「2人」が44.1%、「1人」が2.3%となっています。2013（平成 25）年は「2人」が52.6%と最も多く、次いで「3人」が36.5%、「1人」が5.8%となっており、近年では、子どもを多く望む人が増加しています。



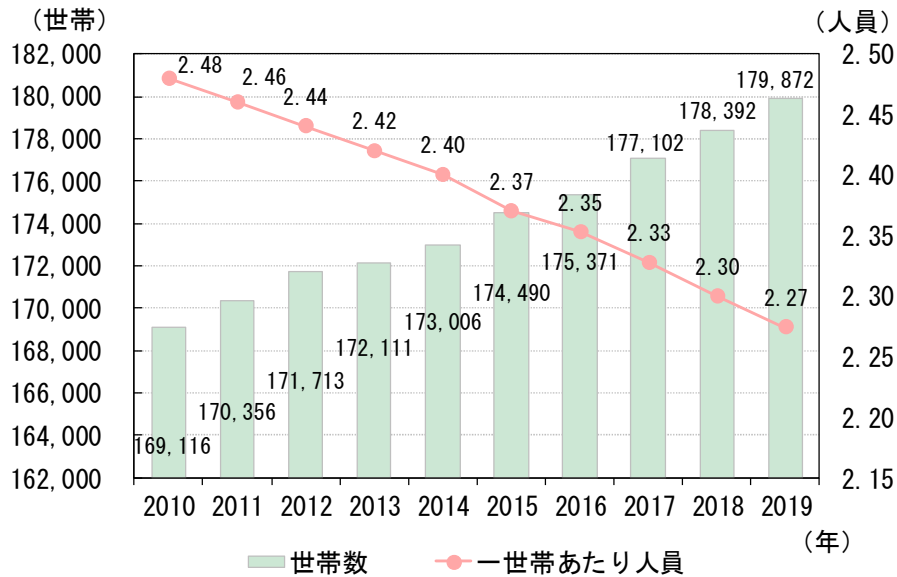
資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）  
岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（2013年）

### 3 家庭の状況

#### (1) 核家族の増加

##### ① 世帯数の推移

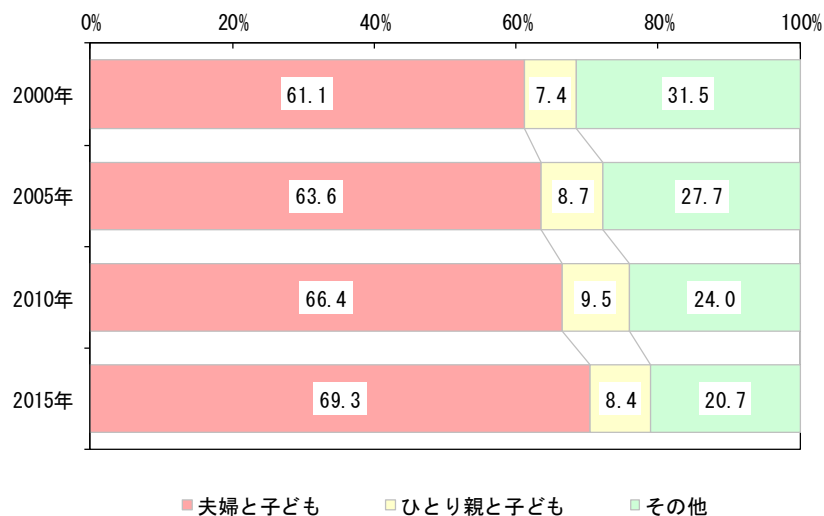
世帯数は増加傾向であるのに対し、一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。



資料：岐阜市住民基本台帳（各年4月1日現在）

##### ② 18歳未満の子どもがいる世帯類型の推移

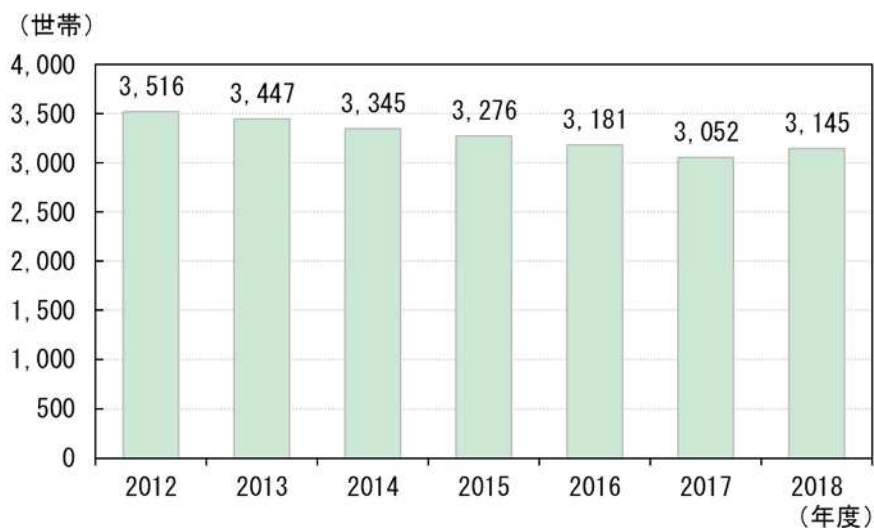
18歳未満の子どものいる世帯の家族類型をみると、「夫婦と子ども」の世帯類型の比率が上昇傾向にあります。一方、「その他」の多世代家族\*等の比率は低下傾向にあり、2015（平成27）年では20.7%となっています。



資料：国勢調査

## (2) 児童扶養手当受給者の推移

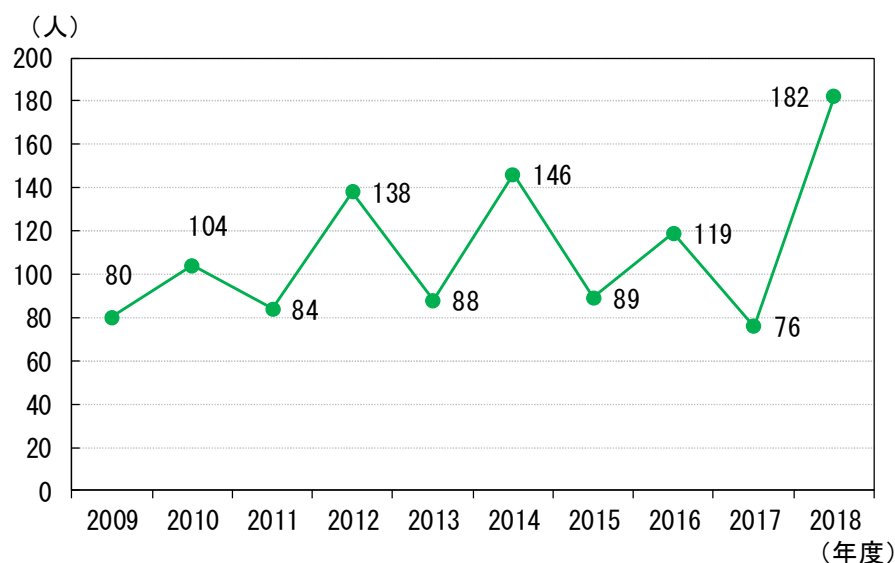
児童扶養手当\*の受給者の推移をみると、2018(平成30)年度は3,145世帯となっています。同手当はすべてのひとり親家庭が受給しているわけではないですが、近年では2012(平成24)年度をピークに減少傾向にあります。



資料：岐阜市子ども支援課調べ

## (3) 児童虐待相談対応件数(新規)の増加

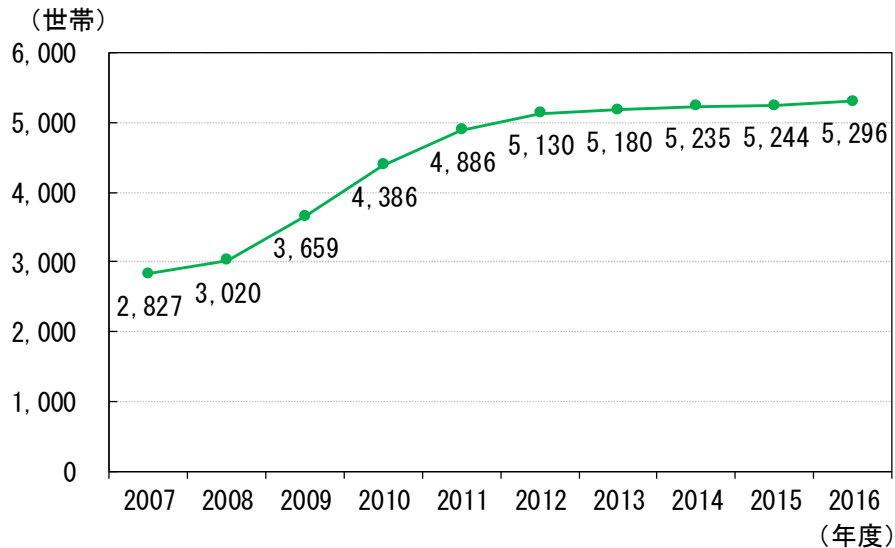
児童虐待\*相談対応件数(新規)の推移は、年によって変動があるものの増加傾向にあります。2017(平成29)年度は76件と、一度は減少したものの、2018(平成30)年度は再び増加し、近年で最も多い182件となっています。



資料：岐阜市子ども・若者総合支援センター調べ

#### (4) 生活保護世帯の増加

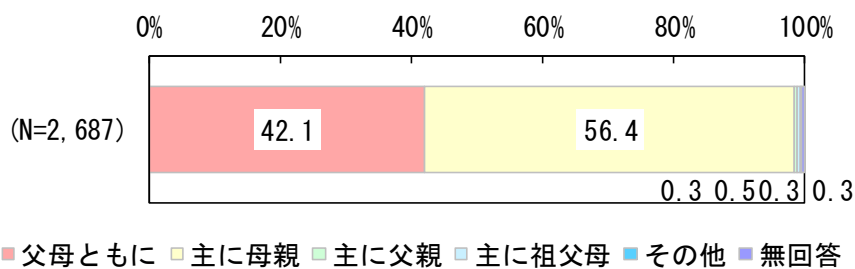
生活保護を受ける世帯は年々増加しています。2012（平成 24）年度に 5,000 世帯を超えて以降、高い水準を維持しており、2016（平成 28）年度には 5,296 世帯となっています。



資料：岐阜県統計書

#### (5) 家庭における育児の状況

子育て（教育を含む）を行っている人は、「主に母親」が 56.4% と最も多く、次いで「父母ともに」が 42.1% となっています。



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）



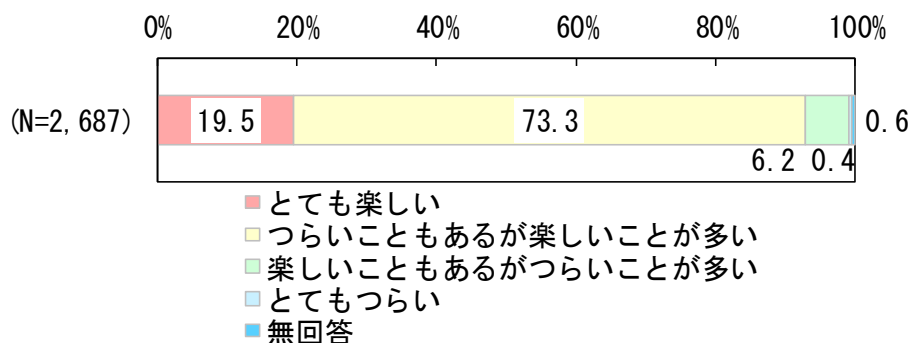
## (6) 子ども・子育てに対する保護者の意識

子育てが楽しいかは、「つらいこともあるが楽しいことが多い」が73.3%と最も多く、次いで「とても楽しい」が19.5%となっており、多くの方が子育ての楽しさや喜びを感じています。

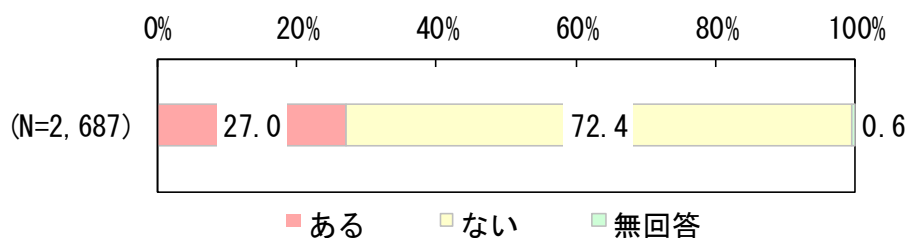
また、子どもを虐待しているのではないかとすることは、「ない」が72.4%であるのに対し、「ある」が27.0%と、約3割の保護者が子どもへの虐待を心配しています。

なお、虐待の内容は、「感情的な言葉」が87.6%と、精神的な虐待が多くなっています。

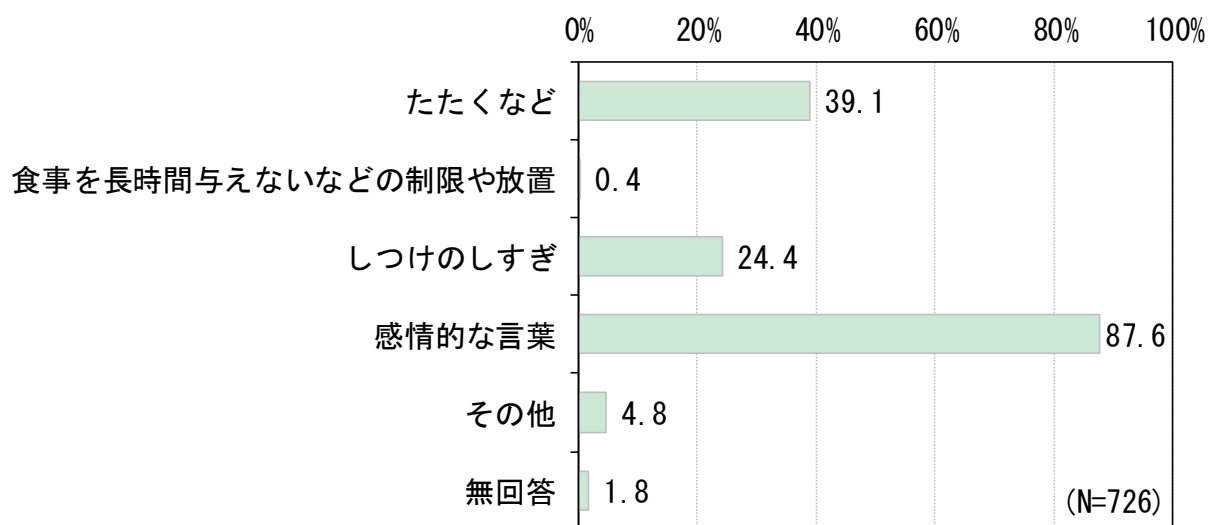
### 【子育てが楽しいか】



### 【子どもを虐待しているのではないかとすること】



### 【子どもの虐待の内容】



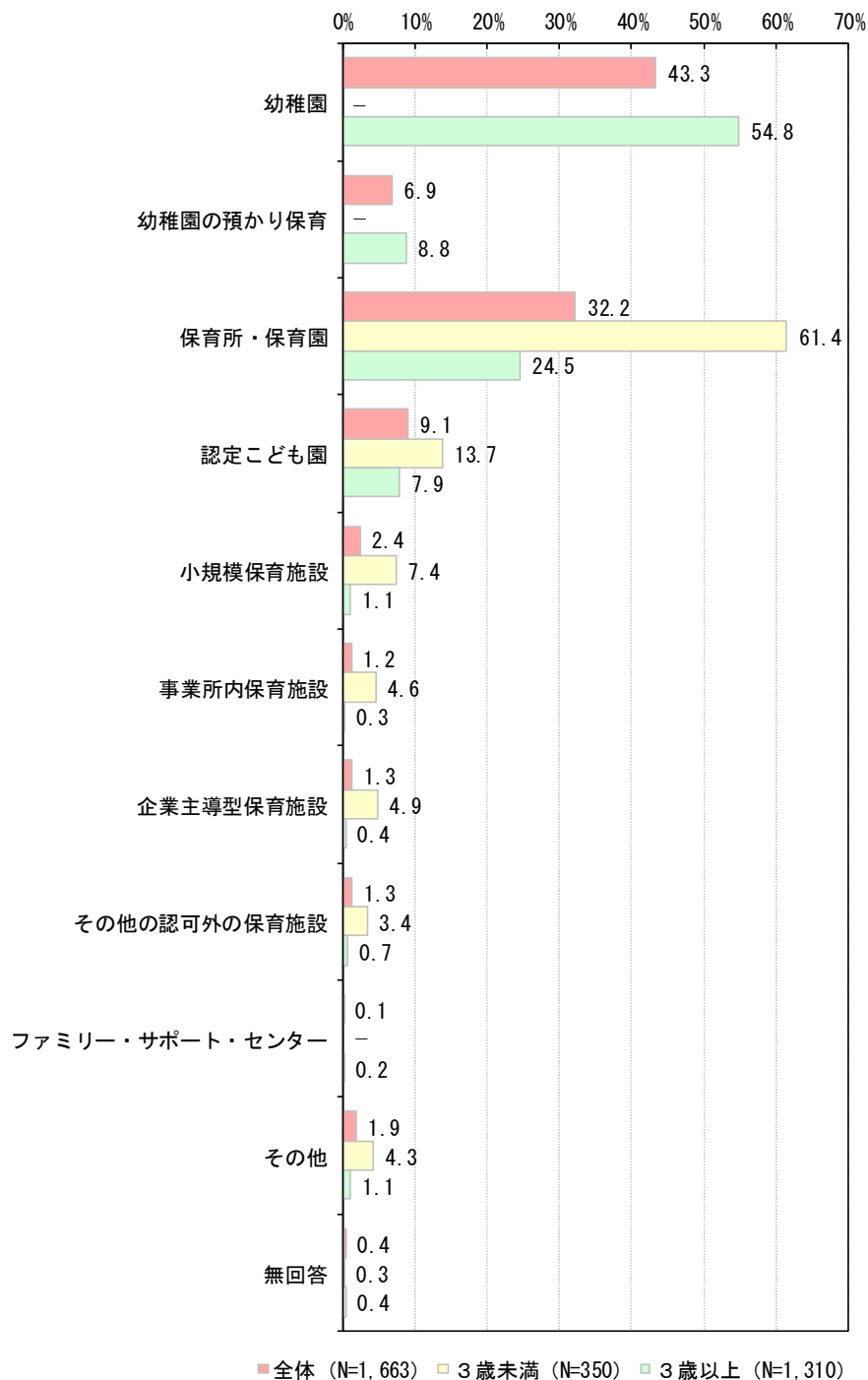
資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

## (7) 子育て支援の現状

### ① 子どもの年齢別、平日の定期的な教育・保育施設の利用状況について

子どもの年齢別・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「3歳未満(0~2歳)」では「保育所・保育園」が最も多くなっています。

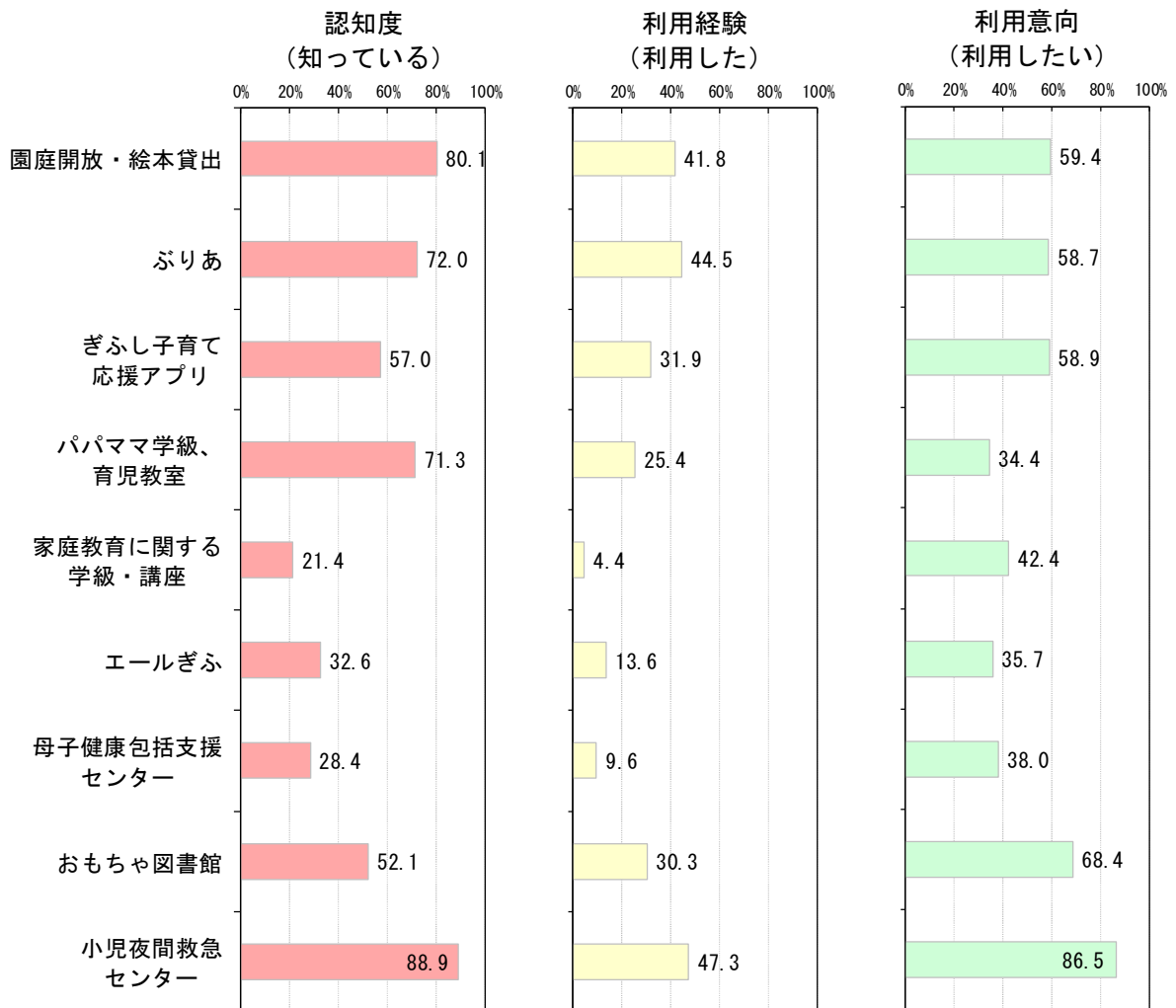
一方、「3歳以上(3~5歳)」では「幼稚園」の利用率が高く、5割以上となっています。



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

## ② 各種子育て支援事業

子育て支援事業についてみると、多くの事業が認知されている状況にありますが、利用経験は低い傾向にあります。特に「家庭教育に関する学級・講座」や、調査直前に開設したばかりの「母子健康包括支援センター」については、それぞれ4.4%、9.6%と10%を下回っています。その一方で、利用意向は概ね高い傾向にあることから、子育て支援事業に関する情報提供等の取り組みが必要といえます。

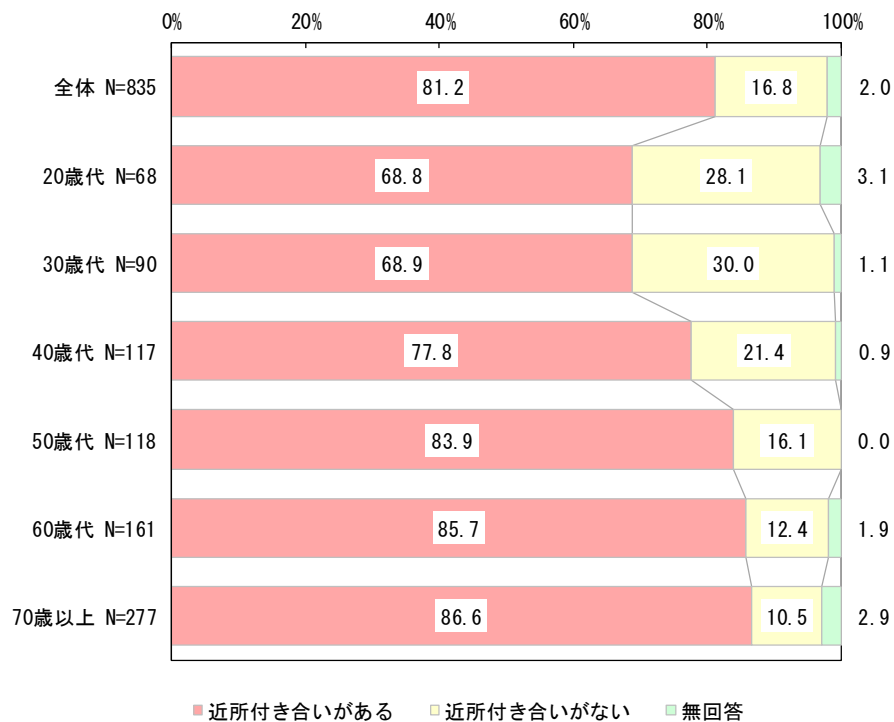


資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

## 4 地域・社会の状況

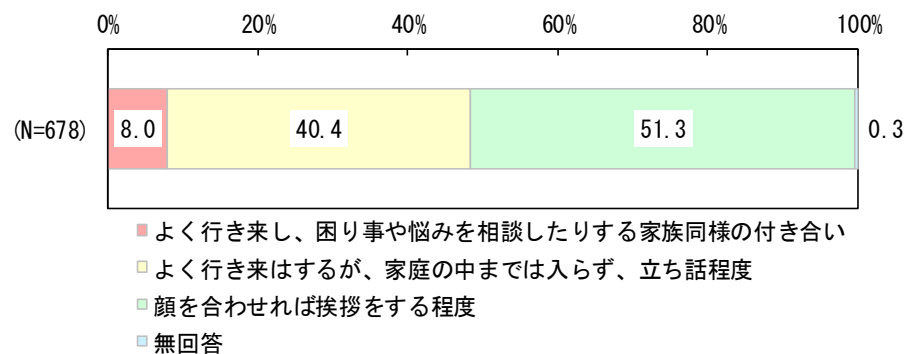
### (1) 近所付き合いの状況について

「近所付き合いがある」が81.2%、「近所付き合いがない」が16.8%となっています。年代別にみると、40歳代では8割弱、50歳代以上では8割超が「近所付き合いがある」と回答している一方、20歳代や30歳代では7割を下回るなど、違いがみられます。



資料：岐阜市地域福祉計画策定基礎調査（2018年度）

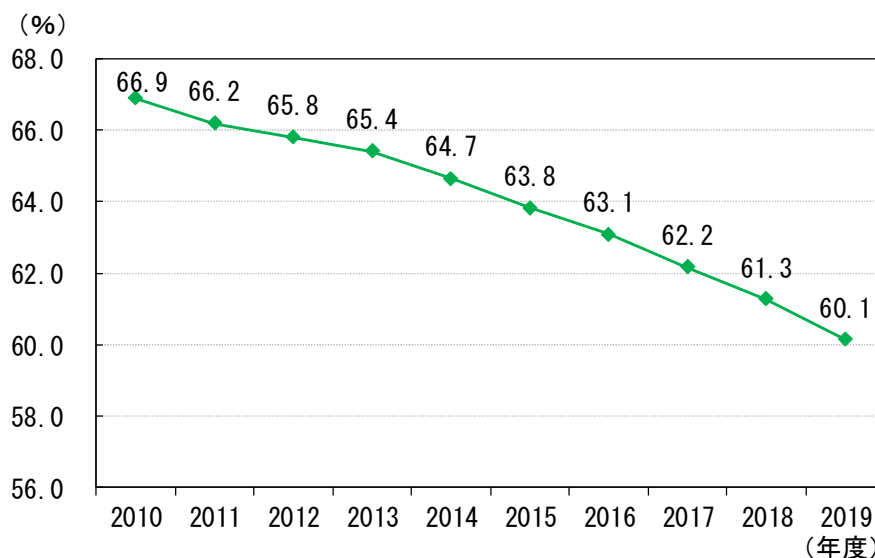
なお、近所付き合いの程度をみると、「顔を合わせれば挨拶をする程度」が51.3%と最も多く、次いで「よく行き来はするが、家庭の中までは入らず、立ち話程度」が40.4%となっています。



資料：岐阜市地域福祉計画策定基礎調査（2018年度）

## (2) 自治会加入率

自治会加入率は減少傾向が続いており、2019（令和元）年度の加入率は60.1%となっています。

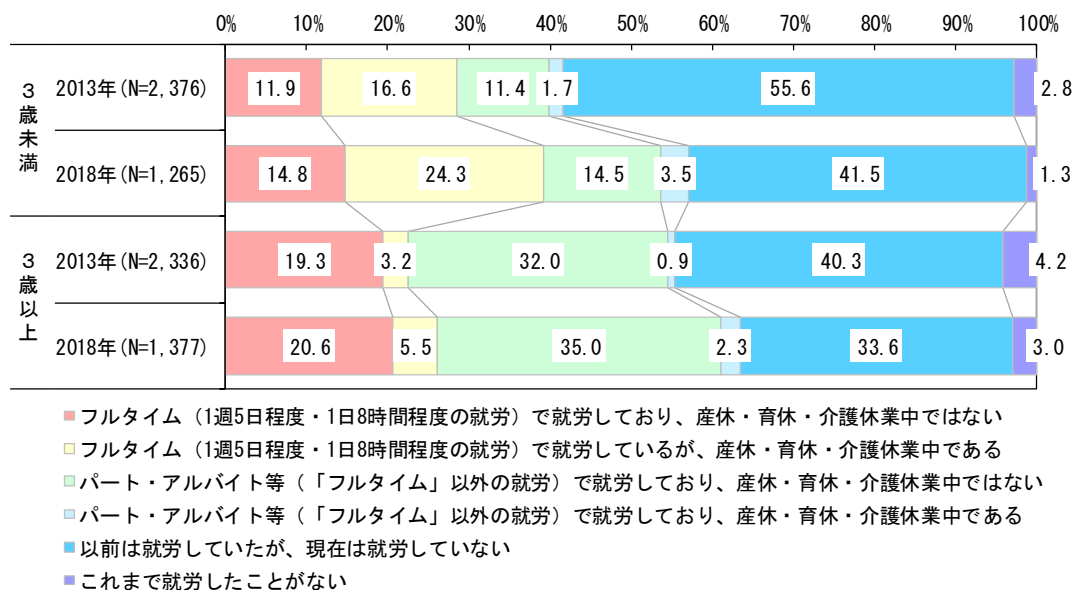


資料：岐阜市市民活動交流センター調べ

## (3) 仕事と子育ての状況

### ① 子どもを持つ母親の就労状況

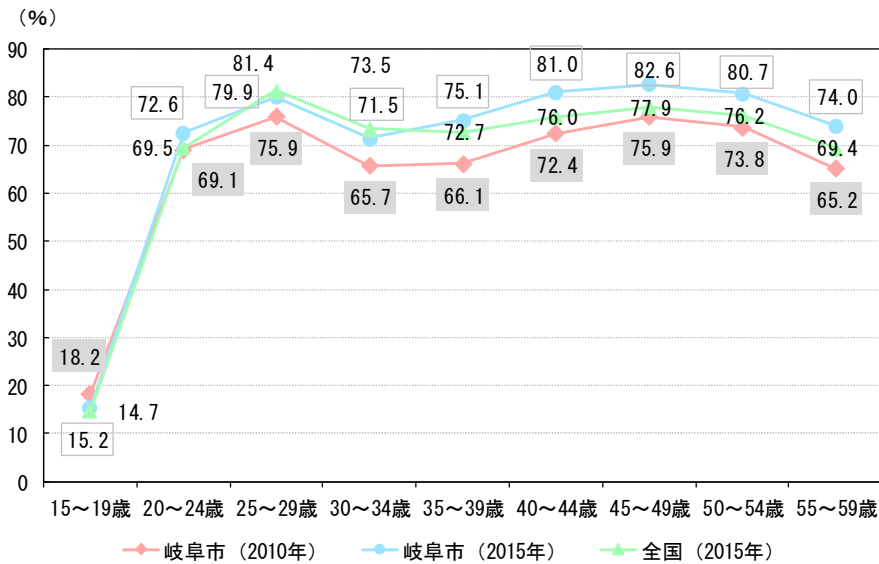
2018（平成30）年の母親の就労状況をみると、3歳未満では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、また、フルタイムの就労においても産休・育休・介護休業中の割合が24.3%となっています。一方、3歳以上になると、産休・育休・介護休業中でないフルタイム又はパート・アルバイトの割合が増加しており、子どもが大きくなるにつれて就労復帰している状況が分かります。2013（平成25）年と比べると、3歳未満・3歳以上共に「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が低下しています。



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）  
岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（2013年）

② 女性の年齢階層別就労状況

本市における女性の年齢階層別労働力率\*は、子育て世代と考えられる30～34歳が最も低くなるM字型となっており、依然として他の年代と比べ低くなっています。ただし、労働力率自体は上昇傾向にあり、ほぼすべての年代において2010(平成22)年を上回っています。また、35歳以上になると、全国よりも高い水準になっており、女性の社会進出は着実に進んでいるといえます。

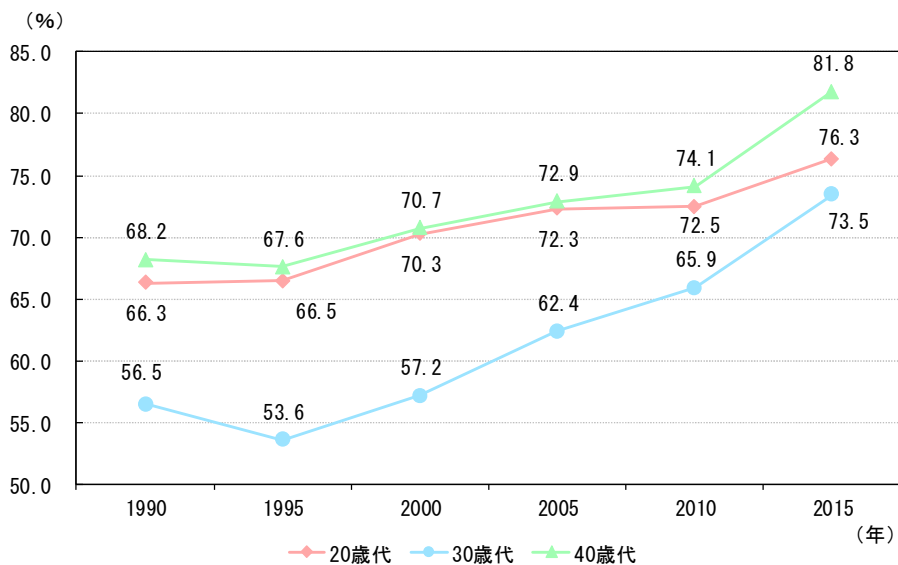


※グラフは、灰色の数字が岐阜市（2010年）、枠内の数字が岐阜市（2015年）、数字のみが全国（2015年）。

資料：国勢調査

③ 女性の年代別労働力率推移

本市の女性の年代別労働力率推移を20歳代、30歳代、40歳代別にみると、1995（平成7）年以降、各年代とも上昇しています。

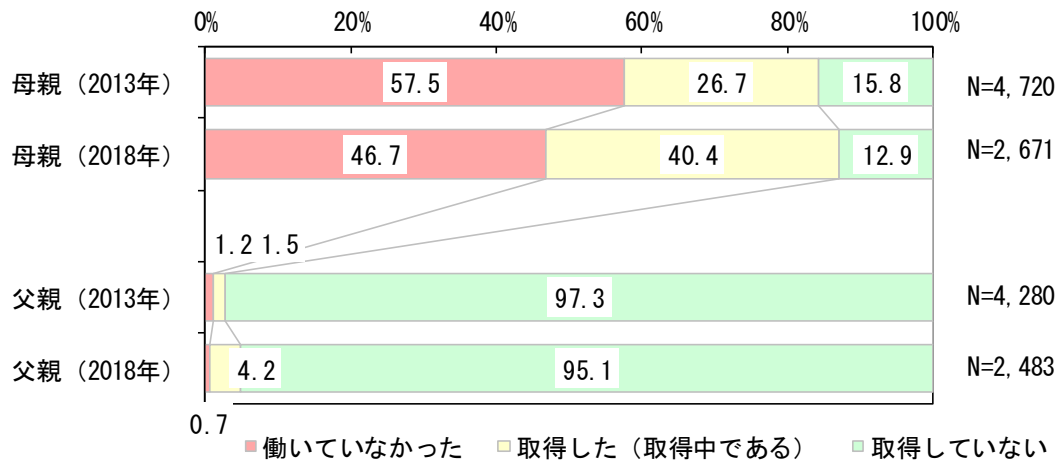


資料：国勢調査

#### ④ 父母の育児休業の取得状況

2018（平成 30）年の母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が 46.7%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 40.4%、「取得していない」が 12.9%となっています。一方、父親については、「取得していない」が 95.1%と最も多くなっています。

2013（平成 25）年と比べると、父母共に「取得した（取得中である）」と回答した割合が増加していることから、働きながら子育てする環境や制度が整いつつあることが分かります。



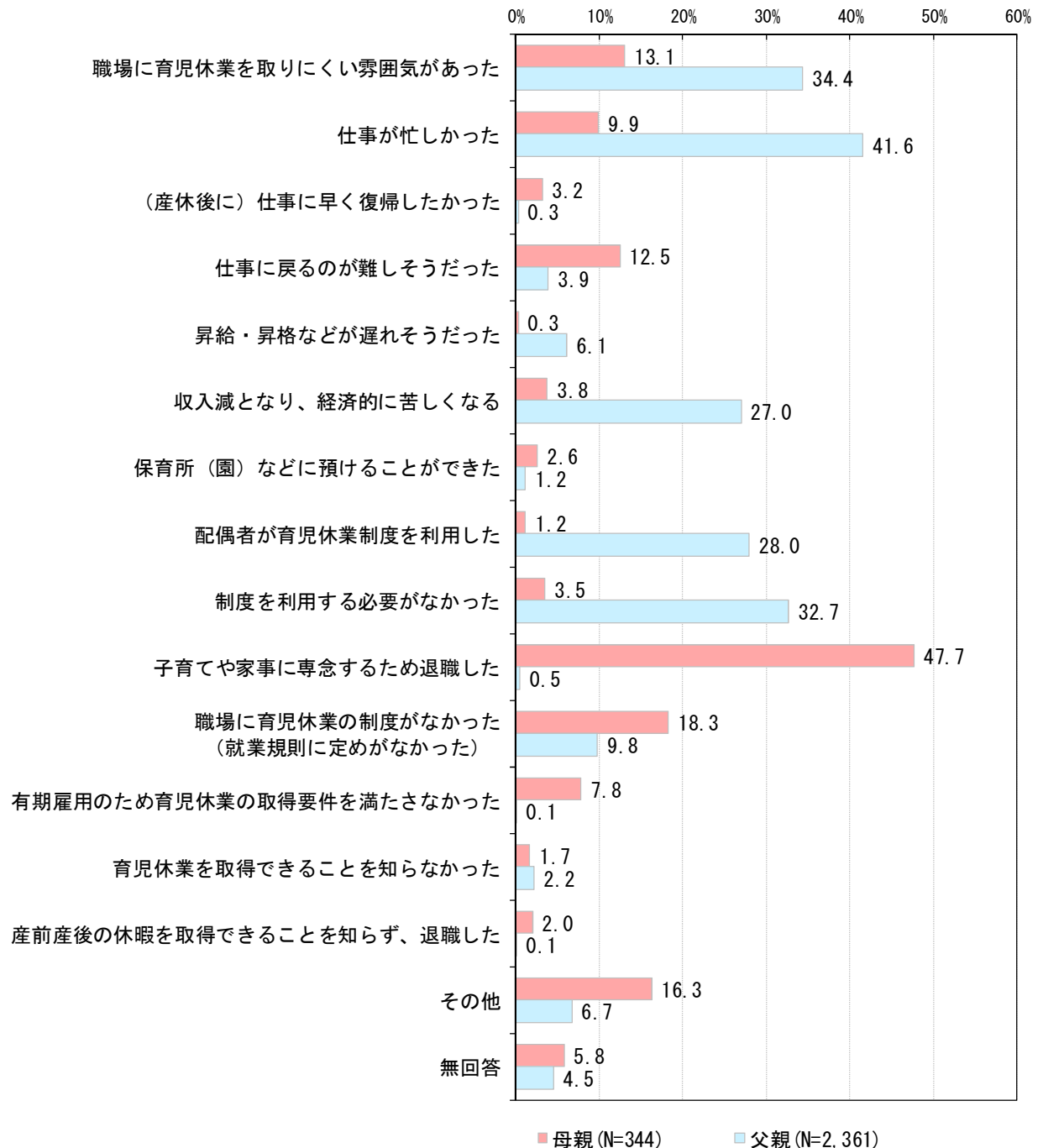
資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）  
 岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（2013年）



## ⑤ 父母の育児休業を取得していない理由

母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が47.7%と最も多く、次いで「育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が18.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が13.1%となっています。

父親については、「仕事が忙しかった」が41.6%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.4%、「制度を利用する必要がなかった」が32.7%となっています。

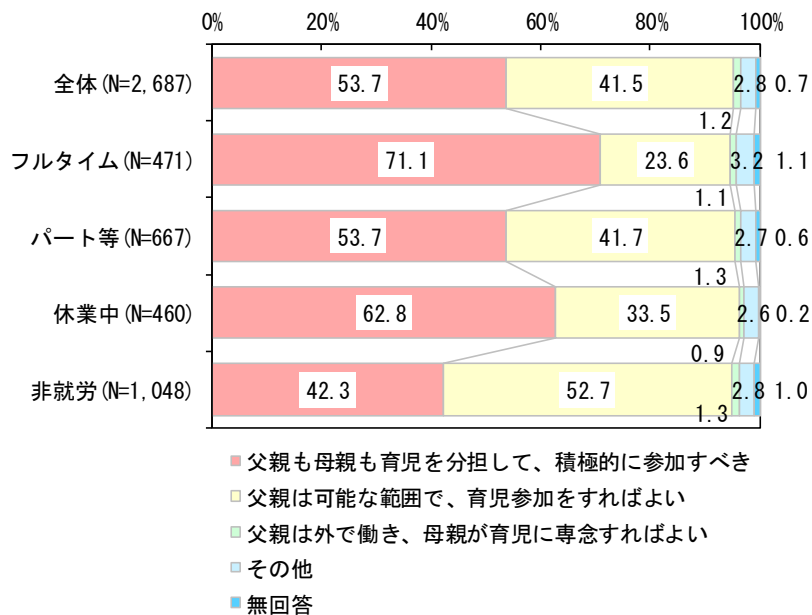


資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

### ⑥ 父親の育児参画に対する考え方

全体では、「父親も母親も育児を分担して、積極的に参加すべき」が53.7%と最も多く、次いで「父親は可能な範囲で、育児参加をすればよい」が41.5%となっています。

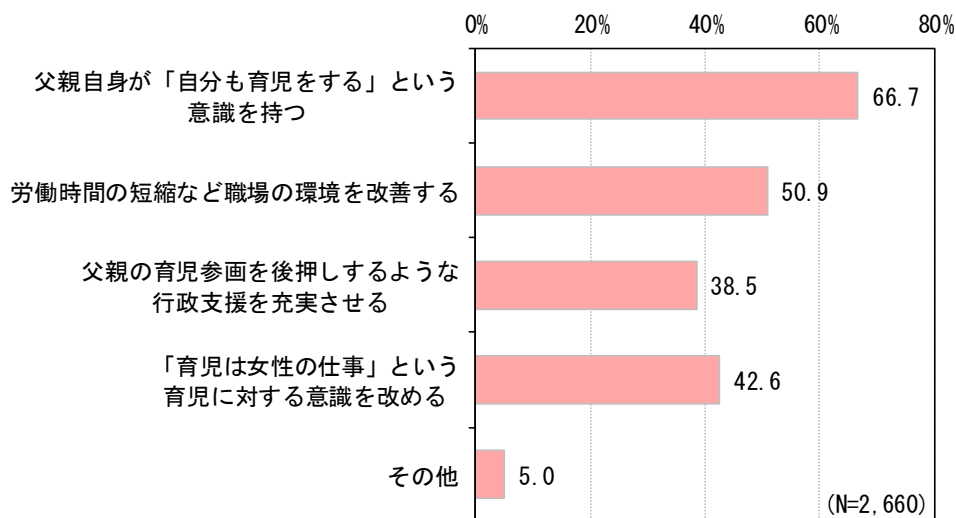
また、母親の就労状況別にみると、「非就労」以外において「父親も母親も育児を分担して、積極的に参加すべき」が5割を超えており、母親が就労している世帯では、父親の積極的な育児参画が望まれています。



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

### ⑦ 父親の育児参画を促すために必要なこと

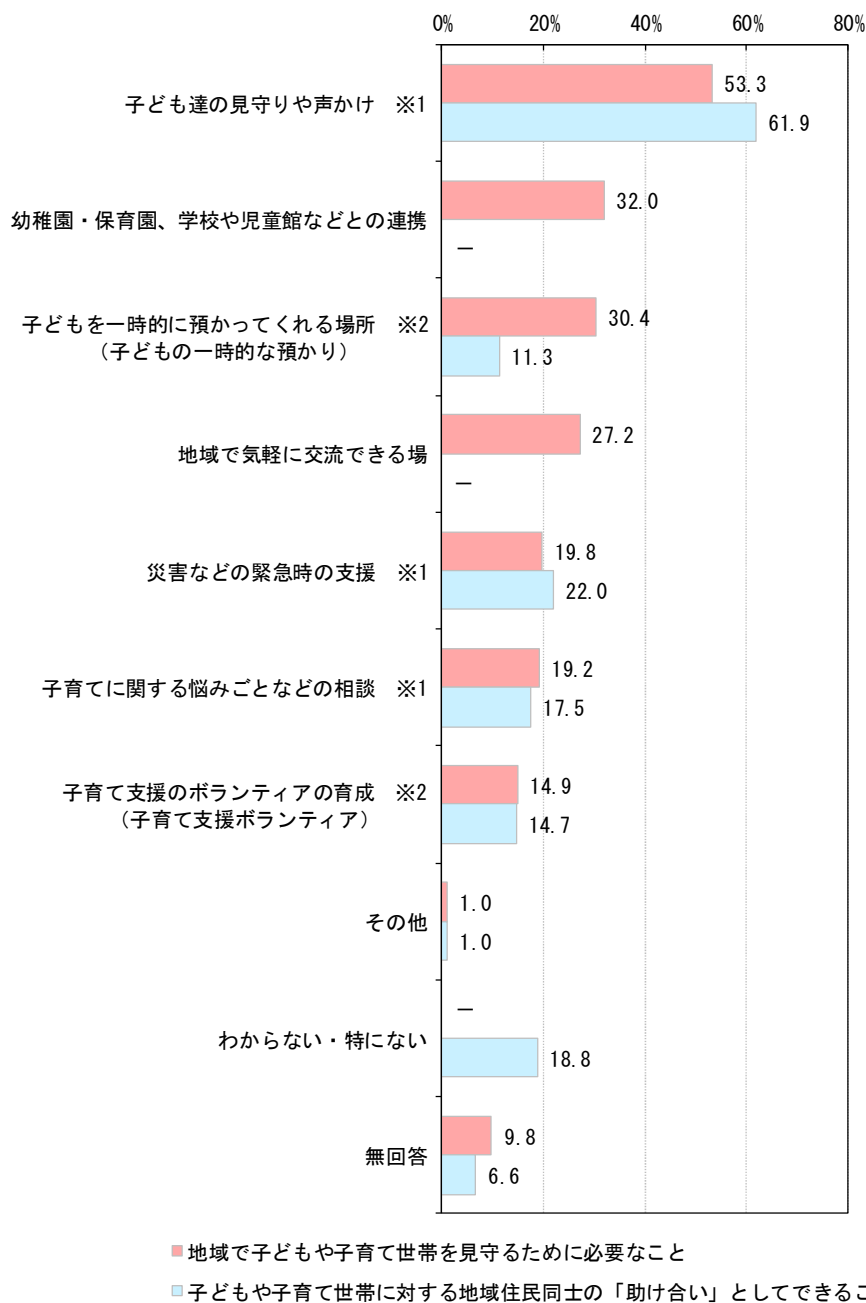
父親の育児参画を促すために必要なこととして、「父親自身が『自分も育児をする』という意識を持つ」が66.7%と最も多く、次いで「労働時間の短縮など職場の環境を改善する」が50.9%となっています。



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

## ⑧ 地域における子ども・子育てへの「助け合い」

「地域で子どもや子育て世帯を見守るために必要なこと」と「子どもや子育て世帯に対する地域住民同士の『助け合い』としてできること」は共に「子ども達の見守りや声かけ」が最も多くなっています。



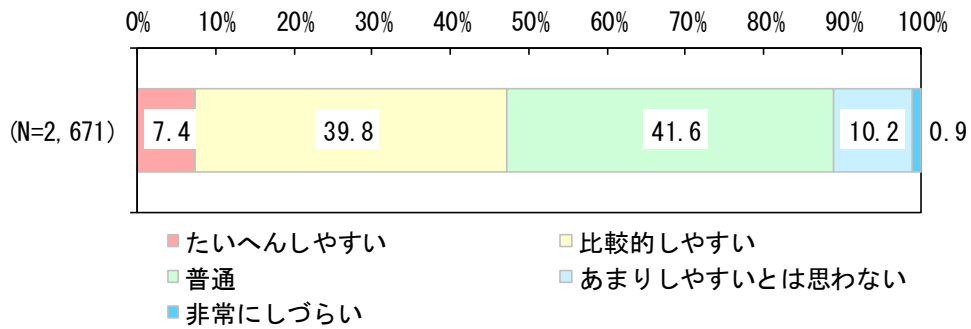
※1 岐阜市地域福祉計画策定基礎調査（2018年度） 問12「地域で子どもや子育て世帯を見守るために必要なこと」及び問13「子どもや子育て世帯に対する地域住民同士の『助け合い』としてできること」において、共通する選択肢。

※2 岐阜市地域福祉計画策定基礎調査（2018年度） 問12「地域で子どもや子育て世帯を見守るために必要なこと」及び問13「子どもや子育て世帯に対する地域住民同士の『助け合い』としてできること」において、類似する選択肢。( ) 内が問13における選択肢の内容に該当。

資料：岐阜市地域福祉計画策定基礎調査（2018年度）

⑨ 岐阜市における子育てのしやすさ

「岐阜市は子育てのしやすいまちか」についてみると、「たいへんしやすい」と「比較的しやすい」を合計した割合は47.2%となっており、半数程度の方が子育てしやすいと感じています。



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2018年）

## 5 現行計画の評価

本計画の前身となる「第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画」及び「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき次世代育成支援対策事業や、保育サービス等の各種事業について目標数値を設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

両計画で設定された下記の目標指標及び目標事業量について評価を実施しました。

### (1) 「第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画」目標指標からみた達成状況

目標数値に対して「100%達成」「80%以上達成」「80%未満」の3段階に区分して評価しました。基本目標1～3ごと、全体での達成状況は以下の通りです。2018（平成30）年度において、71の目標指標中38項目が「100%達成」、20項目が「80%以上達成」と、80%以上達成している目標指標が全体の8割を占めており、取り組みはおおむね順調に進捗しています。

#### ■ 目標指標から見た達成状況

	目標指標数	2018年度達成状況		
		100%達成	80%以上達成	計
基本目標1	19	10 (52.6%)	6 (31.6%)	16 (84.2%)
基本目標2	22	14 (63.6%)	5 (22.7%)	19 (86.4%)
基本目標3	30	14 (46.7%)	9 (30.0%)	23 (76.7%)
全体(合計)	71	38 (53.5%)	20 (28.2%)	58 (81.7%)

## (2) 「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」の目標事業の達成状況

2015（平成27）年に策定された「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み\*に対する確保方策\*を数値目標として設定しています。

### ① 教育・保育の実績

保育ニーズが年々増加していること、年度途中の入所希望等を踏まえ、計画の中間（2017（平成29））年において2号認定、3号認定、放課後児童健全育成事業の計画値の見直しを行いました。これを踏まえ、確保方策の整備を進めてきましたが、特に3号認定の1～2歳は児童数が計画値より大幅に増加したため、不足が生じる結果となりました。ただし、これらの不足は定員の弾力化\*で対応することができたため、待機児童は発生していません。

※定員の弾力化とは、部屋面積、保育士配置基準を満たすことを前提に、認可定員を超えて入所できるようにすること。

## ■ 2018（平成30）年度時点の実績値と計画値

### 1・2号認定（幼稚園利用）

市全域	1・2号認定	
	実績値	計画値
①量の見込み（児童数）	6,387	6,052
②確保方策（定員）	11,518	7,106
②－①	5,131	1,054

### 2・3号認定（保育認定）

市全域	2号認定		3号認定			
			0歳		1～2歳	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
①量の見込み（児童数）	3,306	3,378	404	423	2,209	2,182
②確保方策（定員）	3,418	3,414	436	404	2,176	2,184
②－①	112	36	32	▲19	▲33	2

※1号認定とは、満3歳以上で、学校教育のみ（保育の必要性がない）を必要とする子どもをいう。

※2号認定とは、満3歳以上で、保育を必要とする子どもをいう。

※3号認定とは、満3歳未満で、保育を必要とする子どもをいう。

## ② 地域子ども・子育て支援事業の実績

保育ニーズが年々増加していることを踏まえ、計画の中間（2017（平成 29））年において放課後児童健全育成事業の計画値の見直しを行いました。2018（平成 30）年時点において64人の不足が生じていますが、定員の弾力化で対応することができたため、待機児童は発生していません。

## ■ 2018（平成 30）年度時点の実績値と計画値

	実績値			計画値		
	① 量の見込み	② 確保方策	②-①	① 量の見込み	② 確保方策	②-①
①利用者支援事業（箇所数）	1	1	0	1	1	0
②地域子育て支援センター事業* （延べ人数）	7,891	13,164	5,273	7,878	13,164	5,286
③妊婦健康診査（回）	36,665	—	—	34,256	—	—
④すくすく赤ちゃん子育て支援事業（件）	2,976	2,864	—	2,863	2,720	—
⑤養育支援訪問事業（延べ件数）	16	176	—	17	245	—
⑥短期入所生活援助（ショートステイ）事業 （延べ件数）	69	730	661	148	730	582
⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児童） （延べ人数）	2,165	6,811	4,646	6,654	6,811	157
⑧一時 預かり 事業	1)幼稚園での一時預かり （延べ人数）※1	—	209,820	—	197,980	209,820
	2)保育所（園）等での一時 預かり事業（延べ人数）※2	10,130	62,098	51,968	54,423	63,983
⑨延長保育事業（人）	209	995	786	518	995	477
⑩病児・病後児保育事業（延べ人数）	4,647	12,373	7,726	5,471	12,383	6,912
⑪放課後児童健全育成事業（人）	3,071	3,007	▲64	3,508	3,401	▲107

※1 幼稚園における在園児等を対象とした一時預かり

※2 保育所（園）等における一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の3事業の計。



## 6 本市における課題

現状を踏まえ、本市における主な課題と、課題に対する施策の方向性について整理します。

### ■ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

#### 【主な課題】

- ・ 近年、本市の人口は41万人を下回り、65歳以上の人口割合は増加傾向にある一方で、0～14歳の年少人口は減少傾向にあり、少子化が進行しています。
- ・ 2014（平成26）年に「いじめ防止等対策推進条例」を制定し、いじめ防止等対策を進めています。しかしながら、小・中学校におけるいじめがなくなる状況にありません。
- ・ 学校生活に適應できないといった子どもが増えています。学校や家庭、関係機関との連携や、子どもへの相談体制の充実が必要です。
- ・ 中学校卒業後、進学も就職もしていない若者が一定程度いることがわかっています。若者の社会的・経済的自立を図るためには、雇用環境の改善はもとより、個人の置かれた状況に応じた支援が必要です。
- ・ 貧困状況にある世帯数が増えています。貧困は子どもの教育や進学等の機会を狭める等、子どもが育つ環境に大きな影響を及ぼします。家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力や可能性を伸ばしていけるような支援が必要です。
- ・ 未婚・晩婚化が進んでいます。結婚、出産は個人の価値観に関わるものですが、経済的な理由等から結婚や子どもを持つことを希望しながらも実現しない状況があります。子どもを生み育てる意識の醸成や経済的な負担軽減等、結婚や子育ての希望が実現できる社会に向けた取り組みが必要です。

#### 【施策の方向性】

- ⇒ **子どもの権利、子どもの最善の利益を優先した支援施策の展開**
- ⇒ **さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援**
- ⇒ **結婚や子育てに希望が持てる社会づくり**

## ■子育て家庭を取り巻く環境の変化

### 【主な課題】

- ・ 子育て支援サービスの利用希望として、3歳未満の低年齢児保育のニーズが多くなっています。今後はサービス量を確保しつつ、質の向上を図っていくことが課題です。
- ・ 子育て支援事業のなかで、小児夜間急病センターへの利用希望が高くなっています。また、高齢出産や多胎妊娠等への妊娠・出産・育児における不安・負担の解消に向けて、医療体制をはじめ安心して子どもを産み、育てられるよう引き続き、支援していくことが必要です。
- ・ 一人で生計を維持し、子どもの養育や教育等の子育てを担うひとり親家庭はさまざまな悩みや問題を抱え込みやすいため、経済的・精神的に自立した生活が営めるよう支援が必要です。
- ・ 児童虐待の相談対応件数が過去最多となっています。虐待は子どもの心身の成長や人格の形成に影響を与える重大な人権侵害です。対応が複雑化、長期化するなかで、子どもの権利を第一に、個々の家庭の状況に応じた専門的な支援の強化が必要です。

### 【施策の方向性】

- ⇒ 多様な子育て支援施策の充実
- ⇒ 妊娠・出産・育児期のきめ細やかな支援体制の充実
- ⇒ さまざまな困難を抱える家庭への支援の充実
- ⇒ 児童虐待防止対策の強化

## ■地域・社会環境の変化

### 【主な課題】

- ・ 女性の就労意欲の高まり等により、全国値を超えて本市の女性就業率は上昇しており、出産・子育て期にある女性の継続的な就労への支援が必要です。
- ・ 男性の育児休暇の取得率は非常に低く、特に母親に負担がかかっている状況にあります。働き方の見直しや父親の積極的な家事参画等、男女共に自らが望むバランスで仕事と家庭生活が両立できる社会を実現していくことが必要です。
- ・ 核家族化\*の進展や近所付き合いの希薄化により、さまざまな子育ての悩みや不安を抱えた家庭が孤立しないよう、地域や社会全体が親子に寄り添い、子育てを通じて親自身が成長できるよう支援していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

- ⇒ 男女共に子育てに携わる、仕事と家庭生活の両立への支援
- ⇒ 子どもや子育て家庭を支える地域・社会づくり

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

現在の子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化等により、子どもや子育て世代の社会的な孤立が進むと同時に、待機児童問題や子どもの貧困、児童虐待やいじめ、自殺など、さまざまな問題を抱えています。

また、女性の社会進出に伴い多様な教育・保育ニーズが求められるとともに、男性の育児参画の促進も求められています。

そうしたなか、本市では、“こどもファースト”を政策の基本方針として掲げ、「岐阜市次世代育成支援対策行動計画」から継承されてきた以下の基本理念のもと、地域や社会全体で子どもや子育て家庭の支援を推進していきます。

#### (1) 基本理念に込められた願い

子どもを育てる親の願いは、子どもが心身共に健やかに生まれ育ち、幸せになってくれることです。子どもは親にとっての宝物であると同時に、次の時代をつくりそれを担う原動力となることから、地域や社会全体にとっての宝物でもあります。

そうした“みんなの宝物”を大切に育て、次の世代へと夢をつないでいくというごく自然な社会の営みへと立ち返ることが大切です。

子どもを育てるということは、子どもが自ら学び育つ、生きる力\*を最大限に引き出してあげることです。そのためには親をはじめ家庭の関わりが重要であり、その自覚と責任をもって子どもを育て、その成長に喜びを感じることができる、保護者自身も親として成長する“親育ち”を感じられる環境づくりが必要です。そして、それはみんなが子どもや子育て家庭に寄り添い、共にその成長を喜びあえる、そんなぬくもりのある地域や社会があってこそであり、こうした子どもの健やかな成長を支えていく地域や社会の支援が必要です。

子ども自身がみんなに愛されながら育ち、次代を担うひとりの市民として、このまちに生まれ育ってよかったと幸せが実感できることを願い“小さな手と手をつつむ大きな手 ぬくもりのあふれるまち”を基本理念とします。

小さな手と手をつつむ大きな手 ぬくもりのあふれるまち

## (2) 持続可能な開発目標 ～子どもが誰一人取り残されないように～

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて“持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals（以下、「SDGs」という。）」が採択されました。そのなかには、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって2030（令和 12）年までの17のゴール（開発目標）と169のターゲットが掲げられています。その理念は“誰一人取り残さない”社会の実現をめざし、開発途上国のみならず先進国も含め、すべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意されたものです。

本計画が取り扱うさまざまな課題は、特に以下のSDGsと関連があります。

### 本計画に関連する SDGs



SDGs に関連する本計画の基本施策（一部抜粋）	目標（ゴール）
1-1-2 いじめ防止対策の充実	4、5、10、16
1-4-3 子どもの貧困対策の推進	1
2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実	4
2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実	3、4
2-6-1 児童虐待防止対策の充実	5、8、16
3-4-2 男性の主体的な育児参画の促進	3、5、8、10

### ■参考：17の持続可能な開発目標（SDGs）

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第3章 次世代育成支援対策

### 1 基本目標

基本理念を踏まえ、本計画では以下の3つを基本目標として設定します。

#### 基本目標 1

#### 次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする “子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ

従来、子どもの育ちをめぐる問題では、“子育て”という親の観点を重視してとらえられることが一般的でした。しかし子どもは本来、育てられるだけではなく、自分で考えて“生きる力”を学び取る、自ら育つ力をもっています。

親をはじめ家庭や学校、地域等子どもたちを取り巻く社会との関わりのなかで、子どもが自己肯定感をもって生まれ、子ども自身もつ自ら学ぼうとする力、成長しようとする力を最大限に引き出すことが重要です。そして、子どもが自立した若者へとたくましく育ち、意欲にあふれ活動的な、次代を担うことができる個性豊かに輝く人材となるよう支援していきます。

#### 基本目標 2

#### すべての親が子育ての喜びを実感できる “家庭の子育て力”をはぐくむ

子どもを持つ親は、子育てを通じて何物にも代えがたい喜びや幸せを感じることができます。その一方で、“親”になるということは、子どもに一義的な責任をもちその子を育てるとい、大切な役割を担うことでもあります。

また、核家族化により、子育てをする親が祖父母などから育児の知識や支援を受けられなくなるなど、“家庭の子育て力”が大きく低下しています。その結果として育児不安・負担が増大し、児童虐待等の大きな問題を招いており、その対応が課題となっています。

子育ての基礎となるすべての家庭を支えるため、保育や医療等、多様なニーズに対応したきめ細かい支援サービスを推進することで子育て家庭の孤立を防ぐとともに、保護者自身も親として成長し、子育ての喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

## 基本目標3

みんなが子どもをいつくしみ育てる  
“地域・社会の子育て力”をはぐくむ

近年、核家族化の進展や地域コミュニティへの帰属意識の薄れ等から、育児への不安を抱え、孤立化している家庭が少なくありません。地縁による人のつながりや地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進め、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

また、学校や地域、企業、行政など社会全体の協働により、子どもの育ちや家庭・地域の子育てを補完し支援する取り組みが必要とされています。社会の一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりに取り組みます。

さらに、子どもを安心して生み育てるためには、安心・安全な生活環境の整備が必要です。そのため、良好な住宅の確保、安心して外出できる環境の整備を図り、子どもが地域で安心・安全に遊び、学び、暮らせるまちづくりを推進します。



## 2 施策体系

基本理念及び基本目標の実現に向けて、5年間の計画期間で展開していく、本計画の具体的な施策を以下に示します。

	基本的な方向	基本施策
基本目標 1 「子ども・若者自らが育つ力」をはぐくむ	1 子どもの権利の尊重	1-1-1 子どもの権利の尊重 1-1-2 <b>いじめ防止対策の充実</b> <span style="color:red">重点施策</span>
	2 子どもの生きる力を はぐくむ教育の推進	1-2-1 特色ある学校教育の推進 1-2-2 学校などの環境整備 1-2-3 幼児教育の充実
	3 子どもの健やかな心と からだの成長の支援	1-3-1 食育の推進 1-3-2 思春期保健対策
	4 さまざまな困難を抱える 子ども・若者への支援	1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援 1-4-2 子ども・若者の自立に向けた支援 1-4-3 <b>子どもの貧困対策の推進</b> <span style="color:red">重点施策</span> 1-4-4 子ども・若者の自殺対策の推進 1-4-5 外国につながる子どもへの支援
	5 障がいのある子どもへの支援	1-5-1 障がいのある子どもの療育の推進 1-5-2 障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実 1-5-3 在宅を中心とした福祉サービスの充実
	6 子どもの居場所づくり	1-6-1 児童健全育成のための子どもの居場所づくり
	7 次代の親の育成	1-7-1 次代の親になるための教育 1-7-2 次代を担う若者への支援
基本目標 2 「家庭の子育て力」をはぐくむ	1 親の意識の醸成	2-1-1 子どもを生み育てる意識の醸成 2-1-2 家庭における子育て力の向上と情報提供
	2 子育て支援サービスの充実	2-2-1 多様な子育て支援サービスの充実 2-2-2 子育て支援活動拠点機能の充実
	3 多様な教育・保育サービスの充実	2-3-1 <b>多様な教育・保育サービスの充実</b> <span style="color:red">重点施策</span>
	4 妊娠・出産・育児期への 切れ目のない支援	2-4-1 <b>切れ目のない母子保健体制の充実</b> <span style="color:red">重点施策</span> 2-4-2 小児医療体制等の充実 2-4-3 多胎児家庭への支援
	5 ひとり親家庭などの子育て支援	2-5-1 ひとり親家庭の相談体制の充実 2-5-2 ひとり親家庭の自立支援 2-5-3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援
	6 児童虐待防止対策の充実	2-6-1 <b>児童虐待防止対策の充実</b> <span style="color:red">重点施策</span>



	基本的な方向	基本施策
基本目標 3 「地域・社会の子育て力」をはぐくむ	1 地域の子育て支援ネットワークの推進	3-1-1 地域における子育てネットワークの推進 3-1-2 地域ぐるみの子育て家庭の支援
	2 地域の子育て力の強化	3-2-1 地域における子どもの健全育成活動 3-2-2 地域における教育力の向上 3-2-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	3 地域における子どもの見守り活動の推進	3-3-1 交通安全活動の推進 3-3-2 防犯活動の推進
	4 仕事と生活の調和の実現	3-4-1 多様な働き方の実現及び男性も含めた働き方の見直し 3-4-2 <b>男性の主体的な育児参画の促進</b> <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">重点施策</span> 3-4-3 働く保護者の健康管理の推進 3-4-4 働く保護者を支援する保育サービスの充実 3-4-5 子育てに理解のある企業の啓発
	5 男女共同参画意識の啓発	3-5-1 男女共同参画意識の啓発
	6 経済的支援の充実	3-6-1 児童健全育成のための経済的支援 3-6-2 ひとり親家庭などへの経済的支援 3-6-3 多子世帯への経済的支援 3-6-4 貧困状況にある子どもへの経済的支援
	7 良質な居住の確保	3-7-1 市営住宅の整備と民間住宅の誘導
	8 良好な居住環境の整備	3-8-1 緑化活動・公園の整備 3-8-2 遊び場の整備
	9 安心・安全なまちづくりの推進	3-9-1 安心して外出できるまちづくりの推進

### 3 重点施策

本市における課題を踏まえ、特にニーズの高い施策や子どもの最善の利益、権利保障を優先する視点から、喫緊の課題とされる施策を重点施策として推進していきます。

なお、重点施策の目標を着実に実現させるため、数値指標を定め、進捗管理を行っていきます。

#### 【本市における課題】

- ・ いじめや児童虐待等による子どもの権利をめぐる課題が深刻化
- ・ 家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが夢と希望をもって成長できる支援が必要
- ・ 子どもや若者を孤立させず、地域や社会との接点を維持させる支援が必要
- ・ 3歳未満児の保育ニーズの増加
- ・ 教育・保育サービスの質の向上
- ・ 安心して子どもを産み、育てられる環境の充実が必要
- ・ 子育てに対する不安や悩みを抱え込み、孤立したなかでの子育ての解消
- ・ 早期にリスクの高い家庭を把握する等、発生予防や専門性の強化が必要
- ・ 共働き世帯の増加に伴い、子育てしながら安心して働ける環境の充実が必要
- ・ 男性の積極的な育児参画の促進が必要

#### 【重点施策】

- ➔ 1-1-2 いじめ防止対策の充実
- ➔ 1-4-3 子どもの貧困対策の推進
- ➔ 2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実
- ➔ 2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実
- ➔ 2-6-1 児童虐待防止対策の充実
- ➔ 3-4-2 男性の主体的な育児参画の促進

## 【重点施策の目標指標】

## 1-1-2 いじめ防止対策の充実

目標指標	現状	目標 (2024年度)
学校の校長がいじめ事案について指導を実施する割合	16% (2019年7月)	100%

## 1-4-3 子どもの貧困対策の推進

目標指標	現状	目標 (2024年度)
寄り添い型学習支援事業における高校進学率	96.3% (2018年度)	100%
高等技能訓練促進費受給者の資格取得率	95% (2019年度見込)	増加
ひとり親家庭の貧困率	51.1% (2018年度)	減少

## 2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実

目標指標	現状	目標 (2024年度)
低年齢児・障がい児の受け入れ施設数	73か所 (2019年度)	80か所
保育の待機児童数	0人 (2018年度)	0人

## 2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実

目標指標	現状	目標 (2024年度)
乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	92.1% (2018年度)	95%
妊娠11週以下での妊娠届出率	94.9% (2018年度)	100%

## 2-6-1 児童虐待防止対策の充実

目標指標	現状	目標 (2024年度)
養育支援訪問事業における実訪問家庭数	16件 (2018年度)	23件
児童虐待防止啓発研修の実施回数	14回 (2018年度)	21回

## 3-4-2 男性の主体的な育児参画の促進

目標指標	現状	目標 (2024年度)
父親の育児休業の取得率	4.2% (2018年度)	30%

## 4 次世代育成支援施策の展開

3つの基本目標に基づく基本的方向と、基本施策及び取り組みを以下に示します。

### 基本目標 1

次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする  
“子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ

## 1-1 子どもの権利の尊重

### 現状と課題

すべての子どもの幸せのために子どもの権利を擁護し、子ども一人ひとりが自分らしく安心して生きていけるまちななることを目的とした「岐阜市子どもの権利に関する条例」を2006(平成18)年に制定し、子どもの権利に関する情報提供、啓発活動を進めています。

2010(平成22)年に岐阜市こどもの権利推進委員会では、子どもの権利保障の最重要課題として、「子どものいじめ問題に関する提言書」を提出しました。

2014(平成26)年には「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」を施行し、各校において、学校いじめ防止基本方針の策定や学校いじめ防止等対策推進会議を設置しています。

いじめは誰にでも起こりうる問題であり、個人的な問題として放置できない人権侵害です。早期発見・早期対応に取り組み、いじめを許さないための環境づくりが求められています。

### 方針

「岐阜市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を尊重し、啓発活動をはじめ偏見・差別を解消するための取り組みを、関係団体等と連携して推進します。

特にいじめ問題に対して、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」に基づき、いじめを許さない学校づくりや子どもの心のケア等、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 1-1-1 子どもの権利の尊重

No.	取り組み
1	子どもの権利・啓発の推進 21世紀を担う子どもが心身共に健やかに育ち、その基本的人権が尊重されるよう、「岐阜市子どもの権利に関する条例」に規定される子どもがもっている権利を、子どもや子どもを取りまく大人に周知します。また、条例に基づく岐阜市子どもの権利推進委員会は、子どもの権利を総合的に保障するための方策を検討し、必要に応じて市に対して提言を行います。

## 1-1-2 いじめ防止対策の充実

No.	取り組み
2	いじめに対する相談・支援体制の充実 通常学級に在籍する児童生徒に関するいじめの相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員*との連携による支援や、スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*による専門的な立場から、児童・生徒・保護者の相談支援を行います。

## 岐阜市子どもの権利に関する条例（一部抜粋）

（安全に安心して生きる権利）

第4条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

（のびのびと育つ権利）

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

（自分を守り、自分が守られる権利）

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。

（意見を述べ、参加する権利）

第7条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事柄について意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

## 1-2 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

### 現状と課題

人生 100 年時代を迎えた現代社会においては、生涯にわたって学び続ける姿勢が求められます。その基礎となる学校教育では、子どもたち自身が学ぶことの目的や意義を理解するための工夫を凝らしたり、機会を設けたりすることが必要です。

基本的な知識や技能（コンテンツ）を身につけるとともに理解の質を向上させ、学びに向かう力（パッション）や思考力・創造力（スキル）等を含む、“確かな学力”の育成を図ります。また、子どもがこれからの変化の激しい時代を生き、生涯にわたって継続して学んでいけるよう、“豊かな心”、“健やかな体”の育成を図ります。

学校での学びと社会との接続を意識するとともに、子どもたちに接する大人や社会を広げていくために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）\*等の制度を活用し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組みます。また、家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、社会的なマナー等を身に付けるうえで重要な役割を果たします。このような子どもの姿勢をはぐくむために重要な位置を占める幼児期の教育において、家庭への情報提供を行う等の子育て支援を進め、地域や家庭と共に歩む教育の推進を図ります。

幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣等、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、地域社会のなかで家庭と幼稚園や保育所（園）等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育活動・教育環境の充実が求められています。

「岐阜市幼児教育推進プラン（2020-2029）」に基づき、幼児教育関係者と相互のパートナーシップをはぐくみながら、“オール岐阜”で幼児教育の推進に取り組みます。幼稚園教諭や保育士などを対象とした合同研修会を開催して幼小（幼児期と小学校（児童期））の接続及び連携を図り、また、保護者などを対象とした子育てセミナーの開催により家庭教育を応援するなどして、本市の幼児教育の充実を図ります。幼小をつなぐ視点においては、小1プロブレム\*を解消するためにも、幼稚園や保育所（園）、認定こども園\*などと小学校との接続・連携が求められます。

### 方針

社会の変化のなかで、子どもたちが自分らしさを失うことなく主体的に学び続け、仲間と共にたくましく未来を切り開いていく力、すなわち“生きる力”をはぐくむ教育を推進します。



## 基本施策と取り組み

## 1-2-1 特色ある学校教育の推進

No.	取り組み
3	少人数指導の推進
	小学校では主に算数、中学校では主に数学・英語の授業において、児童・生徒が確かな学力を身につけ、個のよさを伸ばすことを目的とした少人数指導を取り入れ、習熟度別・課題別など少人数を生かす学習指導の工夫改善に取り組み、一人ひとりに応じたきめ細かな指導法を開発します。
4	授業・評価の改善
	新しく採択された教科書に準じて、“主体的・対話的で深い学び”等の授業改善の視点を位置付けた「指導と評価の計画」を作成し、各小・中学校に配布します。これにより教員の指導力の向上に努めるとともに、生徒の学力の向上を図ります。そして、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付けるために、今日的課題と日頃の実践をもとに授業の一層の工夫改善に取り組みます。
5	全国学力・学習状況調査結果の活用
	全国学力・学習状況調査の結果を受けて、研究推進委員会を核として、小学校国語、中学校国語、小学校算数、中学校数学、中学校英語の学習状況についてそれぞれ分析し、調査結果をまとめ、教育公表会、各種教員研修に活用していきます。さらに、各学校では、国語、算数・数学、英語に留まらず、各教科の学力・学習状況調査の結果を分析し、その成果や課題を明らかにして、教職員による共通理解や学校運営協議会委員会等での議論を経ながら、次年度学校教育計画の策定につないでいきます。また、保護者に学校だより等でお知らせしていきます。
6	小学校英語教育推進事業の推進
	小学校1・2年生では、年間18時間、3・4年生では、年間35時間、5・6年生では年間70時間の英語科の授業を実施し、中学校の英語教育との連携を図りながら、自分のことや身の回りのこと、ふるさと岐阜のこと等を話題にして、簡単な英語で積極的にコミュニケーションを図ることができる児童を育てます。
7	小・中学校へのハートフルサポーター*の配置
	支援員（ハートフルサポーター）を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して、集団生活への適応、円滑な人間関係の構築及び学習活動への支援を行います。
8	ICT*教育推進事業
	高度情報社会が進展していくなか、子どもたちがICT機器やインターネットを活用する力を育成するとともに、情報モラルの向上やSNS・インターネットによる加害・被害防止を図ります。また、ICT機器を利活用した“わかる・できる授業”の実現をめざし、「ICT教育推進事業」を実施します。
9	障がいのある児童・生徒の教育の充実
	一人ひとりの障がいに応じた適切な教育が行えるように、医療と連携を図り、研修会等を行うことで、適切な指導方法を学び、日々の教育内容の充実に取り組みます。また、障がいの有無に関わらず、子どもが共に学びあう交流教育を行い、各学校における特別支援教育*の充実を図ります。
10	小中一貫教育の推進
	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康と体力等の生きる力をはぐくむことを教育の主軸とし、教育の一貫性を確保するため、小・中学校教育の連携、そして保護者、地域との連携について、学習指導・生徒指導の両面から計画的・継続的に推進します。



No.	取り組み
11	岐阜市型STEAM教育*推進事業の推進
	“未来を見据えた人づくり”として本市の産業に貢献する人材を育成するために、科学技術に才能を有する児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を展開し、科学技術への理解増進、科学リテラシーの普及・向上を図る“学びのための環境づくり”を行います。
12	子ども読書活動の推進
	岐阜市立図書館と学校図書館の連携・相互協力の拠点として、岐阜市立中央図書館に学校連携室を設置しています。学校連携室では、ブックトークや読み聞かせ等の司書派遣、セット文庫等の学校向け団体貸出し図書受付、学校図書館システムとの連携、図書館の見学及び職場体験等の受け入れ、職員の合同研修会の実施等に取り組み、子どもの読書活動を推進します。

### 1-2-2 学校などの環境整備

No.	取り組み
13	学校教職員の資質の向上
	教職員一人ひとりの指導力や人間性を一層高めるために、教育研究所等において、職務や経験年数に応じた研修や今日的な教育課題に対応した研修を意図的・計画的に実施します。また、各学校においては、校長が教職員と“自己啓発面談”を定期的に行い、一人ひとりの実績の見届け・評価を行うとともに、今後のキャリア設計の見通しをもてるような助言をし、資質・能力の向上に取り組みます。
14	学校関係者評価委員会（学校運営協議会）制度の活用
	各学校に学校関係者評価委員会（学校運営協議会）を設置し、教育活動その他の学校運営に関して、保護者や地域住民等から意見を聞く等して、自校の運営改善に活かします。また、学校評価ガイドラインに沿って、適切な評価を行い、保護者や地域と強固な連携を図りながら、教育活動や学校運営の改善・充実をめざします。
15	コミュニティ・スクール（学校運営協議会・支援推進委員会制度）の推進
	国が進める、新しい公立学校の学校運営の仕組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」について、市内すべての小中特別支援学校、幼稚園において導入が完了しました。各校においては、それぞれの地域性や学校の特色を生かした学校運営を行うために、学校運営協議会や支援推進委員会委員の構成、部会の検討、地域や保護者、学校が連携して行う教育プログラムを開発していきます。学校と地域の協力体制を整備し、連携・協働していくことで、未来の創り手となるために必要な子どもたちの資質・能力をはぐくみます。
16	学校の安全の確保
	危機管理能力（教員、児童・生徒）の向上、防犯関連設備の設置と運用、地域ぐるみの取り組みの3点から、安全・安心の学校づくりを進めます。各学校において危機管理マニュアルを整備し、緊急時の対応が適切にできる体制の確立に取り組みます。不審者に対する教員や児童・生徒の危機意識を高め、的確な対応ができるようにするために、警察等の協力も得ながら教員や児童・生徒を対象にした不審者対応教室・実地訓練等を各学校が主体となって実施します。また、地域での安全・安心を高めるために地域のボランティアによる見守り活動や「子ども110番の家*」の協力活動など地域の防犯体制を充実し、地域に支えられた学校づくりを推進します。
17	学校施設の整備の推進
	子どもたちが安心できる教育環境を整えるため、改修工事や体育館へのエアコン整備等を推進します。また、「学校環境衛生検査事業」の実施など環境に配慮した整備を推進します。

## 1-2-3 幼児教育の充実

No.	取り組み
18	<p data-bbox="288 322 480 353">幼児教育の充実</p> <p data-bbox="288 369 1439 479">2019（令和元）年度に策定する「岐阜市幼児教育推進プラン」に基づき、幼児教育関係者等の資質向上を図る等により、関係機関や家庭・地域等と連携しながら、オール岐阜で生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興に取り組みます。</p> <p data-bbox="288 490 1439 600">幼稚園、保育所（園）、認定こども園の代表者等から構成される協議会では、就学前に身に付けさせたい力（就学前教育プログラム）を設定し、幼児教育の質の向上、小学校への円滑な接続に向けた一貫性のある教育の推進に取り組みます。</p> <p data-bbox="288 611 1439 721">また、専門知識と豊富な実務経験を活かして、保育・幼児教育施設と保育者を幅広く支援する幼児教育コーディネーターを配置し、施設の巡回支援等を行うことで、幼児教育の充実を図ります。</p> <p data-bbox="288 732 1439 801">さらに、幼児教育施設の教員・保育士、小学校教員等を対象とした合同研修会や実践研究会（公開保育）を開催し、教員・保育士等の資質の向上に努めます。</p>

## 1-3 子どもの健やかな心とからだの成長の支援

### 現状と課題

“食べる”ことは知育、徳育及び体育の基礎となる、生きることの基本です。このため、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させるための“食育\*”が重要です。食育の推進にあたっては、特に家庭の役割が重要であり、子どもや家庭に対して、地域の連携のもと継続的な保健指導や啓発が必要とされています。

思春期\*は自分の“心”と“からだ”を大切にすることをもち、自分の行動に責任をもって自己決定ができる自立した判断力を身につけ、自らを確立させる大切な時期です。性や性感染症、喫煙、飲酒、薬物等についてさまざまな情報が氾濫するなか、関係機関の連携を図り、子どもが正しい知識を習得し、それに基づいた行動が選択できる能力を養えるよう、情報提供と学習機会の確保が求められています。

### 方針

健やかな心やからだの成長にとって大変重要となる“食”について、幼少期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身につける“食育”を推進します。

さらに、性や性感染症、喫煙、飲酒、薬物等について正しい知識を習得し、それに基づいた行動が選択できる能力を養えるよう、情報提供と学習機会の充実を図ります。

### 基本施策と取り組み

#### 1-3-1 食育の推進

No.	取り組み
19	食育（食を通じた子どもの健全育成）の推進 「第3次岐阜市食育推進計画」に基づき、総合的・計画的に推進します。乳幼児期から発達段階に応じて食の体験を積み重ねて、よりよい食習慣の定着、食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、おやこ料理教室等を実施します。また、乳幼児の健康診査時や妊産婦対象の教室において、幼少期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身につけるため、栄養相談や栄養指導を実施します。さらに、地域の保育所（園）や幼稚園、学校、PTA等のさまざまな関係機関と連携を図りながら、“味わう教室”に取り組む等、地域のなかで食育を推進するとともに、効果的な情報提供の体制づくりを図ります。
	小児生活習慣病予防対策の充実 子どもが生涯、健康でたくましく生きる力をはぐくむため、小児生活習慣病の予防に取り組めます。児童・生徒に望ましい食事のとり方や運動、正しい生活リズムなど基本的な生活習慣に関する指導等を、小学5年生へのパンフレット配布や学校医による指導、学校での保健学習や保健指導を通して行い、生活習慣病予防を図ります。また、食生活においては、朝食の欠食や内容、おやつ等の問題もあり、食事及び正しい生活習慣が身につけられるよう家族や地域をも含めた対策の充実を図ります。
21	食の安全に対する啓発 各機関と連携して、食中毒予防に向けた活動の充実を図ります。また、食生活や健康に関する情報を提供し、安全な食生活を送ることができるよう普及啓発します。

## 1-3-2 思春期保健対策

No.	取り組み
22	<p>思春期保健対策の充実</p> <p>思春期の自分の体の変化について理解すること、“命の尊さ”を身につけていくことができるよう、学校などで、思春期に必要な健康教育を実施し、成長段階に応じた学習機会を充実します。また、思春期保健対策の推進にあたっては、学校と地域との連携や専門的な情報提供、技術支援を行うために、各学校の学校保健委員会に保健師や他の保健所職員が参画します。</p>
23	<p>性、喫煙、薬物などに関する教育の実施</p> <p>思春期における心身の発達や性に関する健全な意識とあわせて、性行動やHIV、性感染症予防の正しい知識の普及を図るため、学校関係者、医療関係者等さまざまな機関と連携して啓発に取り組み、10代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の減少をめざします。また、子どもの生活に大きな比重を占める教育のなかで、性に関することを含めた心身の健康・喫煙・飲酒・薬物について、自分にとって有益なものは何か、正しく理解し適切に選び、行動する能力が養われるよう、学び、考える時間や場の確保が大切です。学校医や産婦人科医など関係機関と連携を図りながら、適切な情報提供と正しい知識の普及、保健師や他の保健所職員による出前講座を依頼に応じて実施するとともに、窓口や「市ホームページ」等での情報提供を行います。</p>
24	<p>ひきこもり*に対する相談支援体制の充実</p> <p>保健所に「ひきこもり総合相談窓口」を設置します。さらに、精神保健相談日を設け、精神科医師による相談対応を行います。「広報ぎふ」、「市ホームページ」、「ガイドブック」等にて相談窓口の周知を行うとともに、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等のひきこもり関係部局によるひきこもり対策関係部局連携調整会議を行い、ネットワークづくりに取り組みます。</p>

## 1-4 さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援

### 現状と課題

子ども自身の心身の状況や子ども・若者を取り巻く学校生活や家庭生活の状況により、不登校、ひきこもり等の問題が生じています。子どもの心をケアする相談やカウンセリング\*をはじめ、子どもや若者を孤立させず社会との接点を維持させることができる支援の体制が求められています。

また、若年無業者やフリーター\*等の社会生活を営むうえでの困難を有する若者に対し、積極的に社会に参加し自己実現を図ることができるよう、職業意識の醸成や就労支援が求められています。

生活保護世帯等の経済的困窮状態にある世帯は増加しており、子どもの貧困への対策は喫緊の課題となっています。子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるような支援が必要です。

子ども・若者の死因の多くが自殺であるという厳しい現状を踏まえ、子どもが示す SOS にいち早く気づき、みんなが“ゲートキーパー”としての意識をもち、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、社会全体として取り組む必要があります。

外国人市民の定住化や長期滞在化の進展、海外から帰国した子ども、両親の国際結婚等に伴い、外国につながる子どもへの支援が必要とされています。言葉の壁による情報取得の困難をはじめ、円滑な教育・保育施設\*の利用への支援が必要です。

昨今、さまざまな困難を抱える子ども・若者の問題は複雑化しており、問題を解決できないまま成長し、深刻化するケースも少なくありません。これらの課題は子ども自身の個人的な問題にとらえるのではなく、社会全体で取り組み、できるだけ早期に対応し、関係機関が連携する必要があります。

### 方針

不登校やひきこもり、若年無業者、子どもの貧困や自殺、外国につながる子どもの問題等、昨今の子どもを取り巻くさまざまな困難に対し、個人の問題としてとらえるのではなく、社会的支援が必要な問題として取り組みます。

困難を抱える子どもたちやその保護者等が気軽に相談できる体制の充実をはじめ、家庭や学校、さらには地域や関係機関との連携のもと、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を実施します。

## 基本施策と取り組み

## 1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援

No.	取り組み
25	不登校・発達障がい*等に対する相談・支援体制の充実
	通常の学級に在籍する児童生徒に関する発達や不登校等の相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童・生徒に対しては、専門職員による学校訪問や必要に応じた発達検査、相談を行います。不登校の児童生徒に対しては社会的自立を目的に、自立支援教室（適応指導教室）を運営し、コミュニケーションスキルの向上、基本的な生活習慣の改善、基礎学力の補充等の支援を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童・生徒・保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけれない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。
26	子ども・若者専用の相談窓口
	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”*内に、24時間対応の子ども専用の相談窓口「子どもホットダイヤル」、「子どもホットメール」を設置し、これらの窓口を周知するため、カードサイズで携帯できる「子どもホットカード」を作成し、市内の全小・中学校、高等学校等に配布します。
27	ほほえみ相談員
	不登校児童生徒の家庭訪問を中心とした以下のような訪問型支援によるふれあい活動等を通して、学校復帰への支援を行います。 1 家庭に引きこもっている児童生徒の家庭を訪問し、ふれあい活動を行う。 2 引きこもりの児童生徒の活動の場を、家庭から徐々に広げる。 3 不登校児童生徒の学校復帰を支援する。 4 相談室（保健室）登校をしている児童生徒の学級復帰を支援する。 5 児童生徒とのコミュニケーションを図り、相談体制づくりを行う。
24	ひきこもりに対する相談支援体制の充実（再掲）
	P 49（取り組み No.24）を参照



### 1-4-2 子ども・若者の自立に向けた支援

No.	取り組み
28	「夢」「志」「生きるよろこび」につながる自分探しの支援
	若年者が適切な職業選択を行い、安易な離職・転職を防止するよう、関係機関と連携を図りながら、早い段階から望ましい職業観・勤労観をはぐくむための啓発を行います。小学校においては、社会科・特別活動や総合的な学習の時間等のなかで、働くことや将来の夢について調べたり考えたりするとともに、将来への希望やあこがれをもてる機会をつくります。中学校では、各学校の計画に基づき、特別活動や総合的な学習の時間等において、進路学習・職場体験学習等を位置づけ、卒業後の進路や職業についての知識・理解を深めるとともに、体験や調査等を通して多様な職業について学び、勤労観や職業観の育成を図ります。市立岐阜商業高等学校では、総合的な学習の時間に体験学習「市岐商デパート株式会社」を行い、その企画・運営を通して職業意識の高揚、勤労観の醸成を図ります。あわせて、接客マナーやコミュニケーション能力等、社会人・職業人として自立していくための能力や態度を身につけることを図ります。
29	若年者の雇用促進
	若年者を常用雇用する事業所に対し奨励金を交付する「岐阜市人材確保サポート奨励金事業」により、若年者の常用雇用を推進し、非正規雇用からの脱却を図ります。安定した収入による就業意欲や職業能力の向上、経済的自立を促進し、子どもを生き育てる環境整備をめざします。また、若年求職者への職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク岐阜」、若年者の就職相談や求人情報提供等を行う県の「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、無業状態の若年者の就職支援を行う「岐阜県若者サポートステーション」等と連携を図り、合同企業説明会やセミナーを開催するとともに、広報掲載やチラシの配布など啓発に取り組みます。
30	不登校特例校設置
	教育委員会・学校と子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”が緊密に連携し、児童生徒や保護者へ手厚い支援を実施していますが、更なる充実・強化を図るため、不登校生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を行う不登校特例校（市立中学校）を設置します。

### 1-4-3 子どもの貧困対策の推進

No.	取り組み
31	子ども食堂支援事業
	さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に食事などを提供する子ども食堂事業の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
32	寄り添い型学習支援等事業
	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の保護者に教育支援員が教育の重要性を伝え、学習環境の指導を行います。また、そのような世帯の子どもたちの健全な育成と学力の向上、将来の進路選択の幅を広げ、自立を促進することを目的とし、市内8か所で無料の学習支援を実施しています。今後はさらに、利用ニーズに沿った学習支援体制の拡充に努めます。



No.	取り組み
33	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談支援
	早期の段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童・生徒・保護者の相談支援に応じます。また、県より派遣されるスクールカウンセラーの他に、市費で臨床心理士をスクールカウンセラーとして雇用し、これまでよりも速やかかつきめ細やかな児童生徒や保護者の相談支援を行います。また、市立学校において緊急事案が発生した場合、すぐに緊急支援を行い、安心して学校生活を送ることができるようにします。
34	保育所（園）等の保育料の無償化、軽減
	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、保育料の無償化を実施するとともに、引き続き必要な軽減措置を行います。
35	実費徴収に係る補足給付事業
	低所得で生計が困難である者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業*・事業所内保育事業*に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
36	就学援助
	小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
37	育英資金貸付
	経済的理由により、就学困難な生徒又は学生に対し、月々の奨学金や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。

※その他、取り組みについてはP93「第4章子どもの貧困対策計画」を参照。

#### 1-4-4 子ども・若者の自殺対策の推進

No.	取り組み
38	若年層向けゲートキーパー出前講座の実施
	市内の看護専門学校や大学生等に若年層の自殺の現状等を説明します。ゲートキーパーについて学び、自殺のリスクの高い人に適切な対応ができる人を養成する出前講座を実施します。
39	若年層向け広報活動の実施
	若年層向けの自殺対策リーフレットを作成、配布し、自殺予防について普及啓発を行います。

#### 1-4-5 外国につながる子どもへの支援

No.	取り組み
94 (一部)	各種相談体制の充実
	外国人市民へは、外国語版母子健康手帳を交付し、予防接種、健診アンケート等の外国語版を用意します。習慣の違う異国での子育ての悩みや不安に応じるため、通訳ボランティア等の協力を得ながら訪問や相談体制の充実を図ります。
40	日本語を学ぶ多様な機会の創出（ボランティアと連携した学習支援）
	日本語の教え方講座等の受講者など多様な人材を活用し、交流を通じた外国人児童生徒等の学習支援を行います。

## 1-5 障がいのある子どもへの支援

### 現状と課題

障がいのある子どもの発達を支援するためには、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による総合的な取り組みが重要です。2018（平成30）年に「第1期岐阜市障害児福祉計画」を策定し、“誰もが自立してともに暮らすまちをめざして”の基本理念のもと、障害児通所支援サービスや障害児相談支援等の一層の充実を図っています。

また、発達の遅れや障がい等に早期対応できるよう、乳幼児健康診査等を通して障がいの早期発見を図るほか、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等の関係機関や関係部局が情報共有・連携を図り、障がいや発達が気になる子どもの保護者に向きあい、子育てに対する戸惑いや不安解消を図る取り組みを行います。

### 方針

障がいのある子どもの療育\*については、健康診査等を通じた障がいの早期発見に努め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療や、教育・保育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

また、保護者の不安を軽減・解消するための相談や情報提供等を行います。

### 基本施策と取り組み

#### 1-5-1 障がいのある子どもの療育の推進

No.	取り組み
41	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（乳幼児支援部門）の充実 主に乳幼児健康診査の事後指導の場として、経過観察を要する幼児のための「親子教室」を開催し、遊びを通じた集団指導により、育てにくい子や障がい疑われる子の早期の気づき・早期の対応を行います。また、ことばや対人関係の発達に心配のある幼児（就園児）に対して、「幼児支援教室」を開催し、一人ひとりに応じたきめ細かい指導を通して、社会生活への適応を援助します。
42	就学前巡回相談事業 幼稚園・保育所（園）において、発達障がいのある子どもや保育困難な子どもに対する保育に係るコンサルテーションを実施し、子ども、その保護者、保育者の困り感の低減・解消を図ります。あわせて、乳幼児に対する保育現場の資質を高め、就学前の教育及び保育体制の充実を図ります。
43	交流保育の推進 障がいのある子どもと保育所（園）の子どもとの交流により、人と関わる楽しさを通して、学びあい、はぐくみあう機会の充実を図ります。
44	児童発達支援センター「恵光学園」の運営 知的障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、独立自活に必要な知識・技能の習得の指導・援助を行います。

No.	取り組み
45	児童発達支援センター「みやこ園」の運営
	主に聴覚障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、独立自活に必要な知識・技能の習得の指導・援助を行います。
46	医療型児童発達支援センター「ポッポの家」の運営
	上肢、下肢、体幹の機能障がいのある子どもを治療するとともに、独立自活に必要な指導又は援助を行います。

### 1-5-2 障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実

No.	取り組み
47	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”における乳幼児相談の充実
	ことばや対人関係など発達に遅れやその疑いがある乳幼児に関する相談に応じ、具体的な育児方法を伝え、育児負担感の軽減を図るとともに、必要な支援調整及び関係機関との連携を図ります。
48	発達障がいに関する相談体制事業の整備
	「発達障害者支援法」の理念に基づき、自閉症等の発達障がいの理解と支援体制等について研究し、相談体制の充実につなげます。
49	障がい児（者）団体育成事業の充実
	団体が行う障がいのある子ども及びその家族への各種相談、また、子育て等に関する研修会、社会適応訓練、障がい児（者）問題に関する社会啓発等の事業を行う各種障がい児（者）団体に対し、運営費の一部を補助します。
50	身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置
	地域で自立した生活を営めるよう、身体障害者相談員・知的障害者相談員を配置し、更生援護の相談に応じ必要な助言等を行います。
51	療育DVD貸出事業
	子どもの発達や障がいについての正しい知識と理解を深めるため、療育DVDを貸出して啓発を図ります。
52	おもちゃ図書館の運営
	障がいのある子どもや社会的に援助を必要とする子どもたちに、出会いとふれあいの機会を提供するとともに、おもちゃを通して身体的諸機能や感覚を養い、心身の成長発達を促進するため、児童センターにおいておもちゃ図書館を設置します。

### 1-5-3 在宅を中心とした福祉サービスの充実

No.	取り組み
53	障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業等の推進
	在宅で暮らす障がいのある子どもに対し障害福祉サービス等として、身体介護、家事援助、通院介護の支援を行う「居宅介護」、施設に通い基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」、放課後等において施設で生活上の必要な訓練を行う「放課後等デイサービス*」、介護を行う人が病気等の場合施設へ短期間入所させて必要な保護をする「短期入所」等を提供します。地域生活支援事業として、施設で一時的（宿泊を伴わない）に過ごす「日中一時支援」、社会生活で必要不可欠な外出や社会参加のための外出の移動の支援を行う「移動支援」、重度の障がいのある子どもに定期的に入浴サービスを行う「訪問入浴」を提供します。
54	補装具費支給事業の推進
	身体に障がいのある子どもの身体の一部欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするため、補装具の購入、修理に要する費用を支給します（一部自己負担あり）。
55	日常生活用具費支給等事業の推進
	障がいのある子どもの日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します（一部自己負担あり）。
56	重度身体障害者住宅改善促進助成
	在宅の重度身体障がいのある子どもの日常生活の利便を図るため、住宅改善に必要な費用の一部を助成します。
57	重度障害者（児）タクシー利用料金助成
	外出困難な重度障がいのある子どもの社会参加を確保するため、タクシー料金の一部を助成します。
58	福祉医療費助成（重度心身障害者等）事業の実施
	重度の心身障がいのある子ども（者）の保健の向上への寄与、ひいてはその福祉の増進を目的として、医療費の一部助成をしており、今後も引き続き、医療費負担の軽減を図ります。

## 1-6 子どもの居場所づくり

### 現状と課題

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。子どもの心身共に健やかな成長のためには、身近な地域の人々や異学年の子どもたちとの交流のなかで、社会性を身につけていくことが必要です。そのため、身近な地域で、そのような関わりの機会をもつことができる“子どもの居場所”をつくっていくことが大切です。

また、共働き世帯の増加や犯罪件数の増加等を背景に、子どもが安心して過ごすことができる安全な居場所に対するニーズが高まっています。

現在、子どもの居場所については児童館・児童センター\*のほか、学校における放課後子供教室\*・放課後学びの部屋、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、公民館、公園等、地域住民の活動とも連携してさまざまな施設において展開されています。引き続き、多様化するニーズに対応する取り組みが重要です。

### 方針

子どもの健全な発達・成長を支援するため、自由に遊び、学ぶことができ、他の子どもや地域のさまざまな人とふれあうことができる、安全で安心な“子どもの居場所”の確保を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 1-6-1 児童健全育成のための子どもの居場所づくり

No.	取り組み
59	健全育成に向けた児童館・児童センター機能の充実
	児童館・児童センターは、13か所設置されており、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場であり、集団的及び個別的指導による子どもの健康増進や、母親クラブ*等の地域活動団体の育成を図る等、子どもの健全育成の拠点施設として活用されています。今後も子育て相談や講座の開催等を実施して、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。そのほか、地域に根ざした児童館機能の充実を図るため、既存の公共施設をはじめとした地域資源を活用し、地域住民との協働による“子どもの居場所”の拡充について、関係部局、機関に働きかけを行います。また、児童館・児童センター未設置の地区を中心とした「移動児童館*」の拡充を図るとともに、積極的な広報活動や遊具の充実などニーズに柔軟に対応した運営を図ります。
60	「放課後子ども教室」事業の推進
	放課後の学校において、地域の活動サポーター等の協力のもと、子どもたちにとって安心・安全で、多様な活動ができる居場所づくりに取り組みます。放課後子供教室として、学校の校庭や体育館等を活用し体験・交流・遊びの場を提供する「放課後子ども教室」、図書室を活用し自主的な学習や読書活動の場を提供する「放課後学びの部屋」の整備を、各小学校区のニーズに合わせて進めます。また、各小学校で開設されている放課後児童クラブの子どもたちが、放課後子供教室と一緒に参加できる、一体型の活動を推進するため、放課後児童クラブと放課後子供教室の両者の協議の場を増やします。

No.	取り組み
61	放課後居場所づくり事業
	特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に、安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。
62	青少年会館の機能の充実
	青少年会館は体験活動を通して青少年の自己実現を応援する施設として市内に5か所設置されています。「サタデースクール」、「サマースクール」として元教員がついて決まった時間に学習したり、「学習ルーム」として好きな時に来て自習や読書をしたりするなど学びの充実を図るとともに、放課後に気軽に友達と一緒に百人一首をしたり漫画を読んだりするスペースを設けるなど子どもの居場所づくりを推進します。さらに、利用する子どもや悩みを抱える保護者の相談に乗るなど、利用者のニーズに応じた教育相談を実施します。
63	高島屋南地区公共施設整備事業（子育て支援施設）
	子育て相談や一時預かりなど子育て家庭の支援と、“体力の育成”、“創造力・感性の育成”、“人との関わる力の育成”の役割を担う子どもの健全育成の支援を機能として備える施設を整備します。
31	子ども食堂支援事業（再掲）
	P52（取り組み No.31）を参照



## 1-7 次代の親の育成

### 現状と課題

子どもは次代の親になり、その子どもを生き育てる役割を担っています。また現代においては、乳幼児にふれあう機会や経験がないままに親となることで、育児不安等を抱えやすい状況があります。このため、子どもを生き育てることの意義やその喜びを知り、子どもや家庭の大切さ、命の尊さを理解できるような教育や取り組みが重要です。

また、本市の未婚率の推移は上昇傾向にあります。結婚は個人の価値観に関わる問題ではありますが、経済的に生活が安定しない、男女の出会いの場がない等、結婚を希望しながらも実現できない状況があります。次代を担う世代が結婚への希望が実現できるよう、支援していく必要があります。

### 方針

次代の社会の担い手として、幼少期より子どもを生き育てていくことの意義やその喜び、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。さらに、多くの若者が結婚に対する希望が実現されるよう、結婚への希望を叶えるための環境整備を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 1-7-1 次代の親になるための教育

No.	取り組み
64	心と命の教育推進事業
	子どもを生き育てることの必要性や大切さについて広く啓発を図り、次代の親としての意識を育成します。乳幼児とふれあう機会が少ないまま親になる人が多いことから、保幼小の交流活動、中学校家庭科における「幼児とのふれ合い体験」や中学校保健体育や小中総合的な学習の時間等で、生命の誕生や大切さ、親となるための心構えや子育てについての体験的学習を積極的に位置づけ、子どもを生き育てる意識の醸成に取り組みます。また、“赤ちゃんはかわいい”、“子育ては大変だけど楽しい”、“子どもを生んでよかった”等、子育てについて優しいイメージのメッセージや情報を伝える機会を積極的につくります。

#### 1-7-2 次代を担う若者への支援

No.	取り組み
65	次代を担う若者への支援
	結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものですが、結婚を希望する独身男女への支援として、岐阜市結婚相談所を開設しており、専門の相談員が相談・紹介を行うほか、効果的な支援へ向けた相談体制の充実に努めます。



## 基本目標 2

### すべての親が子育ての喜びを実感できる “家庭の子育て力”をはぐくむ

## 2-1 親の意識の醸成

### 現状と課題

子どもを生み育てることは、人々の生活のなかで最も基本的な営みです。そして、子どもが親の愛情を十分に受けて健やかに育つことのできる家庭環境が大切です。そのためには、親として子どもを育てることに責任と役割を意識し、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるような社会の支援が必要です。

また、家庭は子どもの成長における出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心等、基礎的な資質や能力を育成するうえで非常に重要な役割を担っています。

そのため、子育て家庭に向けた子どもとの関わり方や子育ての方法を学ぶ機会、子育て情報の提供が必要とされています。

### 方針

家庭は子どもの成長における出発点です。子育てに対する負担や不安を和らげることにより、親が子育てに喜びや幸せを感じながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長する“親育ち”が感じられるような温かな家庭がつけられることが大切です。

こうした子どもを育てる“親”の意識を育てるとともに、さまざまな子育て支援に関する情報提供を行います。

### 基本施策と取り組み

#### 2-1-1 子どもを生み育てる意識の醸成

No.	取り組み
66	親の学びの機会の創出
	子育ての楽しさや男女が協力して子どもを生み育てることの意義や重要性について啓発を図るとともに、特に父親の育児や家事参画の“きっかけづくり”となるような、親子で参加できるイベントや講座を開催します。また、女性センターの子育て支援関連主催事業では、会場内に情報コーナーを設置する等、より一層の情報提供に取り組みます。

## 2-1-2 家庭における子育て力の向上と情報提供

No.	取り組み
67	家庭教育に関する学習機会の充実
	子どもの心やからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助けあい見識を深めることができる“心の教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
68	学校HP研究開発事業
	インターネット上で各学校間を結ぶ「岐阜市教育情報ネットワーク（ポータルサイト）」を活用し、教育に関する情報を提供します。
69	子育て情報の提供の充実
	「親と子のハンドブック ぶりあ」や「広報ぎふ」、「市ホームページ」等、子育て支援に関する情報について、さまざまな機会を捉えて発信します。また「ぎふし子育て応援アプリ」を運用し、本市の子育て支援に関する制度や施設、イベントなど子育てに必要な情報を発信するなど情報提供の充実を図ります。
70	幼児教育セミナー
	乳幼児の保護者を対象に、非認知能力*のはぐくみ方や子どもへの接し方についての講演会を開催します。

## 2-2 子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てをする保護者が孤立し、子育ての不安や負担が大きくなっています。子育ての不安や負担の解消に向けて、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな支援サービスが求められます。

また、子育てに関する相談や交流活動の推進、子育て中の保護者同士の交流や育児相談等、身近な子育て支援の活動拠点が必要とされています。

さらに、「第5章 子ども・子育て支援」と相まって、子育てを支援する活動の推進や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図り、育児の不安・負担の軽減を図ります。

### 方針

子育て家庭の育児不安・負担の解消に向け、親子が安心して利用できる身近な子育て支援活動拠点等、子育てしやすい環境整備を図ります。また、子どもの成長の段階に応じた、切れ目のない子育て支援事業の充実に取り組みます。

### 基本施策と取り組み

#### 2-2-1 多様な子育て支援サービスの充実

No.	取り組み
71	<p>地域における相談支援体制の充実</p> <p>子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、相談機関の中核として、子育てに関する悩みや不安の相談に対応し、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門相談につなぎ、総合的・継続的に支援します。子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と、保育所（園）や認定こども園、市民健康センター、児童家庭支援センター、岐阜県中央子ども相談センター等の関係機関が、専門性を活用した相談体制を充実するとともに、民生委員・児童委員*や主任児童委員をはじめ地域との連携の強化、NPO等民間団体との連携の構築に努めます。</p>
72	<p>子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実</p> <p>保護者が疾病、育児疲れ、出産、冠婚葬祭、出張等により子どもの養育が困難な場合に、児童養護施設等において一時的に子どもを預かります。</p>
73	<p>放課後児童健全育成事業の更なる充実</p> <p>就労している等の理由で保護者が昼間家庭にいない子どもの居場所を確保するため、すべての小学校区において放課後児童クラブを実施します。</p>
74	<p>地域子育て支援センター事業等による子育て支援の充実</p> <p>育児の不安・負担を軽減するため、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談等により、地域児童の子育て支援を総合的に実施する「地域子育て支援センター事業」を市内6か所で行います。</p> <p>また、保育所（園）や認定こども園において、体験保育や育児相談を行い、地域において安心して子育てができるよう支援します。</p>

No.	取り組み
75	養育支援訪問事業の充実
	虐待の早期発見、未然防止のため、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭に対して、妊娠届出書等を活用し、出産前から職員の家庭訪問による支援等を行います。
76	保健、医療、福祉の連携の充実
	家庭や地域での育児支援を図るため、市民健康センターの保健師と地域の民生委員・児童委員、主任児童委員や保育所（園）等の関係機関が連携し、訪問、相談に応じるとともに、親子自主サークルや親子ふれあい教室*等さまざまな地域活動への支援を行います。また、「母と子の健康サポート支援事業」は、医療機関からの情報提供をもとに、市民健康センターの保健師が訪問、相談等を実施します。ハイリスク児*等の育児支援を医療機関と連携を図りながら推進します。今後は保健、医療及び福祉の関係機関が連携して、安心して妊娠、出産、育児ができるような環境づくりをめざします。

### 2-2-2 子育て支援活動拠点機能の充実

No.	取り組み
77	児童館・児童センターにおける子育て支援拠点機能の充実
	児童館・児童センターは、健全な遊びを通じて児童の集団的及び個別的指導や子育て中の親子の交流の機会を提供する場として、13か所設置しています。今後も子育て相談や講座等を通じて、子育て家庭の支援、子どもの健康増進や母親クラブ等の地域活動の育成を図り、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。
78	子育て支援活動の機能の充実
	<p>妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供するため、母子健康包括支援センターを設置します。専任の母子保健コーディネーターを配置し、窓口の明確化と専用ダイヤルを設け、子育て支援活動や健康づくり活動の充実を図ります。</p> <p>特に支援が必要な妊産婦に対しては支援プランを作成し、各地区を担当する保健師がきめこまやかに継続した支援を提供します。</p> <p>また、子育て支援の環境づくり、保健・医療・福祉のネットワークづくり等の保健活動を、市民と協働で進めることにより、ふれあい保健センターを拠点とした子育て支援活動や健康づくり活動の充実を図ります。</p>
63	高島屋南地区公共施設整備事業（子育て支援施設）（再掲）
	P 58（取り組み No.63）を参照

## 2-3 多様な教育・保育サービスの充実

### 現状と課題

2019（令和元）年度現在、37か所の保育所（園）、13か所の認定こども園、21か所の小規模保育事業所、2か所の事業所内保育事業所があり、保育を必要とする子どもへの保育サービスを提供しています。

保育に対する保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育等さまざまな保育サービスを実施しています。特に延長保育は、30か所で19時まで、7か所で20時まで実施しています。

子どもの人口は減少していく見込みですが、核家族化や共働き家庭の増加等により、特に低年齢児等の保育ニーズは今後も増加することが予想され、「第5章 子ども・子育て支援」と相まって、引き続き、教育・保育施設を確保し、待機児童ゼロの継続に取り組んでいく必要があります。

### 方針

家庭における子育てを補完する役割や仕事と子育ての両立支援の観点から、保育サービスに対するニーズはますます高くなり多様化しています。そのニーズに柔軟に対応し、保護者が安心して子育てを行うことができるように、更なる保育サービスの充実を図ります。

### 基本施策と取り組み

#### 2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実

No.	取り組み
79	低年齢児（0～2歳児）保育の充実 女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の受け入れを推進します。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等の保育の拡充等により、待機児童ゼロを維持していきます。
	障がい児保育の充実 障がいのある子どもの健全な発達を促進するため、保育士の資質の向上及び環境整備を図り、障がい児保育の充実に取り組みます。集団保育が可能な障がいのある子どもの保育所（園）等の入所については全施設での受け入れを推進し、子ども一人ひとりにあった保育を行うとともに、子どもたちが共に学ぶ機会の拡充を図り、子どもの健全な育成・発達支援に取り組みます。また、医療的ケア児の受け入れについても、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築に努めます。
81	特別保育事業の実施 保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。

No.	取り組み
82	<p>病児・病後児保育事業の送迎サービスの実施</p> <p>保育所（園）等で児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の看護師がタクシーにより迎えに行き、診察後、施設で保育することにより、安心して働く環境づくりを支援します。</p>
83	<p>保育の質の向上のためのアクションプログラムの推進</p> <p>保育の質の向上のため、保育士等の資質・専門性を高めるための研修体制の充実、嘱託医や看護師等の配置による子どもの健康の確保、保育環境の整備による子どもの安全確保等、保育を支える基盤の強化に取り組みます。また、幼児教育に関する研究会に保育士が参加する等、保育所（園）と幼稚園等が連携し、保育と教育の充実を図ります。</p>
84	<p>関係機関との連携・子育て支援の充実</p> <p>保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業は、小学校、要保護児童対策地域協議会*等、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図り、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに取り組みます。また、地域において子育て支援に関わるさまざまな取り組みを行い、子育て支援の充実を図ります。障がいのある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等の関係機関と連携を図り、子どもの健全な育成と発達の支援に取り組みます。</p>
85	<p>健康に配慮した保育の充実</p> <p>学識経験者、嘱託医、薬剤師、保育関係者で構成する「特定教育・保育施設*等を利用する子どもの健康を考える会」において、保育所（園）・認定こども園等を利用する子どもが健やかに成長できるよう、健康・安全に関するさまざまな課題について検討し、子どもの健康増進を図ります。また、「岐阜市こどもの健康を考えるつどい」を開催し、講演会等を通じて保育関係者、保護者等に、子どもの健康・安全について考える機会を提供します。</p>
86	<p>保育所（園）の情報提供サービスの充実</p> <p>子ども保育課にコンシェルジュ機能を担う職員を配置し、関係機関との連携により保育所（園）等や地域の子育て支援事業の利用支援・調整、円滑な事業の利用に向けた支援を実施します。また、保育所（園）等の空き情報を「市ホームページ」に掲載し、市内在住者及び転入者（予定者）への情報提供を実施します。</p>
87	<p>私立保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）への助成</p> <p>保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の保育サービス内容の充実や子どもための環境づくりの整備等、引き続き助成制度を実施します。</p>
88	<p>第三者評価の受審</p> <p>第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することです。公立保育所では、計画的に「第三者評価」を受審します。私立施設（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）についても、「第三者評価」を積極的に受審するよう指導します。</p>



## 2-4 妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援

### 現状と課題

核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。加えて、妊娠・出産時は体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身共に健やかに成長していくことが重要です。

妊婦健康診査受診費用の助成や乳幼児健康診査等の健康支援をはじめ、不安・悩みの解消のための保健指導や育児相談等、子育てに関する知識の普及啓発とともに、相談体制の充実を図っています。

子どもは病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して受診できる対応が求められています。特に小児救急医療においては、夜間や休日の急病にも対応しています。また、子どもの急病に対する不安を解消するため救急時の受診体制を保護者に周知し、認知度を高めることが重要です。

今後も妊娠・出産時から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、母子とその家族が安心して過ごせるための取り組みを充実していくことが必要です。

### 方針

母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身共に健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至る時期までのきめ細やかで、一貫した母子保健施策の充実を推進します。特に出産後の養育について支援が必要な母子を出産前から把握し、必要な支援につなげます。

小児医療については、急に子どもが病気になったとき等、いつでも安心して小児科医の診療が受けられるような体制を整備します。



## 基本施策と取り組み

## 2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実

No.	取り組み
	妊婦健康診査の充実
89	健康な子どもを産み育てるために、妊娠が順調であるかどうかの確認を行うとともに、必要な保健指導を行います。
	産婦健康診査の実施
90	出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産婦健診の結果から産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。
	乳幼児健康診査等の充実
91	発達の節目となる月齢及び年齢において、医師や保健師等の専門家と親子が接する重要な機会ととらえ、発育・発達が順調であるかの健康確認、疾病の早期発見・早期療養及び栄養指導、生活指導等、乳幼児の特徴に応じた保健指導や育児指導を行います。身体及びことばの遅れや心理面の不安がある場合は、乳幼児健康診査後の経過観察を行います。また、健康診査を親同士の情報交換の場、専門家に相談できる場として活用し、保護者の不安や心配ごとに対して適切な支援を行うことにより、安心して子育てができるよう子育て支援の一環として取り組みます。市民に対して個人通知やPRを行う等、健康診査受診率の向上に取り組みます。また、乳幼児健康診査未受診者に対して訪問等を行い、よりきめ細かな情報収集と育児支援を行います。
	保健指導の充実
92	妊娠・出産は、短時間で心身の状態やライフスタイルを大きく変化させるために、喜びや期待のある一方で、不安やストレスとなることもあります。できるだけ早い時期の妊娠届出を勧め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供を市民健康センター内に母子健康包括支援センターを設置し実現します。特定妊婦をはじめ支援が必要な親に対し安心して出産や育児ができるように、電話や面接、家庭訪問による保健指導を実施し、支援を行います。また、乳幼児期から、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児健診等で保護者に対し、子どもの食生活や生活リズム、歯の健康に関する集団・個別指導に取り組みます。
	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等の実施
93	育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師又は助産師が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに各家庭の養育環境の支援を行います。
	各種相談体制の充実
94	<p>妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するために、市民健康センター内に母子健康包括支援センターを設置しマタニティサポート面談など早期からの相談体制の充実をめざします。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、喜びや楽しみを感じながら自信をもって育児ができるよう、訪問・電話・各健診・地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえて、情報提供や相談を行います。さらに、パパママ学級、育児心配ごと相談、遺伝相談の周知を図るとともに、不妊治療・養育医療*・育成医療*・小児慢性特定疾病等の窓口受付の場での相談体制の充実を図ります。</p> <p>また障がいのある子どもの支援については、関係機関との連携を図りながら専門的機能をさらに強化し、子育てのみならず、心身の健康、障がいの相談に応じる体制づくりや情報提供の充実を図ります。外国人市民へは、外国語版母子健康手帳を交付し、予防接種、健診アンケート等の外国語版を用意します。習慣の違う異国での子育ての悩みや不安に応じるため、通訳ボランティア等の協力を得ながら訪問や相談体制の充実を図ります。</p>

No.	取り組み
95	乳幼児事故防止対策の啓発
	0歳～4歳未満の不慮の事故による死亡は、交通事故、溺死など本市では年間数件あります。乳幼児健康診査での保健指導や地域での子育て支援活動のなかでも、事故防止について乳幼児の目線に立った具体的な対策を示しながら啓発していきます。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）*による死亡も年間数件あり、予防のための啓発も実施します。

## 2-4-2 小児医療体制等の充実

No.	取り組み
96	小児救急医療体制の充実
	子どもの病気は病状が急激に変化しやすいため、市民病院内に「小児夜間急病センター」、「休日急病センター」を設け、救急医療体制を確保しています。また、両急病センター終了後の夜11時から翌朝8時までについても市民病院で対応することにより診療体制の一元化を図ります。両急病センターや救急病院案内について、「母子健康手帳」、「広報ぎふ」、「市ホームページ」に掲載するほか、保健所や市民健康センター等の市有施設、医療機関にポスターを掲示するとともにチラシを配布し、積極的に情報提供します。さらに、診療可能な医療機関をインターネットで検索できるぎふ救急ネット、子どもの病気やけがの相談が受けられる小児救急電話相談の利用を勧めるため、「母子健康手帳」、「市ホームページ」等で広報します。引き続き、一次・二次救急を含めた小児救急医療体制の充実・確保をめざします。また、日頃から子どもの身体状況を把握し、気軽に相談にのってもらえるかかりつけ医をもつよう勧めます。
97	医療費公費負担制度の充実
	本市では2010（平成22）年10月から、義務教育修了までの入院及び外来に係る保険適用の医療費を助成対象とする、福祉医療費助成（子ども）事業を実施しています。今後も引き続き、子どもたちの保健の向上への寄与、ひいてはその福祉の増進を目的として、医療費負担の軽減の継続を図ります。また、そのほかの医療費の公費負担制度として、「養育医療」、「育成医療」及び「小児慢性特定疾病事業」を実施します。
98	不妊治療制度の整備
	不妊治療に対する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談について、子ども支援課や市民健康センターで随時相談を受けています。また、不妊で悩む夫婦に精神的・経済的支援をするために、医療保険が適用されず、高額な医療費に係る不妊治療費についての助成を実施するとともに、岐阜県不妊相談センター（れんげ相談）の紹介や不妊治療に関する理解を深めるための周知を図ります。

## 2-4-3 多胎児家庭への支援

No.	取り組み
99	多胎児家庭への支援
	多胎児の育児経験者が家庭訪問や、乳幼児健診の会場で多胎児の子育て相談に応じるとともに、保護者のサポートを行います。 また、多胎児の子育ては外出が困難になりがちで社会的孤立に陥りやすいことから、多胎児家庭と社会をつなぐきっかけとするため、同家庭を対象に「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料を補助します。

## 2-5 ひとり親家庭などの子育て支援

### 現状と課題

ひとり親家庭の保護者は、一人で子育てと生計の両方を担わなければならない、育児、家事、仕事等の生活全般で経済的・精神的負担が大きく、ひとり親家庭が抱える悩みや問題は多岐にわたります。

本市ではひとり親家庭に対する生活の安定や自立支援のため、母子・父子自立支援員\*、就業支援専門員を配置し、ひとり親家庭に対する福祉制度についての相談やハローワークと連携した就業支援等の相談体制づくりに取り組んでいます。

また、就労に有利な資格の取得を推進するために、高等技能訓練促進費事業や自立訓練給付金事業を実施するとともに、子育て支援として、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業等を実施しています。

しかしながら、ひとり親家庭を取り巻く就労環境は、厳しく、こうした周知を図るとともに、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援の面から自立に向けた総合的な支援が必要とされています。

配偶者等からの暴力（以下、「DV\*」という。）は、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しく、密室化・常態化などによって事態が深刻化しやすい特性があります。DVを家庭内の問題と捉えるのではなく、DVそのものが犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その防止には地域や社会全体で取り組む必要があるという意識を共有することが重要です。

被害者の早期発見のための啓発や相談窓口の充実をはじめ、DVと児童虐待には関連関係がみられることから、被害者に同伴している子どもへの心理的ケアや、避難後の安全が確実に保障される体制づくりも重要です。

### 方針

ひとり親家庭等は、経済的な問題をはじめ、個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められており、特に保護者への就労支援や子どもへの心のケアや学習支援が必要です。

DVの問題について、2018（平成 30）年度に策定した「第3次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」に基づき、総合的な施策を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 2-5-1 ひとり親家庭の相談体制の充実

No.	取り組み
100	<p>自立支援に対する相談体制の充実</p> <p>ひとり親家庭の就業相談、母子父子寡婦福祉資金*の貸付、そのほか生活上の相談に応じ、必要な助言・援助を行うとともに、関係機関との連携により自立に必要な支援を行います。専門的知識をもち経験豊かな「母子・父子自立支援員」、「就業支援専門員」を窓口配置し、就業相談のほかにか計相談や養育費相談等にも対応ができるように職員の資質向上を図ります。</p>

### 2-5-2 ひとり親家庭の自立支援

No.	取り組み
101	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の充実
	ひとり親家庭の自立のためには、就業機会の確保は極めて重要です。「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業*」において就業相談の実施、看護受験個別支援対策等の就業支援講習の実施、スーツの無料貸出などの就業支援の実施等を行うことにより、ひとり親家庭の自立を支援します。
102	ひとり親家庭等自立支援給付金事業の実施
	ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、給付金事業の利用を働きかけ資格取得の支援を行います。「高等技能訓練促進費事業」では、看護師や准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の国家資格取得のため、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合に給付金を支給します。また、「自立支援教育訓練給付金事業」では、雇用保険制度の指定教育訓練講座など対象講座の受講費について一部を助成します。
103	子どもの生活・学習支援事業の実施
	親との離別・死別といった特有の不安やストレスを抱える小・中学生に大学生等のボランティアを派遣し、さまざまな悩み相談や話し相手、学習支援や進学相談等、生活面の指導や学習習慣の定着の支援に取り組みます。
104	ひとり親家庭情報提供の充実
	「ひとり親家庭等ガイドブック」を発行し、ひとり親家庭の支援制度の周知等を徹底し、ひとり親家庭の生活の向上に努めます。
105	養育費の確保の推進
	養育費の確保及び面会交流の円滑な実施を図るため、養育費・面会交流の支援パンフレットを離婚の届書と一緒に配布するとともに、面会交流に係る日程調整などの支援を行います。

### 2-5-3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援

No.	取り組み
106	D V被害者及びその同伴児への支援
	2018（平成 30）年度に策定した「第3次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」に基づき、総合的に施策を推進します。DV被害者及び同伴児に対して、相談の実施や一時保護を行います。岐阜県女性相談センターや警察とのネットワークを強化するとともに、岐阜市被害者市民協働支援協議会等と情報交換する等により連携強化を図ります。また、市民への広報、啓発活動については、「広報ぎふ」への掲載やリーフレット等の作成配布により、正しい知識の理解普及に取り組みます。DV被害者や同伴児の支援については、専門的な知識と理解が必要であり、研修等を通じ女性相談員の資質向上を図ります。
107	D V被害者の自立に向けた支援
	裁判所・公共職業安定所・医療機関等への同行支援を行うことにより、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ります。



## 2-6 児童虐待防止対策の充実

### 現状と課題

周囲からの子育てに対する支援や協力が得られにくく、孤立しがちになり、子育てに対し、負担や不安を感じる保護者が増えています。このような子育てに対する不安・負担の増大等を背景に、児童虐待は大きな社会問題となっています。

児童虐待に対してはきめ細かな対策が求められており、子育てに対する負担を軽減することによる虐待の予防、早期発見・早期対応のために市民への広報・啓発、被虐待児童の地域での見守りや支援等を通して、その充実を図る必要があります。

このため、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”を調整機関として情報を集約し、相談支援体制の充実や要保護児童対策地域協議会を運営しています。この協議会では、保健、医療、福祉、教育、警察、司法など関係機関との連携のもとにネットワークを強化するとともに、実務者会議を中心とした連携機能を高め、適切な対応を図っていきます。

### 方針

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない支援が求められています。また、保護者の育児不安の軽減や早期対応に向け、岐阜県中央子ども相談センター（児童相談所\*）をはじめ関係機関と連携した取り組みを推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 2-6-1 児童虐待防止対策の充実

No.	取り組み
108	児童虐待の早期発見、早期通告の広報、啓発活動
	「広報ぎふ」や「市ホームページ」など各種媒体を活用した広報をはじめ、乳幼児健康診査や保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校におけるリーフレットの配布、教職員や民生委員・児童委員等を対象とした出前講座の開催等により、児童虐待の早期発見・早期通告の啓発及び通告義務・通告先等の周知を図ります。また、児童虐待防止の象徴であるオレンジリボンを活用し、積極的な啓発を実施するとともに、「オレンジリボン絵てがみコンテスト」を開催し、関心の喚起と意識の浸透を図ります。
109	児童虐待の未然防止のための子育て支援の充実
	母子健康包括支援センターで「産後ケア事業」を実施することで、出産後の子育てに対する負担の軽減を図ります。また乳幼児健診での子育てアンケートの活用や未受診者対策の充実により、育児不安や児童虐待の早期発見に努めます。また保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校・児童センター・主任児童委員等の関係機関との連携や、育児相談等、地域の子育て支援の充実を図ることにより、育児負担の軽減や保護者の孤立を防ぎ、児童虐待の未然防止に取り組みます。

No.	取り組み
110	育児困難家庭の把握
	精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期の保護者に対し、母子健康包括支援センターによる「産後ケア事業」を実施し子育てに対する負担軽減を図ります。また、身体的、心理的、経済的な面での育児負担をもつ保護者に対し、妊娠届出書や出産医療機関からの「母と子の健康サポート支援事業」等を活用し、早い段階からの的確に把握することで積極的なアプローチを図ります。さらに、さまざまな要因で虐待のリスクが高い家庭（育児困難家庭）については岐阜市要保護児童対策地域協議会の調整機関である、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”が中心となり、関係機関からの情報集約・情報共有に努めます。
111	育児困難家庭の支援
	保健師や家庭相談員等の虐待予防に関わる専門職の資質の向上を図るとともに、相談機能を強化し、子育て支援サービスメニューを充実することで保護者の孤立を防ぎ、虐待の危険性を減らすように専門的な支援等を行います。また、「すくすく赤ちゃん子育て支援事業」による全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、関係機関と連携し個別ケース検討会議や要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援方針を協議し、「養育支援訪問事業」等のアウトリーチ型支援につなげます。
112	児童虐待を受けている子どもの保護
	児童虐待の相談・通告があった場合、関係機関から情報を収集するとともに、緊急受理会議を開催し、アセスメントを行い、支援方針や関係機関の連携方法等を確認します。支援方針に基づき、速やかに目視による安全確認を実施するほか、保護が必要な場合は、岐阜県中央子ども相談センターへ迅速に送致し、子どもの意見を聞き、最適な支援につなげます。
113	子ども家庭総合支援拠点事業
	心理担当専門職員を配置し、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握に努め、情報の提供や家庭その他の相談に応じ、調査・指導を行うなど、総合的・継続的な支援を行います。

## 基本目標3

みんなが子どもをいつくしみ育てる  
“地域・社会の子育て力”をはぐくむ

## 3-1 地域の子育て支援ネットワークの推進

## 現状と課題

核家族の増加や地域とのつながりの希薄化等を背景に、育児不安を抱えながら地域から孤立した子育て家庭が増えています。こうした育児不安の解消に、地域がもつ子どもを育てる力に大きな期待が寄せられており、子育てを支援できる人材を、地域のなかから見つけて育成する取り組みが必要とされています。

そのために、ファミリー・サポート・センター事業や地域の自主的な子育てサークル活動への支援、民生委員・児童委員等による児童福祉活動、身近な地域で助けあいの精神に基づいた相談や情報提供、育児援助等の自主的な地域活動を促進するとともに、地域の活動を支える人材の育成や機関の連携を図っています。

また、主に地区単位での住民同士のつながりから成るさまざまな活動団体への支援を通じて、住民が地域に参画できる機会をつくっています。子育て支援の新たな担い手としてのボランティアが活動できる機会を提供することにより、地域に暮らす人々が積極的に地域活動や社会活動に参加し、活躍することができる体制づくりが課題となっています。

## 方針

地域の自治会をはじめ子ども会、PTA、青少年育成市民会議\*、民生委員・児童委員協議会等、さまざまな活動団体において、子どもや子育て家庭を支援する地域活動や事業を推進します。

また、子どもを持つ保護者による自主的なサークル活動や子育てボランティア等の地域活動や事業と連携したネットワークを推進することにより、効率的で効果的な子育て支援サービスの提供を図ります。



## 基本施策と取り組み

### 3-1-1 地域における子育てネットワークの推進

No.	取り組み
114	ファミリー・サポート・センター事業の充実
	“育児の援助を受けたい人（依頼会員）”と、“育児の援助を行いたい人（提供会員）”を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。
115	地域の自主的な子育てサークル等への活動支援
	子育て親子の交流や育児相談等の育児支援のため、引き続き、公民館やコミュニティセンターで開かれる「親子ふれあい教室」、児童館・児童センターで開かれる「幼児クラブ」、「母親クラブ」等の子育て支援に関する活動を支援します。
116	民生委員・児童委員による児童福祉活動等の充実
	民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民の一員として、最も住民の身近なところで、社会福祉を中心としたさまざまな相談・支援活動を推進しています。子育て、子どもの教育、母子保健など児童に関する問題について地域住民からの相談に応じ支援を行うとともに、小・中学校や保育所（園）でのボランティア活動等、子どもに関わる地域活動の推進を図ります。
117	子育てに関わる専門的な人材の育成
	保育士や幼稚園教諭、家庭相談員、保健師等の子育てに関わる専門的な人材の育成について、各種の専門的研修を実施する等、その資質向上を図ります。また、地域における子育てに関する相談・援助活動を行うにあたり、知り得た個人情報について適正な取り扱いを徹底します。

### 3-1-2 地域ぐるみの子育て家庭の支援

No.	取り組み
118	地域活動・社会活動への積極的な参加の推進
	地域が子育てに対して高い意識をもって、主体的な地域活動・社会活動を展開できるように、コミュニティ・スクールを積極的に活用し、子ども会や青少年育成市民会議等の地域の子育て支援活動の取り組みを支援するとともに、子どもが地域の活動に積極的に参加できるように情報提供や意識啓発を行います。
119	ボランティアなど、子育て支援を担う人材の育成・活用
	ボランティアの組織化と効果的な活用のため、ハートフルスクエアG内の生涯学習*・ボランティア相談コーナー、みんなの森ぎふメディアコスモス内の市民活動交流センターと社会福祉協議会*のボランティアセンターとの情報交換など連携して調整機能を充実します。

## 3-2 地域の子育て力の強化

### 現状と課題

多様化・複雑化してきた子どもたちの問題行動に的確に対応するための体制づくりが課題です。

このため、子どもの倫理観や社会性を育て社会に適応できるように、地域の関係機関が一体となった非行防止活動や問題行動、非行からの立ち直りへの支援を行っています。

また、子どもが健やかに成長できる環境には、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場が必要であり、児童館・児童センターや50地区の公民館、学校等がその役割を担っています。放課後子供教室や放課後学びの部屋等は、子どもの健全育成を図る地域の拠点として活用されています。

子どもがさまざまな体験活動ができる環境が必要とされており、少年自然の家や図書館、科学館、歴史博物館、ドリームシアター岐阜等、子どもの自発的な興味に応じて多様な体験のできる施設を整備し運営しています。また文化活動だけでなく、総合型地域スポーツクラブや学校の部活動、スポーツ少年団等、スポーツに親しめる環境づくりを推進しています。

子どもの健全育成のためには、子ども自身への働きかけはもとより、子どもを取り巻く環境を整備することが必要であり、子どもにとって悪影響を及ぼす有害な環境を浄化、排除する活動を促進しています。また、携帯電話やインターネットによる被害の防止について、学校・家庭・地域が連携しながら取り組むことが求められています。

### 方針

子どもの社会性や自主性をはぐくむためには、地域においてさまざまな人とふれあい、さまざまな体験や活動を行うことが大切です。

社会性をもった健全な子どもを育成するために、地域全体が子どもに関わり、地域全体で子どもをはぐくみます。

## 基本施策と取り組み

### 3-2-1 地域における子どもの健全育成活動

No.	取り組み
120	地域が一体となった青少年の健全育成の推進
	青少年育成市民会議やPTAなど青少年の健全育成の中核となる組織とともに、子ども会等青少年団体の代表者、民生委員・児童委員、主任児童委員や保護司等と連携を図り、健全な社会環境づくりや少年補導委員による補導活動を行う等、地域社会が一体となった健全育成を進めます。
121	問題行動・非行の未然防止に向けた地域の行動連携の推進
	少年補導委員による地域補導委員会を開催し、地域、学校、警察職員と連携して問題行動・非行に関する地域の実態の把握と改善に取り組みます。また、街頭啓発活動や公募市民による「ボランティア補導活動」を実施し、青少年の非行の未然防止及び健全育成について市民への啓発に努めます。さらに、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”職員が、岐阜地区中学校警察連絡協議会、岐阜地区高等学校警察連絡協議会に毎回参加し、学校や地域の情報を把握します。
122	公民館活動による児童の育成
	50の公民館にて開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座を実施します。また、クラブ・サークルの育成指導において、子育て支援サークルへも積極的助言や支援に取り組みます。
123	地域ボランティアスタッフ（CVS）登録表彰制度
	“地域で活躍したい。地域の役に立ちたい”と願い、地域の祭りや運動会、清掃活動にボランティアとして参加する中学生・高校生（市内在学・在住）を認め励ます制度です。登録申請した中高生には、「CVSカード」を発行し、地域の活動にボランティア参加した記録を残します。主体性や社会性をはぐくみ、青少年の健全育成を図ります。
59	健全育成に向けた児童館・児童センター機能の充実（再掲）
	P 57（取り組み No.59）を参照
60	「放課後子ども教室」事業の推進（再掲）
	P 57（取り組み No.60）を参照
61	放課後居場所づくり事業（再掲）
	P 58（取り組み No.61）を参照
62	青少年会館の機能の充実（再掲）
	P 58（取り組み No.62）を参照
63	高島屋南地区公共施設整備事業（再掲）
	P 58（取り組み No.63）を参照

## 3-2-2 地域における教育力の向上

No.	取り組み
124	少年自然の家の各種事業の充実
	自然のなかでの多様な体験や集団宿泊活動を通して、豊富な自然体験・生活体験・社会体験等の原体験を豊かに得させることにより、子どもたちの自立性や社会性、人や自然に対する優しさや愛おしさをはぐくむ等、たくましい青少年の育成を図ります。ファミリーDAYやファミリーステイの「家族対象事業」、ファミリーパークまつりファミリーフェアの「市民対象事業」を開催します。また、サービス向上のため、利用調整委員会を開催し、機会の公正と円滑な運営を行うとともに、利用団体にアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握して運営改善を図ります。さらに、施設を十分に理解し、プログラム等を有効に活用できるよう利用団体に対し指導者研修会を実施します。
125	図書館の機能の充実
	子どもの感性や創造性を育成するために、各種事業を実施します。また、図書館ネットワークの充実、業務の電算化によるサービスの向上を図るとともに、より機能の充実を図ります。また、市民健康センター等での健康診査の場を利用し、図書館ボランティアと協働で、乳児を持つ親に対し絵本を介した親子のふれあいの大切さを啓発します。
126	科学館の各種事業の充実
	科学への興味や知識を高め、心豊かな創造性のある児童を育成するため、科学講座等の各種事業の充実を図ります。
127	歴史博物館の各種事業の充実
	郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深め、郷土への愛着心を高めるため、学校教育との連携を密にし、生涯学習の場として各種事業の充実を図ります。
128	ドリームシアター岐阜の各種事業の充実
	青少年に学校や家庭では得がたい文化的体験をさせ、豊かな情操や創造性を養います。また、子ども土曜セミナー、日曜親子セミナー、クラブ活動等の各種事業の充実を図ります。
129	スポーツ施設の整備充実及びスポーツ教室事業の充実
	子どもから大人まで生涯にわたりスポーツを楽しむことにより、健康の保持・増進と体力の向上が図られるよう、スポーツ施設の整備充実を図ります。3歳から小学6年生までの子どもと親を対象に、遊具等を利用しての体力づくりと調整力を身につける“親子体操”等のスポーツ教室の充実を図ります。また、小・中学生を対象に、競技人口の拡大と競技力向上をめざしたジュニアスポーツクラブ及びアビリティアップクラブ（総称ゴールデンジュニアスポーツプラン）を推進し、スポーツ活動の活性化を図ります。
130	総合型地域スポーツクラブの支援
	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現をめざすとともに、地域の教育力向上、地域コミュニティの活性化による安心で豊かな生活の実現に向けて、多世代・多種目の総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
131	部活動社会人指導者派遣事業・部活動指導員配置事業
	生徒の健全育成に向け、各校の運動系部活動及び文化系部活動に地域の外部指導者を派遣・配置し、専門的な技術指導を行うほか、スポーツ・文化に親しむ習慣を培い、生涯にわたって運動や文化に親しむ基盤となる資質・能力をはぐくみます。

No.	取り組み
132	スポーツ少年団活動への支援
	団員、指導者、保護者が学校や地域と連携し、スポーツを通じて青少年の健全育成が図られるよう、スポーツ少年団活動の支援をします。
133	青少年会館の各種事業の充実
	子どもたちが自分で作ったり、体験したり、運動したりするなど豊かな活動を行うことにより、子どものもつ資質や能力の向上を図ります。春に行われる「春講座」、工作や将棋、手芸などの「少年講座」、岐阜市教育振興基本計画に沿った内容の理数教育、英語教育、食育と親子活動を中心とした「岐阜キラメキ講座」を開催します。また、サービス向上のため、講座への満足度、新たに体験したい講座など利用者にアンケートを実施し、子どもの興味・関心や学校教育の流れを把握しながら、新講座の企画など運営改善を図ります。さらに「子ども会サポートプラン」として、地域の子ども会でも豊かな体験活動ができるよう、会館で実施した講座のうち、子ども会でも実施できる内容についてリーフレットを作成して市内の全子ども会に配布するなど、子ども会の活動を支援します。
134	青少年団体活動への支援、リーダーの養成
	青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上を目的とした拠点施設として、市内5か所に青少年会館が設置されています。中高生等のジュニアリーダークラブ等のリーダー養成とともに、異年齢集団で構成する各種青少年団体の活動や、ボランティア活動、地域活動が充実するよう支援し、社会参加の促進を図ります。「ぎふ探求ネットワーク事業」により、シニアリーダーによる企画運営のもとで、ジュニアリーダーを代表する地域活動に関心の高い中高生が自ら学び、主体性を伸ばす研修の場を提供し、青少年の健全育成を図ります。
135	環境体験を通じた子どもを核とした環境意識の啓発育成
	さまざまな環境体験を通じて、子どもたちの環境への意識高揚を図るため、こどもエコクラブの活動や学校と連携した環境学習により、引き続き、学習・体験の機会や情報を提供します。
136	生涯学習活動情報等の提供の充実
	市民の生涯学習について理解を深めるため、啓発活動とともに、生涯学習を進めるうえで必要な学習の機会、場所、指導者等の情報提供の充実を図ります。また、生涯学習「長良川大学」ガイドブックに託児等の情報を載せることで、子育て中の人々が参加しやすい情報を提供します。
137	「小中学生のための地域情報発信誌 e g g」の発行
	夢・志をはぐくむ記事の特集や市内の小・中学生による地域貢献の様子の紹介、青少年団体の活動を掲載する等、さまざまな情報を小・中学生に提供し健全育成を支援していきます。また、「デジタル e g g」により、市内の小・中学生向けのさまざまな行事を中央青少年会館のホームページに掲載して、地域や施設情報の集約と発信に取り組みます。
138	アトラライブ・ウエルカム！アーティストの開催
	岐阜市ゆかりの芸術家が各小・中学校へ出向き、演奏や芸術体験等の実演を交えながら、文化芸術に対する情熱を語り伝えることで、子どもたちの豊かな感性を育てます。
15	コミュニティ・スクール（学校運営協議会・支援推進委員会制度）の推進（再掲）
	P46（取り組み No.15）を参照

### 3-2-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	取り組み
8	I C T教育推進事業（再掲）
	P45（取り組み No.8）を参照



### 3-3 地域における子どもの見守り活動の推進

#### 現状と課題

子どもの交通事故防止のためには、交通社会人としての第一歩を歩みだす幼児に向けた教育・指導のみでなく、幼児の身近な教育者である保護者に対しても幼児の交通事故の現状・傾向など必要な情報を提供し、家庭における幼児の交通安全意識の醸成が必要です。昨今では、自転車の安全利用が重要課題に挙げられており、被害者の観点のみならず、加害者の観点もあわせた教育・指導が求められています。また、子どもが犠牲となる交通事故が相次いで発生していることから、保育所（園）等における園外活動の安全確保も重要な課題となっております。このため、警察、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、地域等との連携のもと、各年代に対応した交通安全教育・指導の充実や啓発、道路交通安全環境の整備に取り組みます。

安全・安心なまちづくりを実現し、子どもと家庭の安全を守るため、地域安全活動への積極的な市民参加により良好なコミュニティの形成を図ることが重要です。地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守ることが必要とされています。このため、地域住民との協働により「みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト」を推進する等、住民による積極的な防犯活動を支援します。

#### 方針

子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠です。交通事故や犯罪によって子どもが被害にあうことのないように、保護者だけでなく地域住民がみんなで子どもを見守り育てていく活動を推進します。

#### 基本施策と取り組み

##### 3-3-1 交通安全活動の推進

No.	取り組み
139	幼児交通安全教育の推進
	心身の発達段階に応じた交通安全教育を生涯学習の一環としてとらえ、交通社会人として第一歩を歩みだす、幼児の交通安全意識の醸成に向け、幼児向け教育・指導に努めるとともに、幼児に最も身近な存在である保護者向けに、交通事故防止に係る情報提供と啓発の充実を図ります。
140	自転車安全利用の推進
	自転車の安全利用について、被害者にも加害者にもならないよう、自転車に乗り始める小学生から、通学等に自転車を用いる中高生まで、年代に応じた教育・指導を通じ、関係機関等の協力を得て、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する優良交通社会人の育成に取り組みます。
141	安全な通園・通学路の確保
	各幼稚園や学校が保護者、地域、警察等と連携しながら、より安全な通園・通学路をめざして点検を行い、子どもの通園・通学の安全確保に取り組みます。



No.	取り組み
142	通学路安全対策事業
	将来を担う子どもたちが、安心して通学できるよう「岐阜市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・P T A・教育委員会・警察等との現地点検を経て、きめ細やかな通学路の安全対策を実施します。
143	子どもの登下校安全確保事業
	子どもの登下校時等における安全確保を補完する方策の一つとして、民間事業者が提供するGPS端末による子どもの見守りサービスに加入契約した保護者への補助を行う。 対象となる児童・生徒の保護者が、任意により当サービスに加入契約した場合、当該保護者に代わって、初期登録手数料を市が負担する（※これ以外の費用（月額使用料など）は、保護者負担）。
144	キッズゾーンの整備
	保育所(園)、認定こども園等の保育施設における園外活動の交通安全対策として、道路管理者及び所轄警察署と協議の上、施設周辺にキッズゾーンの設定を検討し、更なる安全対策に取り組みます。

### 3-3-2 防犯活動の推進

No.	取り組み
145	家庭・地域・民間・行政が一体となった防犯対策の充実
	子どもたちの安全・安心を推進するため、地域の保護者や民間事業者等の協力を得ながら防犯活動に取り組みます。登下校の見守り運動では、ボランティアの方に安心して活動していただくため、保険に加入するとともに、警察官を講師に招いて研修を実施します。また、緊急時に助けを求められる拠点としての「子ども110番の家」の登録を広く呼び掛けます。さらに、GPS端末を活用した子どもたちの登下校の見守りサービスを導入するなど、家庭、地域の防犯体制の充実に取り組みます。
146	みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクトの推進
	犯罪や交通事故の不安をなくし、平穏な暮らしを守るために、地域での積極的な安全活動を応援し、市民と行政の協働のもと、ホッとできる安全で安心なまちづくりを推進します。このため、防犯灯や防犯カメラの設置補助、地域安全運動に対する支援等により、地域住民の自主自衛による防犯活動、防犯ボランティアのパトロール活動を促進します。

## 3-4 仕事と生活の調和の実現

### 現状と課題

ワーク・ライフ・バランス\*（仕事と生活の調和）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児、介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していくうえで重要なことです。

本市においては、男性労働者の育児休業取得率が岐阜市労働実態調査によると、9.5%と女性と比べて低いことや、女性が職業をもち続けていくうえでの問題について、家事や育児、介護との両立が難しいこと、出産、育児、介護による女性の働き方への制約や男性中心型労働慣行が問題としてあげられています。また、特に共働き世帯において父親の積極的な育児参画が求められています。

今後は、女性の就労にはこれまで以上の家庭（パートナー）の理解と協力や“働き方改革”とあわせた男性の家庭参画への理解の促進と意識改革が課題となります。家庭内において、男女が共に家事や育児、介護等の負担を共有し、バランスをとりながらお互いに協力しあっていくことが大切です。

企業においては、育児休業制度\*・短時間勤務制度等の関係法制度の導入をはじめ、多様な就労形態の充実や労働時間の短縮、母性保護の徹底による健康管理等、働く保護者が子育てをしやすい環境を整えることが求められています。

また、行政においては、保育所（園）等や放課後児童クラブをはじめとする多様な保育サービスを提供するとともに、企業や勤労者に向けた意識啓発を推進し、子育てを社会全体で支援する意識の醸成を図るけん引役としての役割を果たすことが求められています。

仕事と子育ての両立を図るためには、特に男性の家庭生活への参画促進が不可欠であり、男性が家事・育児等に主体的に参画するための意識啓発及び環境づくりを推進します。

### 方針

一人ひとりがやりがいをもち充実して仕事に取り組むとともに、自ら希望するバランスで家庭生活に取り組むことができるよう、働き方を見直し、仕事と子育て等の家庭生活が両立できるように、企業へ雇用環境を整備するための意識啓発を推進します。

また、男性の育児参画を促進するための啓発や働く保護者が利用しやすい保育サービスを充実します。

## 基本施策と取り組み

### 3-4-1 多様な働き方の実現及び男性も含めた働き方の見直し

No.	取り組み
147	育児休業・短期時間勤務制度等の普及・啓発
	子育てしながらの就労を支援する育児休業制度、短期時間勤務制度、看護休暇制度等の内容を事業主及び労働者が正しく理解できるように、国・県など関係機関と連携を図りながら、「パンフレット」、「広報ぎふ」、「市ホームページ」等で紹介するなど情報提供を行い、普及・啓発を図ります。
148	勤労者・事業主に対する情報提供
	勤労者、事業主、一般市民に対し、労働や就労、仕事や家庭の両立に関する相談窓口や支援制度について紹介するため、「パンフレット」、「広報ぎふ」、「市ホームページ」等による情報提供を行います。市ホームページ「勤労者・事業主のためのガイド」で情報提供を図るとともに、関係機関のホームページとリンクすることにより、関連情報も含めて情報を提供します。
149	勤労者のための相談の実施
	労働に関する相談や労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険等の相談窓口を設けます。働くうえで困っていることや社会保険制度等について一括して案内できるよう社会保険労務士による相談を実施します。
150	働く女性のための相談の実施
	関係機関と連携を図りながら、働く女性のための相談を実施します。女性センターにおいては、女性の悩みや生き方に関する電話相談、専門家による面接相談等を実施します。
151	ワーク・ライフ・バランスに資する講演会及び講座の開催
	多様な生き方を選択できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、引き続き、その重要性を実践的に学ぶ講演会や講座を開催します。
152	女性の活躍推進を図るためのセミナーの開催
	子育てや介護等のためいったん離職した女性が、希望に沿った生き方を選択するきっかけとなるよう、引き続き、さまざまなニーズや状況に応じた学習講座を開催し支援を行います。

### 3-4-2 男性の主体的な育児参画の促進

No.	取り組み
153	ぎふし共育都市プロジェクト
	父親が主体的に家事・育児に参画し、母親と共に子育てを行う“共育”を推進するため、男性の意識改革や実践的な家事・育児スキルを習得するための複数の事業を実施します。
66	親の学びの機会の創出（再掲）
	P 60（取り組み No.66）を参照

## 3-4-3 働く保護者の健康管理の推進

No.	取り組み
154	労働時間の短縮等の促進
	1日の労働時間や育児のための勤務時間の短縮、時間外労働の制限や週休2日制、年次有給休暇制度の活用など労働時間の短縮を促進するため、国・県など関係機関と連携を図りながら、相談窓口や支援制度等について「パンフレット」、「広報ぎふ」、「市ホームページ」等で紹介する等、普及・啓発を図ります。

## 3-4-4 働く保護者を支援する保育サービスの充実

No.	取り組み
72	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実（再掲）
	P 62（取り組み No.72）を参照
73	放課後児童健全育成事業の更なる充実（再掲）
	P 62（取り組み No.73）を参照
79	低年齢児（0～2歳児）保育の充実（再掲）
	P 64（取り組み No.79）を参照
81	特別保育事業の実施（再掲）
	P 64（取り組み No.81）を参照
86	保育所（園）の情報提供サービスの充実（再掲）
	P 65（取り組み No.86）を参照
87	私立保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）への助成（再掲）
	P 65（取り組み No.87）を参照
114	ファミリー・サポート・センター事業の充実（再掲）
	P 74（取り組み No.114）を参照

### 3-4-5 子育てに理解のある企業の啓発

No.	取り組み
155	岐阜市労働実態調査の実施
	市内の事業所にアンケート調査を実施し、育児支援制度に関する質問項目を設けることにより、労働条件の実態を把握します。そして実態に応じて適切な意識啓発を図ります。また、アンケート調査結果を「市ホームページ」に掲載するなど情報を提供します。具体的には、育児休業制度、介護休業制度、フレックスタイム制*、勤務時間短縮、事業所内託児所、出産・育児・介護等による退職者の再雇用制度等について調査します。
156	次世代育成支援のための一般事業主行動計画*の周知・啓発
	「次世代育成支援対策推進法」に基づいて一般事業主が策定する「一般事業主行動計画」について、次世代育成支援のための取り組みが効果的に図られるよう、関係機関と連携を図りながらその周知啓発を図ります。具体的には、市ホームページにて、「一般事業主行動計画」に関する情報を関連機関のホームページともリンクして提供します。 また、「岐阜市特定事業主行動計画」を策定し、職員に子育て支援情報の周知等を行うとともに、計画を「市ホームページ」に掲載して公表します。さらに、入札契約制度についても、建設業における子育て支援を推進するため、建設工事の主観的事項審査において、少子化対策として次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として都道府県労働局長の認定を受けている場合及び、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の提出義務のない企業が計画を策定している場合に加点する制度を引き続き実施します。
157	「ぎふし共育・女性活躍企業」認定制度、男女共同参画優良事業者の表彰
	男性の主体的な育児参画により、夫婦で共に子育てを行うことを推進する共育企業（子ども未来部）及び女性はその個性と能力を十分に発揮して社会において活躍することを推進する女性活躍企業（市民参画部）を「ぎふし共育・女性活躍企業」として認定し、企業における「共育・女性活躍」の推進を総合的に支援します。 さらに、「ぎふし共育・女性活躍企業」認定を受け、又は受けることが見込まれる事業者、男女共同参画*の取り組みを積極的に行い、その推進に顕著な功績があると認める事業者を表彰し、事業者への男女共同参画の取り組みの普及に努めます。
147	育児休業・短期時間勤務制度等の普及・啓発（再掲）
	P 82（取り組み No.147）を参照
154	労働時間の短縮等の促進（再掲）
	P 83（取り組み No.154）を参照

## 3-5 男女共同参画意識の啓発

### 現状と課題

誰もが一人の人間として、人生の選択の幅を広げていくためには、職場や家庭、地域社会等あらゆる分野において、従来の性別役割分担意識にとらわれずに、責任を分かちあっていかなくてはなりません。

そのため、あらゆる場面で男女共同参画についての意識啓発に努めると同時に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会慣行の見直しを促して、その是正を働きかけています。例えば、事業者には仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを、市民には男性の家事や育児等への参画を働きかけています。

### 方針

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で子育てを担っていく仕組みの基盤となるものです。女性だけでなく主体的に男性も育児に関わり、男女が共に子育てと仕事を両立できる社会に向け、男女共同参画の視点での意識啓発を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 3-5-1 男女共同参画意識の啓発

No.	取り組み
158	家庭における男女共同参画意識の啓発
	「岐阜市男女共同参画推進条例」に基づき、男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家庭・社会のあらゆる分野で責任と喜びを分かちあう男女共同参画社会について、意識啓発に取り組みます。家庭生活においては、男女が共に自立し、責任を共有するための支援として、講座・セミナーをはじめ生涯にわたる学習機会と情報の提供等を行います。



## 3-6 経済的支援の充実

### 現状と課題

子育て家庭においては、教育費など経済的な負担が大きいと感じている家庭が多く、経済的な理由が少子化につながっていると言われています。

子育て家庭への児童手当をはじめ、すべての子どもたちが必要な医療や質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、医療費の助成や幼児教育・保育の無償化\*を実施しています。また、経済的な事由で就学や進学をあきらめることのないよう、就学に必要な学費等の援助や貸付、現物給付等を組み合わせた形で生活の基礎を下支えしていく必要があり、子どもの貧困対策の重要な取り組みとして、さまざまな経済的支援を行っています。

ひとり親家庭等へは児童扶養手当や保護者と子どもを対象とした医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の経済的な支援を実施し、生活支援や就労支援と合わせた自立支援を行っています。

また、多子世帯等の経済的負担の軽減を図り、多くの子どもを持つことに前向きになるような環境の整備を進めています。

### 方針

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給や幼児教育・保育の無償化など各種経済的支援を図ります。また、ひとり親家庭や多子世帯、低所得世帯等には、それぞれの家庭の状況に対応して、さらに、きめ細かな支援を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 3-6-1 児童健全育成のための経済的支援

No.	取り組み
159	幼稚園の利用料の無償化、軽減
	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、幼児教育の無償化を実施するとともに、引き続き必要な軽減措置を行います。
160	児童手当制度
	子育て中の家庭における経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。
161	入院助産の支援
	経済的な理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設（市民病院・県総合病院）での出産費用の負担など支援を行います。また、「親と子のハンドブック ぶりあ」の活用や、民生委員・児童委員及び保健所等、関係機関を通じ制度の周知を図ります。
34	保育所（園）等の保育料の無償化、軽減（再掲）
	P 53（取り組み No.34）を参照

No.	取り組み
35	実費徴収に係る補足給付事業（再掲）
	P 53（取り組み No.35）を参照
36	就学援助（再掲）
	P 53（取り組み No.36）を参照
97	医療費公費負担制度の充実（再掲）
	P 68（取り組み No.97）を参照

### 3-6-2 ひとり親家庭などへの経済的支援

No.	取り組み
162	ひとり親家庭等に対する給付型奨学金
	ひとり親家庭等の子どもが経済的理由により高校進学をあきらめることのないよう、高校生に対し、返済不要の給付型奨学金を給付します。
163	母子父子寡婦福祉資金貸付
	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。
164	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業の実施
	ひとり親家庭等の母又は父及び子ども（18歳未満）の保健の向上への寄与、ひいてはその福祉の増進を目的として、医療費の一部を助成して、医療費負担の軽減を図ります。
165	児童扶養手当の支給
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当を支給します。

### 3-6-3 多子世帯への経済的支援

No.	取り組み
166	多子世帯への経済的支援
	3人以上の子どもを望む人が安心して子どもを生み育てやすい環境をつくるため、多子世帯に対する保育料の軽減や病児・病後児保育利用料の無償化等、多子世帯の経済的支援の充実をめざします。

### 3-6-4 貧困状況にある子どもへの経済的支援

No.	取り組み
35	実費徴収に係る補足給付事業（再掲）
	P 53（取り組み No.35）を参照
36	就学援助（再掲）
	P 53（取り組み No.36）を参照
37	育英資金貸付（再掲）
	P 53（取り組み No.37）を参照

## 3-7 良質な居住の確保

### 現状と課題

子育て中の若い世代が、生活の基盤となる住宅を確保するため、子どもの成長や子育てに十分に配慮された、ゆとりある住宅の整備が求められています。

市営住宅においては、多家族向けの住宅整備やひとり親家庭向け住宅の優先割り当て等を実施しています。

### 方針

子どもを育てやすい環境づくりの一環として、良質な住宅の確保が求められています。子育て世代は、広くゆとりのある快適な住空間や子どもの安全、家事の軽減、家族の団らんの場等を求めているため、市営住宅の整備や民間住宅の誘導等を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 3-7-1 市営住宅の整備と民間住宅の誘導

No.	取り組み
167	市営住宅への優先的な入居
	市営住宅の入居資格要件に該当する方のうち、特に子育て世帯、多家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。
168	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
	「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。

## 3-8 良好な居住環境の整備

### 現状と課題

親子が共に、戸外でのレクリエーションや自然とのふれあいの場として、安全でかつ楽しく過ごすことができ、市民に親しまれる公園・緑地の整備が必要です。

子どもの遊び場や市民の健康づくり、憩いの場としての公園整備やうるおいのあるまちづくりの一環としての緑化を進めています。身近な地域の公園である住区基幹公園や総合公園・緑地を整備して、自然にふれ、子どものさまざまな体験活動ができる公園づくりを行っています。

また、地域において、子どもが屋外で安全にのびのびと自由に遊ぶことのできる場所を確保することが重要です。このため、公園や子ども遊び場の整備、子どもや親子と地域の交流拠点の確保が必要です。

### 方針

良好な居住環境を作るため、緑豊かなうるおいのあるまちづくりにより、子どもが自然とふれあい、さまざまな体験ができる公園の整備等が大切です。また、身近なところで安心して子どもが外に出て遊ぶことができる、遊び場の確保を行います。

### 基本施策と取り組み

#### 3-8-1 緑化活動・公園の整備

No.	取り組み
169	住区基幹公園の整備
	子どもたちの遊び場や市民の健康づくり、親同士のコミュニケーションの場として、市民に身近で、うるおいや安らぎのある良好な居住環境を形成するため、地域の特性に応じた住区基幹公園の整備及び再整備を推進します。
170	総合公園・緑地の整備
	「岐阜公園再整備の考え方及び方針」に基づき、岐阜公園を歴史公園へと再整備することにより、岐阜公園がもつ歴史的な価値と、金華山・長良川等の豊かな自然環境を活かした、憩い・学習・交流等の拠点となる公園づくりを推進します。また、「岐阜ファミリーパーク再整備計画」に基づき、公園内の遊戯施設や運動施設等の再整備を図るとともに、拡張ゾーン等へ新たな公園施設の整備を進め、安全かつ魅力にあふれ、あらゆる世代が楽しめる賑わいある公園づくりを推進します。
171	公園の施設の整備
	安全面に配慮した遊具の設置点検や自然環境の保全を重視した公園の整備を図るとともに、公園の清掃など環境衛生についても地域と一体になって進めていき、子どもにとって安全な遊び場として“あたたかく見守られた公園”の整備を推進します。
172	公園内児童用徒渉地（プール）の利用
	夏の間、幼児・児童の水遊びによる体力・仲間づくりの場、及び近隣住民のふれあいの場となる、公園内の児童用徒渉池（プール）を利用者のニーズにあわせて工夫し、利用の促進を図ります。

### 3-8-2 遊び場の整備

No.	取り組み
173	地域における子ども遊び場の整備 子どもたちを交通事故から守り、屋外で安全にのびのびと遊ぶことのできるよう、神社の敷地内や私有地等に設置する子どもの遊び場の維持管理に努めます。
174	学校施設の地域開放の推進 学校教育の支障にならない範囲で校庭・体育館等の体育施設の開放を地域へ進め、子育てから生涯学習活動までの場としての活用を推進します。
59	健全育成に向けた児童館・児童センター機能の充実（再掲） P 57（取り組み No.59）を参照



## 3-9 安心・安全なまちづくりの推進

### 現状と課題

安心・安全なまちづくりを実現するために、道路環境、公共施設の整備等が必要です。

このため、幅の広い歩道の整備や段差の解消、交差点の改良により安全で快適に利用できる歩行者空間の確保、自動車等の進入や速度の抑制のためのハンプやクランクの設置等、子どもや子ども連れが安心して通行できる人優先の道路整備に取り組んでいます。また、地域住民と協働してバリアフリー\*点検や危険か所の点検作業を行い、歩行環境の整備に努めています。

公共施設においては、エレベーターやスロープ、障がいのある人用や子ども用トイレ、おむつ替えスペースの設置等に取り組み、誰もが使いやすい施設となるよう整備を進めます。また、マタニティマークの周知や赤ちゃんステーション事業により、妊産婦や乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりに取り組みます。

### 方針

安心して外出できる環境づくりのために、子どもや妊産婦、ベビーカーを使う人等、誰にとっても歩きやすく使いやすいように配慮された道路や公共交通機関、公共施設、人が多く集まる施設等の整備が求められています。あわせて、親子や子どもが使いやすいトイレの設置等を推進します。

### 基本施策と取り組み

#### 3-9-1 安心して外出できるまちづくりの推進

No.	取り組み
175	歩道の整備
	道路拡幅による歩道新設や再整備による歩道拡幅を実施し、特に通学路等を重点的に見直すことで、児童の安全で快適な歩行空間を確保します。主要道路については、車いすやベビーカーがすれ違うことができ、安全で快適に利用できる幅の広い歩道の整備を図ります。また、歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良及び電線類の地中化等を進めます。
176	バリアフリー化の推進
	「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもを含めた誰にもやさしいユニバーサルなまちづくりを一層進めるため、公共施設等の改善整備を推進します。本市が新たに建設する建築物については、段差の解消やエレベーター・エスカレーター、スロープ、障がいのある人用や子ども用トイレの設置等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある子どもに対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関や障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。また、障がいのある子どもが生活するうえで適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記等、障がいの特性等に配慮した支援に取り組みます。



No.	取り組み
177	ゆとりとやすらぎのある道路の整備（ゆとり・やすらぎ道空間整備事業）
	生活道路を安全かつ安心して利用できるように、歩道設置や路肩の明色化等を行うなど、車優先から人優先の道路に再構築する事業を推進します。
178	妊婦にやさしい環境づくり
	妊娠初期は、胎児の成長や母親の健康を維持するうえで、とても大切な時期です。しかし外見からは見分けにくく周囲からの理解が得られにくいいため、タバコの煙・交通機関利用時等、さまざまな苦勞があります。マタニティマークを広く市民に周知し、妊産婦に対する気づかいを呼びかける等、妊産婦に対するやさしい環境づくりへとつなげ、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保に努めます。
179	赤ちゃんステーションの設置
	乳幼児連れで外出した際にオムツ換えや授乳のために気軽に立ち寄れる場が求められています。授乳やオムツ換えのスペースを提供できる施設を「赤ちゃんステーション」として登録し、乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域での子育て支援意識の醸成を図ります。
180	三人乗り自転車貸出事業の充実
	多子世帯の子育て支援の充実を図るため、6歳未満の子どもが2人以上いる家庭に対し、安全性に配慮した三人乗り自転車の貸し出しを実施します。
144	キッズゾーンの整備（再掲）
	P 80（取り組み No.144）を参照

## 第4章 子どもの貧困対策

### 1 子どもの貧困対策の背景

現在、わが国の子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国のなかでも最悪の水準にあり、2015（平成27）年の「子どもの貧困率」は13.9%と、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。岐阜県においては2018（平成30）年調査にて、全国値よりも低いものの、7.2%（約14人に1人）であることが分かりました。

こうした貧困状況にある子どもは、医療や食事等の生活習慣、学習、進学等のさまざまな場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることも明らかになってきました。

このような背景から、児童の権利に関する条約\*の精神にのっとり、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身共に健やかに育成され、またその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2014（平成26）年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました（2019（令和元）年6月一部改正）。

本市では、全児童生徒の12.6%にあたる生活保護要保護児童生徒数250人及びこれに準ずる程度に困窮している児童生徒数3,724人（2018（平成30）年度）に対して、経済的理由により児童・生徒の保護者を援助する就学援助費が支給されています。また、ひとり親家庭等に支給される（所得制限あり）児童扶養手当の受給者は3,145世帯（2018（平成30）年度）です。

2018（平成30）年に実施した「岐阜市ひとり親家庭生活実態調査」では、ひとり親家庭における貧困率は51.1%であり、生活に必要なものを購入できる最低限の収入以下で暮らす世帯が過半数という厳しい実態が分かりました。また、所得が低いほど大学進学を受けさせることができないと考えている世帯も多い状況にあります。

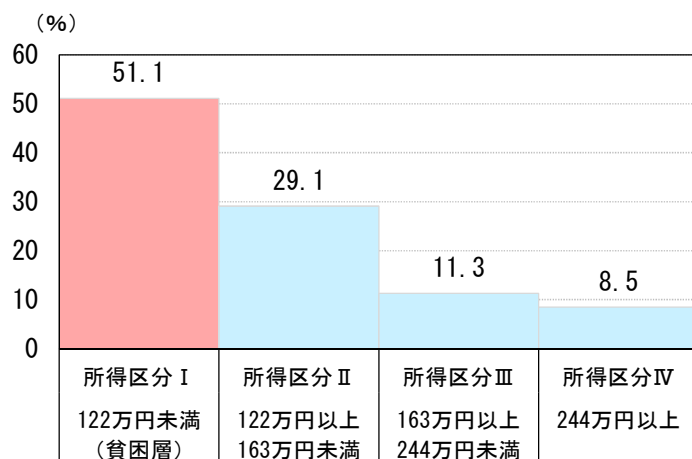
このような現状を踏まえ、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるように、子どもの権利保障の観点から子どもの最善の利益を第一に考え、学校や地域、行政等の関係機関が連携し、総合的な支援を実施していくために、本章を「岐阜市子どもの貧困対策計画」として策定します。

また、本章はSDGsのゴール1“貧困をなくそう”の目標に関連づけて取り組みます。

## ■ひとり親家庭の生活状況

### ① 所得区分と貧困率

ひとり親家庭の所得区分と貧困率については、「所得区分Ⅰ（122万円未満）」が51.1%と最も多くなっています。本調査は、児童扶養手当受給資格者（全部停止者を含む）が対象であり、所得制限等の要件があることを考慮しても、ひとり親家庭における生活の厳しさがうかがえます。

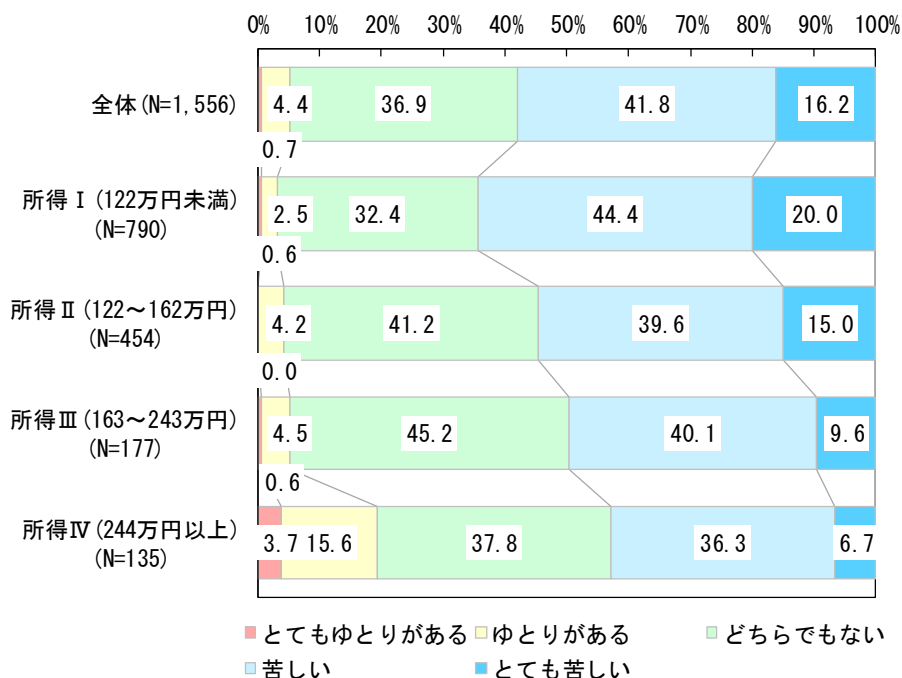


(N=1,596、回答なしによる算出不可を除く)

資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

### ② 所得別生活状況

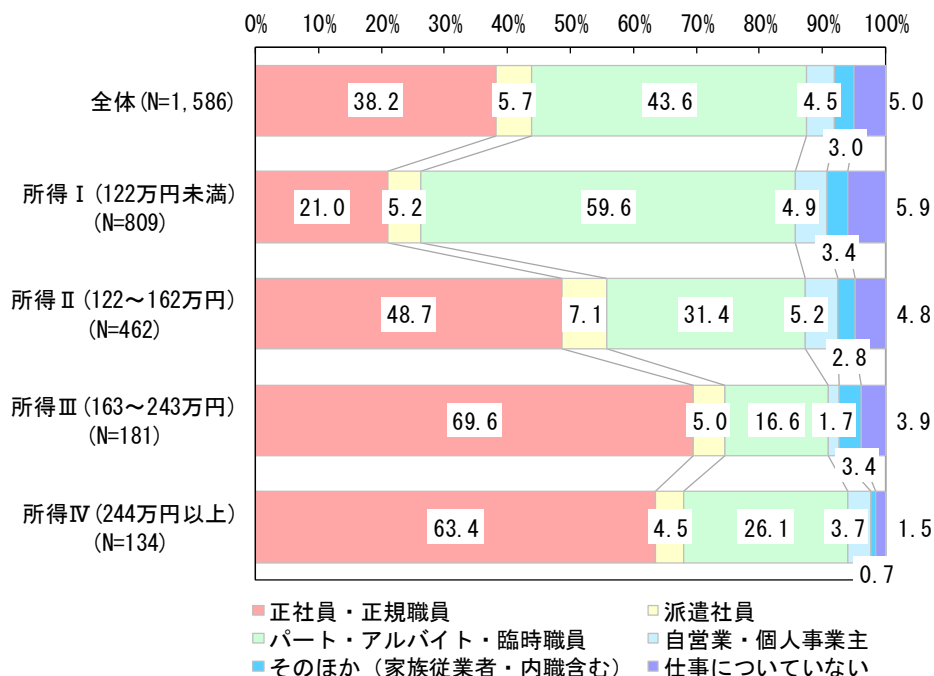
ひとり親家庭の暮らしの状況については、「苦しい」が41.8%で最も多く、「とても苦しい」の16.2%と合わせて、半数以上が生活状況は苦しいと感じています。所得ごとでは、所得水準が高くなるほど「ゆとりがある」との回答割合は上昇する傾向にあります。一方、所得Ⅰでは、「苦しい」と「とても苦しい」を合わせて6割を超えており、所得が生活に大きな影響を与えていることが分かります。



資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

### ③ 所得別雇用形態

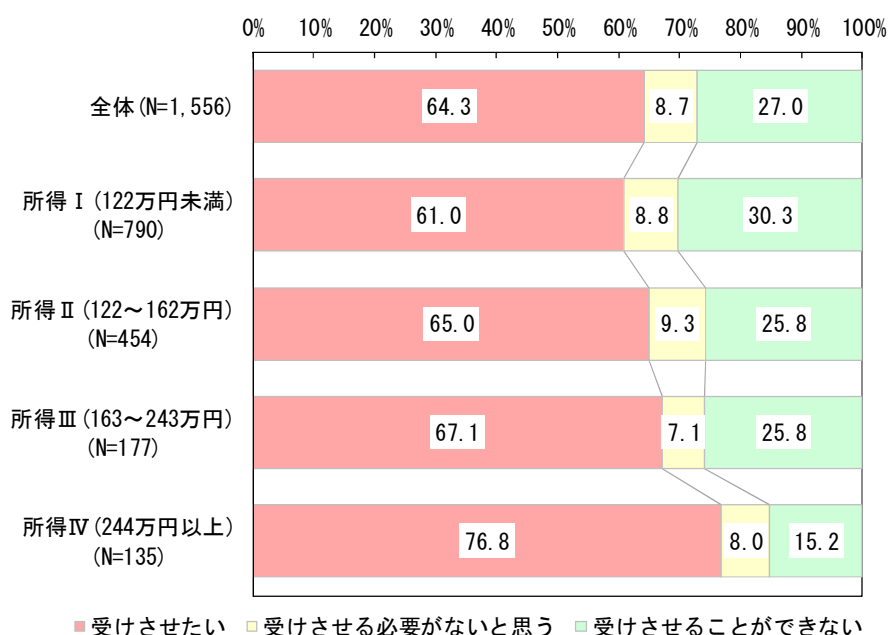
所得別の雇用形態をみると、所得が低いほど、「パート・アルバイト・臨時職員」といった非正規雇用が多く、所得が高くなるにつれて「正社員・正規職員」が高くなっています。特に所得Ⅰの区分では非正規雇用が半数と大きく上回っています。



資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

### ④ 所得別大学進学

大学進学可否について所得別にみると、所得が低いほど、「受けさせることができない」との回答が多くなる傾向がみられており、所得によって子どもの進学に制約が生じる可能性が高いと考えられます。



資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

## 2 子どもの貧困対策の基本的な考え方

### (1) 基本的な視点

貧困状況にある子どもや家庭の実態は、見えにくく捉えづらい状況があります。貧困の自覚がなく自分から支援を求めないことや、何らかの事情で支援制度の適用条件にあてはまらない家庭、支援が必要な状況にもかかわらず、積極的に利用したがない等の状況もみられます。また、近所付き合いがなく地域の目が届かないことや、自治体の情報を積極的に得ようとせず社会的に孤立しやすい傾向があります。このような支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭にいかにつづいていけるかといった視点が必要です。

また、貧困の状況にある家庭では、さまざまな要因により子どもが希望や意欲がそがれやすく、生活習慣や健康管理、学習意欲、自己肯定感の低下など、さまざまな影響を及ぼします。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという意識をもち、子どものことを第一に考え、さまざまな場面で早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。

### (2) 基本目標

#### ① 妊娠・出産～子どもが自立に至るまでの“切れ目のない支援”

親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業、就職して社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援を実施します。子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を実施するために、関係機関等にて必要な情報を共有し、連携します。

#### ② “気づく・つなぐ・寄り添う”支援体制づくり

貧困状況にある子どもや家庭の状況は複雑であり、困窮度が高くても十分な支援を受けられない場合があります。子どもに接するあらゆる機会を通じて困難を抱え、声を上げられない子どもや家庭に気づき、必要な支援や専門機関につなげ、地域で見守り手助けしていく体制づくりを推進します。

#### ③ “貧困の連鎖を断ち切る”ための総合的な支援

貧困状況にある子どもは、成長過程で必要となる教育や体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況があります。

すべての子どもが夢や希望の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるように、市民・NPO等の市民団体・関係機関・行政等が積極的に連携し、早期に総合的な支援を実施します。

### (3) 取り組み方針

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の連鎖につながらないように、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を踏まえた、子どものことを第一に優先するという視点で、総合的な取り組みを実施します。

また、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を実施するとともに、学校や地域、行政等の関係機関が連携し、困難を抱える子どもや家庭に気づき、必要な支援につなげる支援体制を整えます。

### 3 子どもの貧困対策の取り組み

#### (1) 教育の支援

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会均等が図られるよう、学習支援や就園・就学に対する支援を実施します。

No.	取り組み
32	寄り添い型学習支援等事業
	教育課程に課題があったり、学力の遅れなどの問題を抱えている生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小・中学生及び高校生を対象に「ぎふ学習支援ネットワーク」が提供する各教室において学習支援や生活支援を行います。
33	スクールソーシャルワーカー
	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の相談・対応事業において、園・学校及び外部関係機関との連携が必要な場合に、拡大ケース検討会議の企画・運営を行います。
35	実費徴収に係る補足給付事業
	低所得で生計が困難である者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
36	就学援助
	小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
37	育英資金貸付
	経済的理由により、就学困難な生徒又は学生に対し、月々の奨学金や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。
67	家庭教育に関する学習機会の充実
	子どもの心やからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助けあい見識を深めることができる“心の教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
103	子どもの生活・学習支援事業の実施
	ひとり親家庭の小・中学生を対象に大学生ボランティアが家庭を訪問し、生活習慣の獲得や学習習慣の定着をめざします。
122	公民館活動による児童の育成
	50の公民館にて開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座、また子どもを対象にした映画会・音楽会、科学講座等を、参加費無料（料理教室等は実費）で実施します。
162	ひとり親家庭等に対する給付型奨学金
	ひとり親家庭等の子どもが経済的理由により高校進学をあきらめることのないよう、高校生に対し、返済不要の給付型奨学金を給付します。

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。



## (2) 生活の支援

すべての子どもたちが健やかに成長できるように、妊娠期から子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、安定した生活を送れるよう、子ども及び保護者への生活相談、必要な生活支援を実施します。また、社会的に孤立することのないよう、地域社会との交流機会の充実を図ります。

No.	取り組み
25	義務教育終了後の就学就労支援事業
	義務教育終了後、目標を見失ったり、生活が思うようになかったりする状況のなかで、困ったり悩んだりしている子ども・若者に対して、さまざまな支援を行うことで、就学や就労の意欲を高め、社会的自立につなげ、夢や希望をもって生活できるように支援します。
29	若年者就職バックアップ事業
	新規学卒者、学卒未就業者及びフリーターの就職をサポートするため、セミナーや合同企業説明会を開催します。
31	子ども食堂支援事業
	さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に、食事等を提供する「子ども食堂事業」の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
59	児童館・児童センター
	児童館・児童センターにおける子育て相談など各種の子育て支援の取り組みにおいて、子どもに福祉的な課題があり援助が必要である場合は、関係機関等との連携により適切な支援を行います。
61	放課後居場所づくり事業
	特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に、安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。
75	養育支援訪問事業の充実
	育児ストレス・産後うつ病・育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育の支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験等による育児・家事援助又は保健師等による指導・助言等を訪問により実施します。
93	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等の実施
	生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問を行い、育児指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供につなげます。
94	母子健康包括支援センター
	妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供します。

No.	取り組み
	産後ケア事業
110	出産後、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関で宿泊や日帰りにより、母子の心身のケアや育児サポート等を実施します。
	子ども家庭総合支援拠点事業
113	心理担当専門職員を配置し、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握に努め、情報の提供や家庭その他の相談に応じ、調査・指導を行うなど、総合的・継続的な支援を行います。
	市営住宅への優先的な入居
167	市営住宅の入居資格要件に該当する方のうち、特に子育て世帯、大家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
168	「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。
	職業相談
181	就労に関する相談について、ハローワークから提供された求人情報を用いてアドバイスを行います。相談者が求人への応募を希望する場合は、ハローワークを紹介します。
	児童養護施設退所者に関する支援
182	児童養護施設退所後、子どもや保護者への総合的かつ継続的な支援を必要とするケースも多く、支援機関の一つとして適切な関係機関と連携し、相談・支援を行います。

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

### (3) 保護者への就労の支援

ひとり親家庭の保護者や生活困窮者に対する就労を支援するとともに、より安定した就労機会の確保のための支援を行います。

No.	取り組み
29	人材確保サポート奨励金事業
	事業主が市内在住の就職が困難な人を国のトライアル雇用事業に基づき雇用した後、常用雇用に移行し、引き続き3か月以上常用雇用した場合、その事業主に奨励金を交付します。
79	低年齢児（0～2歳児）保育の充実
	女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の保育の受け皿の確保に努めます。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等により保育の拡充を図ります。
81	特別保育事業の実施
	保護者の就労・就学や育児の精神的や肉体的な負担を解消するとともに仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。
100	就業支援専門員の配置
	ひとり親家庭の保護者等の就労相談、家計相談等の相談を行います。
101	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の充実
	ひとり親家庭の保護者等に対し、就業相談や講習等を実施し、安定した就労支援を行います。
102	高等技能訓練促進費等給付金
	ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する際に経済的な支援を行います。
102	自立支援教育訓練給付金の支給
	ひとり親家庭の保護者が就業に必要な対象講座を受講した際の実費の一部を助成します。
181	職業相談（再掲）
	P 99（取り組み No.181（2）生活の支援）を参照

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

#### (4) 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援施策を活用し、子育てに関わる経済負担の軽減を図ります。

No.	取り組み
34	保育所（園）等の保育料の無償化、軽減
	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、保育料の無償化を実施するとともに、引き続き必要な軽減措置を行います。
97	福祉医療費助成（子ども）事業の実施
	義務教育修了までの子どもが医療機関で診療を受けた際に、保険診療の窓口負担を助成します。
161	入院助産の支援
	経済的理由により入院助産を受けることが出来ず、他からの援助も期待できないときに助産制度を実施し支援を行います。
163	母子父子寡婦福祉資金貸付
	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。
164	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業の実施
	ひとり親家庭等の母子・父子等が医療機関で診療を受けた際に、保険診療の窓口負担を助成します。
165	児童扶養手当の支給
	ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するため児童扶養手当を支給します。
166	多子世帯の保育料の軽減
	多子世帯を経済的に支援するため、市民税所得割合算額が97,000円未満である世帯において、18歳までの子どもが3人以上いる場合、3番目以降の子どもの保育料を無料とし、副食費の負担をなくします。
183	養育費の確保の推進
	養育費の確保及び面会交流の円滑な実施を図るため、養育費・面会交流の支援パンフレットを配布するとともに、面会交流に係る日程調整などの支援を行います。

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

## (5) 相談支援体制の充実

子どもや家族が必要なときに助けを求めたり、相談できる場所や窓口を明確化するとともに、子どもにとって身近な場所やツールで相談できるなど、相談しやすい体制づくりを行います。

No.	取り組み
71	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”
	0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談に対応します。
94	母子健康包括支援センター
	P98（取り組み No.94（2）生活の支援）を参照
100	母子・父子自立支援員の配置
	ひとり親家庭の相談、家計相談等の相談を行います。
113	子ども家庭総合支援拠点事業
	P99（取り組み No.113（2）生活の支援）を参照

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

## (6) 支援ネットワーク体制づくり

成長段階に応じた切れ目のない支援や必要な支援につなげていくために、関係機関等と必要な情報を共有し、連携します。

また、地域に広く理解や協力を求めるために子どもの貧困に関する周知・啓発を実施するほか、研修等を通じ支援に関わる人材の育成を実施します。

No.	取り組み
184	“エールぎふ”ネットワーク会議
	困難を抱える子ども・若者への途切れのない支援ができるように、ハローワークや生活・就労サポートセンターなどとの“エールぎふ”ネットワーク会議を開催し、共に連携・協働して、より効果的な支援につなげます。
185	共働による市民ネットワークづくり
	「ぎふ学習支援ネットワーク」の各教室の代表が中心となり月1回学習支援会議を開き各教室での問題点、支援成功例等の報告を通じ情報共有を図ります。
186	幼児教育・保育施設と小学校の連携
	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、幼小の各機関代表者で構成する「幼小パートナーシップ協議会」を設置し、必要な情報を交換できる体制づくりについて協議します。
187	要保護児童対策地域協議会
	要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦の適切な支援を図るため、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関・団体により構成される要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待ケースの進行管理や、要保護児童等の状況把握・支援計画の検討などを通じ、適切な支援を行います。

## (7) 調査研究

本市における子どもの貧困に関する実態を把握するため、子どもの貧困に関する指標の調査研究を行います。

No.	取り組み
	子どもの貧困に関する実態調査
188	子どもの貧困に関する現状と課題を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、ひとり親家庭等に対する生活実態調査を実施します。



## 第5章 子ども・子育て支援

### 1 子ども・子育て支援の背景

国は、1990（平成2）年の“1.57ショック”を契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、さまざまな少子化対策に取り組んできました。

しかしながら、都市部における待機児童問題をはじめ、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により孤立を感じる家庭の増加、仕事と子育てを両立できる環境等、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する支え合いの仕組みを構築することが求められました。こうした社会情勢を受け、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、保育の量的拡大及び確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、2015（平成27）年4月より「子ども・子育て支援新制度」が実施されました。

その後、更なる待機児童解消を図るため、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」が策定され、女性就業率80%に対応できるよう、特に低年齢保育の受け皿を整備する施策が打ち出されました。また同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代や子どもたちに大胆に政策資源を投入することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

本市では2015（平成27）年3月に「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の推進に取り組んできました。

2019（令和元）年度に本計画の計画期間が満了を迎えることから、引き続き、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定める「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2 子ども・子育て支援の基本的な考え方

#### （1）取り組み方針

子ども・子育て支援にあたっては、すべての子どもたちの最善の利益が実現することを第一に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充と質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざします。

#### 基本方針① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の推進

待機児童ゼロを継続するため、教育・保育提供区域内の需給の状況に応じ、定員の見直しや増築・改修、小規模保育事業所や認定こども園の設置、保育所の民営化等により、保護者のニーズに対応した供給確保を図ります。

#### 基本方針② 地域での子育て支援の推進

保育を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭を支援するため、身近な地域で多様な子育て支援が受けられる環境づくりを進めます。

## 3 子ども・子育て支援の取り組み

### (1) 子ども・子育て支援に関する給付・事業の概要

子ども・子育て支援の取り組みについては、子ども・子育て支援法のほか、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」に基づき記載することとなっています。

基本指針に基づき、以下の子ども・子育て支援給付（児童手当除く）、地域子ども・子育て支援事業について記載します。

#### 子ども・子育て支援給付

##### ■ 施設型給付\*（教育・保育施設）

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型・保育所型・地方裁量型）
- ・ 保育所（園）

##### ■ 地域型保育給付（地域型保育事業）

保育を必要とする3歳未満の子どもに対し以下の保育を実施するものである。

- ・ 小規模保育事業
- ・ 家庭的保育事業\*
- ・ 居宅訪問型保育事業\*
- ・ 事業所内保育事業

##### ■ 児童手当

## 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業	本市の事業	No.
①利用者支援事業	利用者支援事業	86 94
②地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業	74
③妊婦健康診査	妊婦健康診査	89
④乳児家庭全戸訪問事業	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	93
⑤養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	75
⑥子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	72
⑦子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	114
⑧一時預かり事業	幼稚園における預かり保育	81
	保育所（園）等における一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	114
	夜間養護等（トワイライトステイ）事業*	72
⑨延長保育事業	延長保育事業	81
⑩病児保育事業	病児・病後児保育事業	81
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）	114
⑪放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	73
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付事業	35
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	—

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

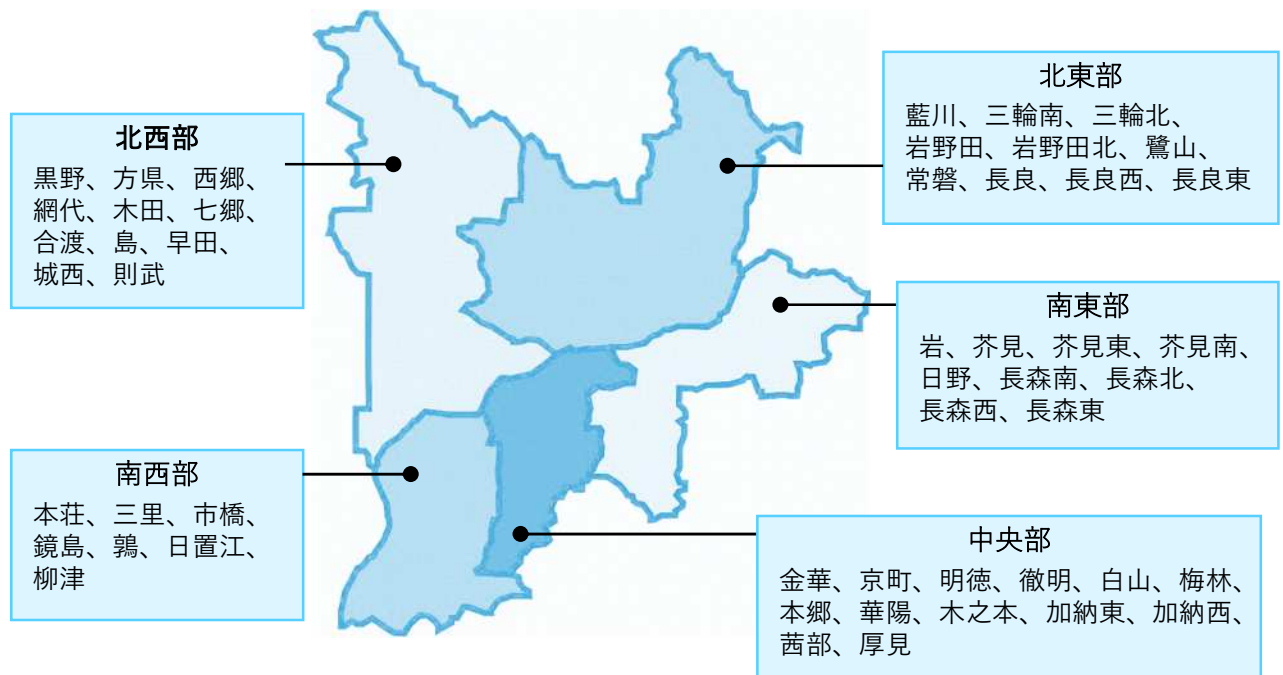
## (2) 量の見込みと確保方策の設定について

### ① 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

概ねの日常生活の範囲や、現在の教育・保育施設の利用状況などの条件を総合的に勘案し、以下の5区域を基本とします。なお、小学生が利用する放課後児童健全育成事業のように小さな単位での想定が適切な事業や、行政区域を越えて広域的な利用実態があるものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定します。

#### 教育・保育提供区域図※



※教育・保育提供区域は、本計画における「量の見込み」、「確保方策」の設定に関し参考とする区域であり、保護者の入所（園）の希望を妨げるものではない。

## ■提供区域の設定

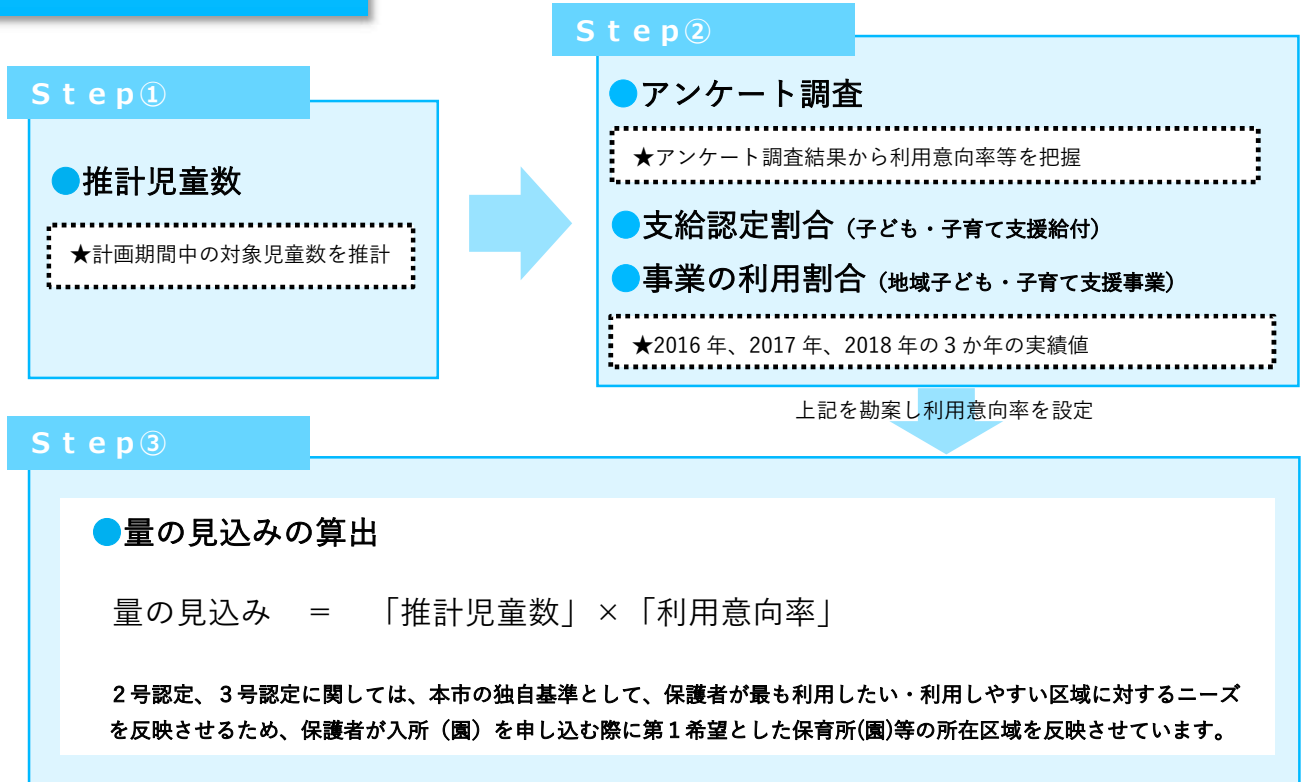
事業		提供区域
子ども・子育て支援給付	教育（認定こども園、幼稚園）	市全域
	保育（認定こども園、保育所（園）、地域型保育）	5区域
地域子ども子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援センター事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	市全域
	一時預かり事業※	市全域
	延長保育事業	5区域
	病児・病後児保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	46区域 (小学校区)
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域
	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	市全域

※一時預かり事業には、幼稚園や保育所（園）等における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）、夜間養護等（トワイライトステイ事業）を含む。

## ② 量の見込みの算出について

推計児童数を基に、2018（平成30）年に実施した「岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」、支給認定区分※ごとに児童数に占める支給認定子どもの割合（以下、「支給認定割合」という。）や各種事業の利用割合、及び保護者が第1希望として入所を希望する保育所（園）等のニーズ、これまでの利用実績を総合的に勘案し、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み（各年3月1日現在）を算出しています。

### 量の見込みの算出イメージ



### ※支給認定区分について

子ども・子育て支援給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	



### ③ 推計児童数

過去の実績人口（例：2015（平成27）年→2016（平成28）年、2016（平成28）年→2017（平成29）年・・・）の動態から変化率を求め算出を行うコーホート変化率法\*に基づき、将来人口を推計しています。

2019（平成31）年までの実績値をもとに、新たに推計児童数（各年4月1日現在）を算出したところ、計画最終年度である2024（令和6）年の0～5歳の合計は17,330人と予測されます。

単位：人

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市 全 域	2020年	2,878	2,984	2,967	3,192	3,327	3,162	18,510
	2021年	2,829	2,955	3,005	2,970	3,191	3,328	18,278
	2022年	2,782	2,904	2,976	3,009	2,969	3,192	17,832
	2023年	2,748	2,857	2,925	2,980	3,008	2,971	17,489
	2024年	2,717	2,821	2,876	2,928	2,979	3,009	17,330

### (3) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

#### ① 1号認定、2号認定（幼稚園利用）

##### 現状と課題

2019（令和元）年度現在、市全域では35か所の幼稚園（私立：33園、公立：2園）、1か所の幼稚園型認定こども園（私立：1園）が設置されています。

通園バスによる送迎により、広域的な利用がなされています。

また、2号認定を受けた児童の幼稚園の利用が、量の見込みの約30%を占めています。

##### 量の見込み及び確保方策

単位：人

	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み (必要利用定員総数)	4,344	1,916	4,258	1,878	4,115	1,815	4,020	1,773	4,002	1,764
	6,260		6,136		5,930		5,793		5,766	
②確保方策	11,161		11,161		11,161		11,161		11,161	
内訳	幼稚園	225	225	225	225	225	225	225	225	
	認定こども園	316	316	316	316	316	316	316	316	
	移行しない幼稚園	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620	
過不足(②-①)	4,901		5,025		5,231		5,368		5,395	

※2号は教育ニーズのみ。

##### 確保の内容及び今後の取り組み

- 2020（令和2）年度に幼稚園1園が認定こども園へ移行する見込みです。
- 現状の供給体制により、対応が可能であると考えられます。

## ② 2号認定（保育認定）、3号認定

### 現状と課題

2019（令和元）年度現在、市全域においては、保育所（園）37か所、認定こども園13か所、小規模保育事業所21か所、事業所内保育事業所2か所が設置されています。

アンケート調査結果では、満3歳未満の子どもを持つ保護者の就労希望等による潜在的な保育ニーズが確認され、また、過去の傾向や現状を踏まえると、満3歳未満の子どもの保育ニーズは引き続き高まることが予想されることから、更なる供給確保が必要な状況です。

※保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の区域別か所数：

中央部20か所、南西部16か所、南東部10か所、北西部14か所、北東部13か所

### 量の見込み及び確保方策

#### ■市全域

		2020年度			2021年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		3,346	426	2,237	3,320	430	2,344
②確保方策		3,590	458	2,379	3,581	492	2,494
内 訳	教育・保育施設 <sup>※1</sup>	3,577	375	1,899	3,568	391	1,930
	地域型保育事業 <sup>※2</sup>	0	57	367	0	75	451
	企業主導型保育事業等 <sup>※3</sup>	13	26	113	13	26	113
過不足（②－①）		244	32	142	261	62	150

※1教育・保育施設とは、保育所（園）及び認定こども園をいう。

※2地域型保育事業とは、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。

※3企業主導型保育事業\*等とは、企業主導型保育事業（地域枠）及び幼稚園で保育を必要とする2歳児を定期的に預かる一時預かり事業（幼稚園型II）をいう。地域枠とは、従業員以外の地域の子どもを受け入れる枠をいう。

### 確保の内容及び今後の取り組み

- 各教育・保育提供区域において、定員の見直しや施設の建て替えや増改築、小規模保育事業所や認定こども園の開設のほか、公立保育所の民営化等により、2024（令和6）年度までに供給確保を図ります。
- 各教育・保育提供区域における供給不足は、隣接区域での受け入れで対応します。

## 3号認定の保育利用率に係る目標設定について

満3歳未満の子どもの利用ニーズが高いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を各年度の目標値として定めます。

単位：人

		参考値 (2018年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①推計人口	0歳	2,854	2,878	2,829	2,782	2,748	2,717
	1-2歳	6,497	5,951	5,960	5,880	5,782	5,697
②確保方策	0歳	436	458	492	512	521	527
	1-2歳	2,176	2,379	2,494	2,573	2,651	2,681
③保育利用率 (②/①)	0歳	15.3%	15.9%	17.4%	18.4%	19.0%	19.4%
	1-2歳	33.5%	40.0%	41.8%	43.8%	45.9%	47.1%

単位：人

2022年度			2023年度			2024年度		
2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
3,247	433	2,416	3,210	438	2,477	3,233	443	2,540
3,583	512	2,573	3,601	521	2,651	3,622	527	2,681
3,570	397	1,956	3,588	403	1,999	3,609	409	2,010
0	89	504	0	92	539	0	92	558
13	26	113	13	26	113	13	26	113
336	79	157	391	83	174	389	84	141

## ■ 中央部

		2020 年度			2021 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		988	135	629	969	132	630
②確保方策		1,085	154	671	1,088	154	675
内 訳	教育・保育施設	1,079	132	582	1,082	132	586
	地域型保育事業	0	12	56	0	12	56
	企業主導型保育事業等	6	10	33	6	10	33
過不足 (②-①)		97	19	42	119	22	45

## ■ 南西部

		2020 年度			2021 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		602	98	501	596	99	540
②確保方策		629	114	549	617	117	572
内 訳	教育・保育施設	622	87	346	610	87	346
	地域型保育事業	0	15	135	0	18	158
	企業主導型保育事業等	7	12	68	7	12	68
過不足 (②-①)		27	16	48	21	18	32

## ■ 南東部

		2020 年度			2021 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		483	78	300	479	83	309
②確保方策		486	58	299	486	86	352
内 訳	教育・保育施設	486	49	254	486	65	281
	地域型保育事業	0	8	40	0	20	66
	企業主導型保育事業等	0	1	5	0	1	5
過不足 (②-①)		3	▲20	▲1	7	3	43

単位：人

2022年度			2023年度			2024年度		
2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
936	130	622	915	129	611	911	127	602
1,088	154	675	1,088	154	675	1,088	154	675
1,082	132	586	1,082	132	586	1,082	132	586
0	12	56	0	12	56	0	12	56
6	10	33	6	10	33	6	10	33
152	24	53	173	25	64	177	27	73

単位：人

2022年度			2023年度			2024年度		
2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
581	100	571	573	101	600	575	102	627
617	119	599	617	122	634	617	122	634
610	87	346	610	87	346	610	87	346
0	20	185	0	23	220	0	23	220
7	12	68	7	12	68	7	12	68
36	19	28	44	21	34	42	20	7

単位：人

2022年度			2023年度			2024年度		
2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
468	87	314	462	92	316	466	97	320
486	98	378	486	98	378	486	98	378
486	65	281	486	65	281	486	65	281
0	32	92	0	32	92	0	32	92
0	1	5	0	1	5	0	1	5
18	11	64	24	6	62	20	1	58



■北西部

		2020 年度			2021 年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		662	58	432	666	58	461
②確保方策		733	66	450	733	66	469
内 訳	教育・保育施設	733	52	385	733	52	385
	地域型保育事業	0	14	64	0	14	83
	企業主導型保育事業等	0	0	1	0	0	1
過不足 (②-①)		71	8	18	67	8	8

■北東部

		2020 年度			2021 年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		611	57	375	610	58	404
②確保方策		657	66	410	657	69	426
内 訳	教育・保育施設	657	55	332	657	55	332
	地域型保育事業	0	8	72	0	11	88
	企業主導型保育事業等	0	3	6	0	3	6
過不足 (②-①)		46	9	35	47	11	22

単位：人

2022年度			2023年度			2024年度		
2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
661	57	483	662	56	503	675	56	523
733	66	469	751	72	512	772	78	523
733	52	385	751	58	428	772	64	439
0	14	83	0	14	83	0	14	83
0	0	1	0	0	1	0	0	1
72	9	▲14	89	16	9	97	22	0

単位：人

2022年度			2023年度			2024年度		
2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
601	59	426	598	60	447	606	61	468
659	75	452	659	75	452	659	75	471
659	61	358	659	61	358	659	61	358
0	11	88	0	11	88	0	11	107
0	3	6	0	3	6	0	3	6
58	16	26	61	15	5	53	14	3



## (4) 地域子ども・子育て支援事業の充実

### ① 利用者支援事業

#### 事業概要

基本型として、子どもや保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

母子保健型として、妊娠期から子育て期にわたる母子保健に関するさまざまな相談に応じ、利用できるサービス等の情報提供を行うとともに、関係機関等と協力、連携し、切れ目ない支援を行います。

#### 量の見込み及び確保方策

##### ■ 基本型

単位：箇所数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

##### ■ 母子保健型

単位：箇所数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保の内容及び今後の取り組み

- 子ども保育課にコンシェルジュ機能を担う職員を配置し、関係機関との連携により保育所(園)等や地域の子育て支援事業の利用支援・調整、円滑な事業の利用に向けた支援を実施します。また、保育所(園)等の空き情報を「市ホームページ」に掲載し、市内在住者及び転入者(予定者)への情報提供を実施します。
- 3か所の母子健康包括支援センターに保健師等の専門職を母子保健コーディネーターとして配置し、妊娠期から子育て期にわたる母子保健に関するさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握しながら母子保健サービス等の情報提供を行います。また、必要に応じて支援計画を作成し、地域のさまざまな関係機関・団体と協力、連携して切れ目なく支援します。

## ② 地域子育て支援センター事業

### 事業概要

育児の不安・負担を軽減するため、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談等により、地域の子育て支援を総合的に実施する地域子育て支援センター事業を市内6か所で行います。

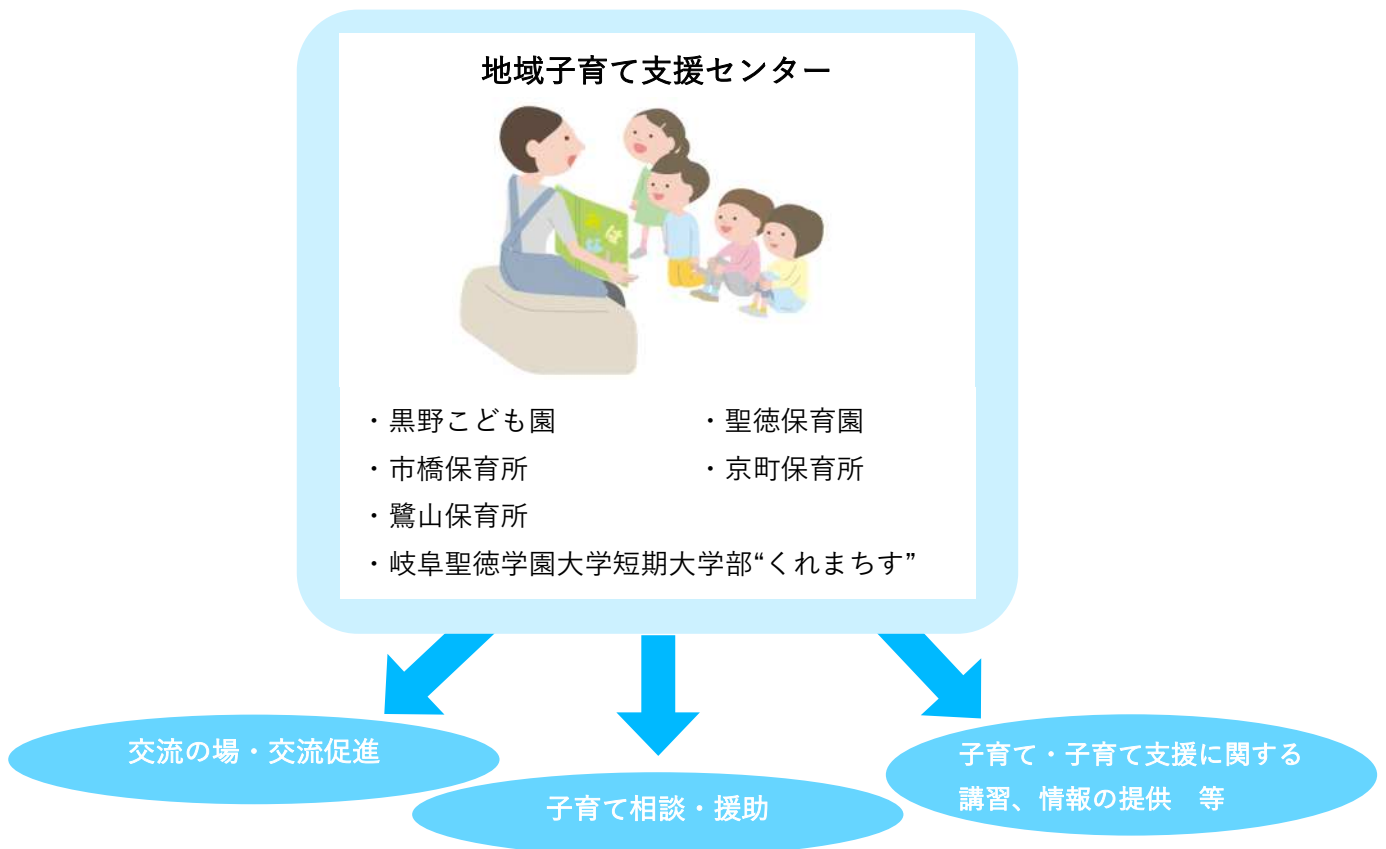
### 量の見込み及び確保方策

単位：延べ人数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	9,413	9,370	9,235	9,094	8,971
②確保方策	13,660	13,660	13,660	13,660	13,660
過不足(②-①)	4,247	4,290	4,425	4,566	4,689

### 確保の内容及び今後の取り組み

- 現状5か所の保育所(園)及び1か所の学校法人の計6か所での供給体制を維持することで、供給確保を図ります。



### ③ 妊婦健康診査

#### 事業概要

健康な子どもを産み育てるために、妊娠が順調であるかどうかの確認を行うとともに、必要な保健指導を行います。

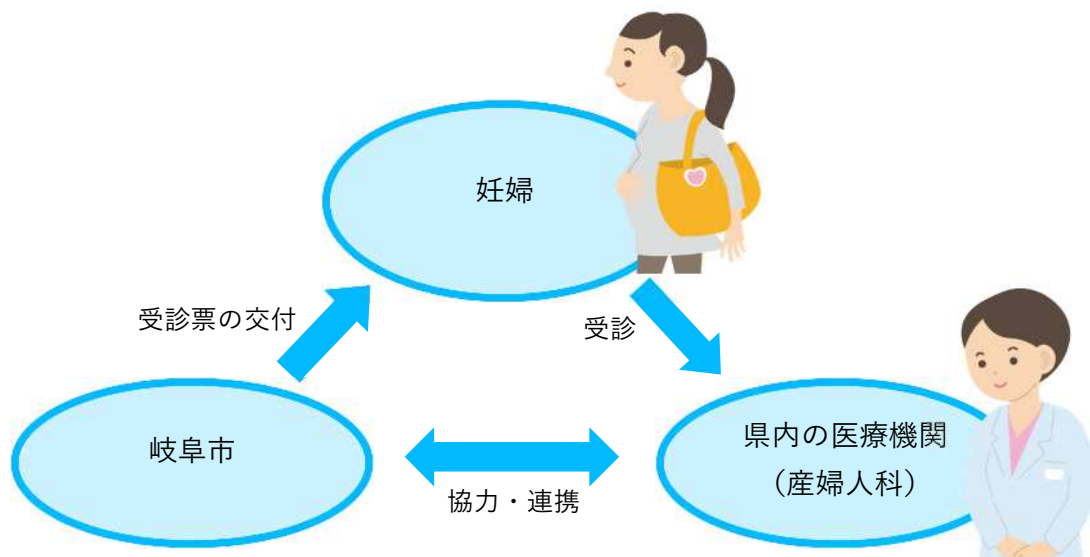
#### 量の見込み及び確保方策

単位：件数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①出生数	2,878	2,829	2,782	2,748	2,717
②1人あたりの健診回数	12	12	12	12	12
③量の見込み (届出者数×1人あたりの回数)	34,536	33,948	33,384	32,976	32,604

#### 確保の内容及び今後の取り組み

- 安心・ゆとりをもって妊娠・出産ができることをめざし、できるだけ早い時期の妊娠届出の周知を図り、受診率の向上と保健指導の内容の充実に努めます。



#### ④ すくすく赤ちゃん子育て支援事業

##### 事業概要

育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師又は助産師が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに各家庭の養育環境の支援を行います。

また、地域で子育てを支援していくために、地域役員や母子訪問指導嘱託員等が集まって地域連携会議を開催するとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等による継続的な支援に繋げ、子育て家庭の孤立を防ぎます。

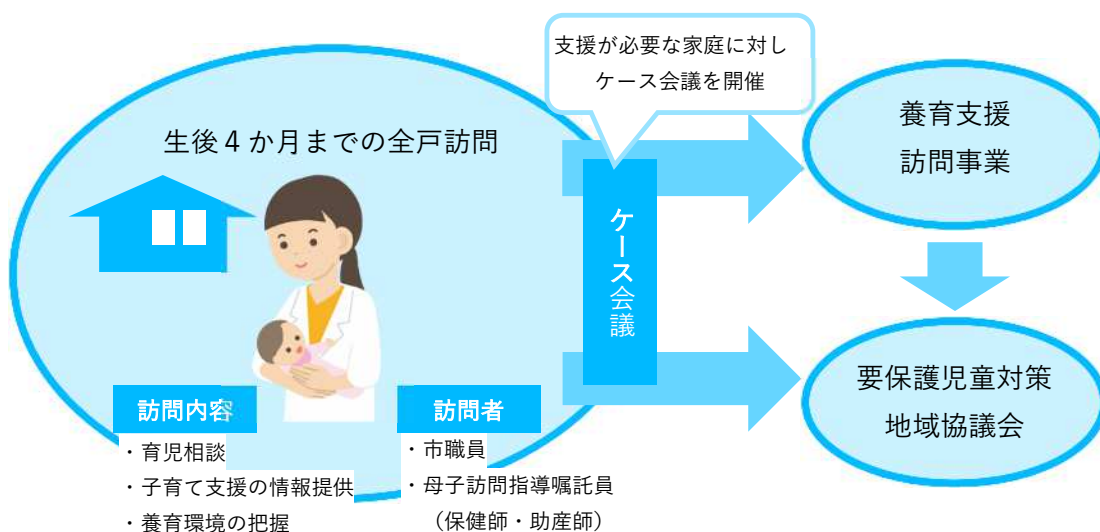
##### 量の見込み

単位：件数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①出生数	2,878	2,829	2,782	2,748	2,717
②量の見込み	2,758	2,711	2,666	2,633	2,604

##### 確保の内容及び今後の取り組み

- 母子健康手帳交付時に事業内容の説明、出生届の受付窓口での案内を徹底し、訪問実施率の向上に努めます。
- 支援を必要とする家庭に対し切れ目のない適切な対応ができるよう、子育てに関わる地域の関係者等と情報共有を図り、身近なところで家庭を見守る体制づくりの更なる充実に努めます。



## ⑤ 養育支援訪問事業

### 事業概要

虐待の早期発見、未然防止のため、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭に対して、妊娠届出書等を活用し、出産前から職員の家庭訪問による支援を行います。

また、出産後においても、すくすく赤ちゃん子育て支援事業、乳幼児健康診査等の関連事業や、医療機関からの情報提供等により把握した要支援家庭に対して必要な継続的支援を行います。

支援を必要とする家庭の早期発見のため、関連事業や関係機関との連携強化を図ると共に、個別ケース検討会議等を開催し、児童虐待の未然防止に努めます。

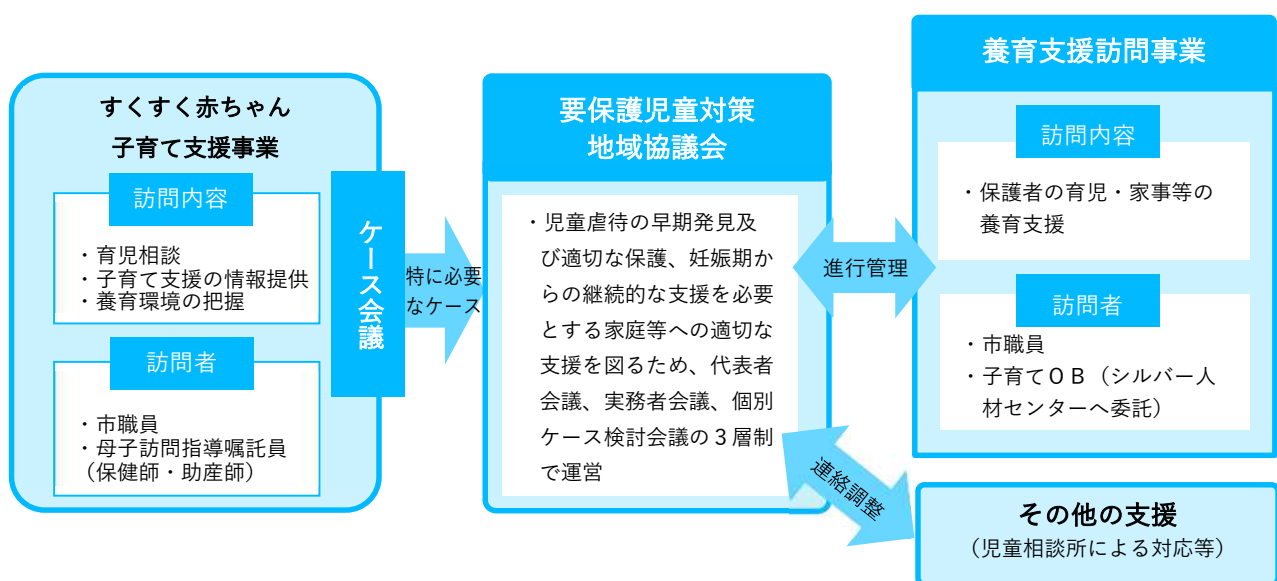
### 量の見込み及び確保方策

単位：延べ件数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実訪問家庭数	19	20	21	22	23
②量の見込み	375	390	405	420	435
③確保方策	375	390	405	420	435

### 確保の内容及び今後の取り組み

- 母子健康包括支援センターや医療機関、女性相談担当等との連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期発見と切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図ります。
- 子ども家庭総合支援拠点を通じた体制強化により、在宅における養育支援の充実を図ります。





## ⑥ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

## 事業概要

保護者が疾病、育児疲れ、出産、冠婚葬祭、出張等により子どもの養育が困難な場合に、児童養護施設等において一時的に子どもを預かります。

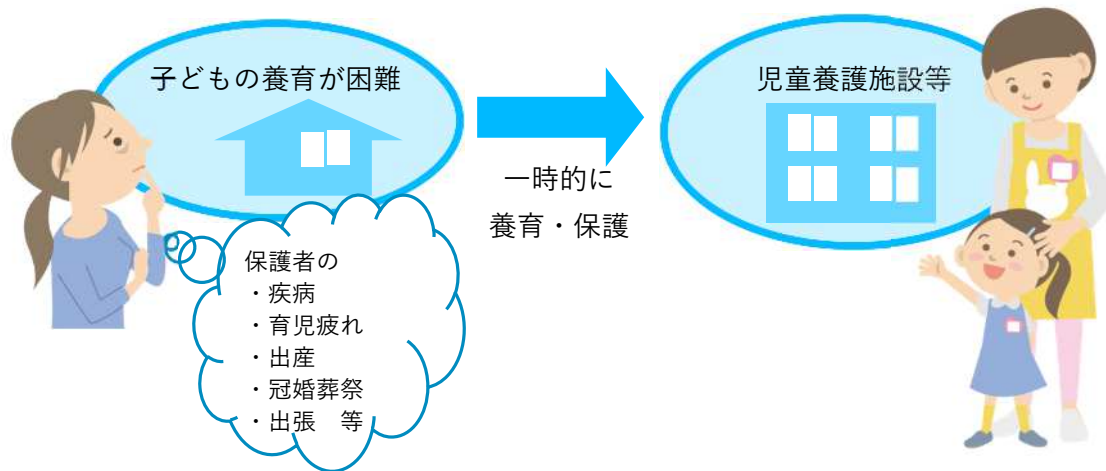
## 量の見込み及び確保方策

単位：延べ件数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	83	82	80	78	78
②確保方策	700	700	700	700	700
過不足（②－①）	617	618	620	622	622

## 確保の内容及び今後の取り組み

- 現状の供給体制により、対応が可能であると考えられます。



## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）

### 事業概要

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と、「育児の援助を行いたい人（提供会員）」を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。

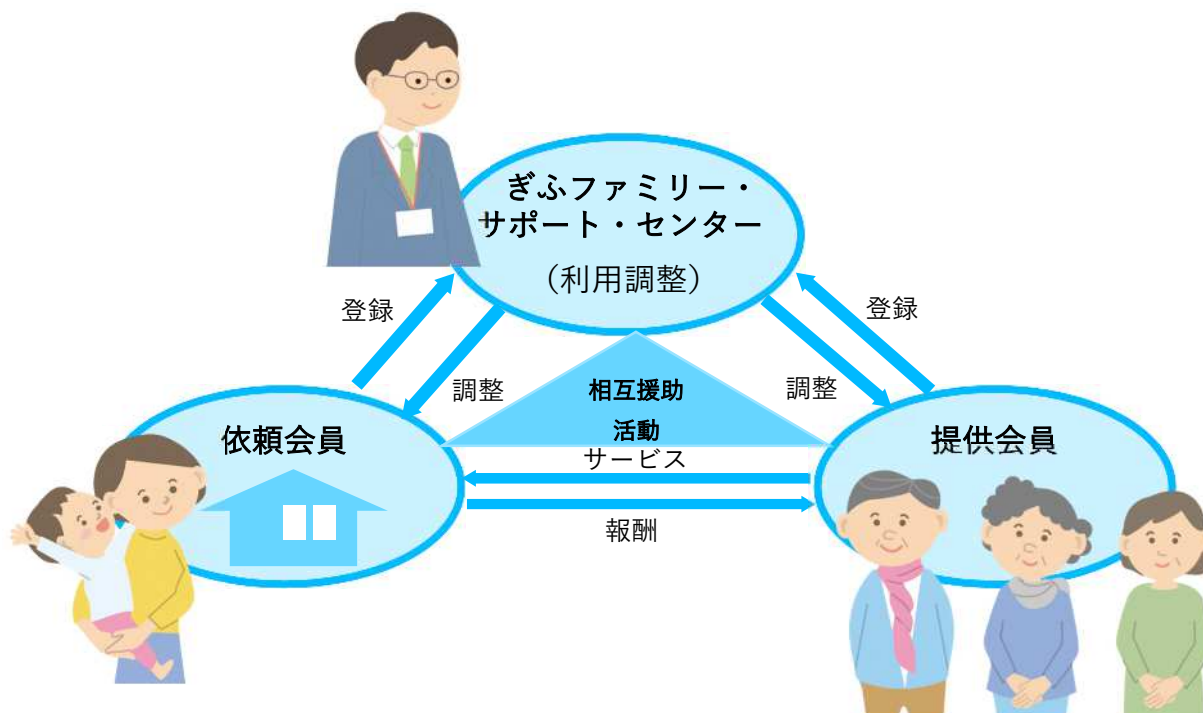
### 量の見込み及び確保方策

単位：延べ人数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	2,453	2,393	2,375	2,331	2,287
②確保方策	6,833	6,833	6,833	6,833	6,833
過不足（②－①）	4,380	4,440	4,458	4,502	4,546

### 確保の内容及び今後の取り組み

- 広報ぎふやチラシ等を利用して、引き続き、提供会員の確保に努めます。
- 預かり中の子どもの安全対策等も含めた提供会員向け講習会等により、円滑な活動、対応ができるよう努めます。



## ⑧ 一時預かり事業

## 事業概要

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児等を対象に教育（保育）を行います。

また、短時間労働等により断続的な保育が必要な場合、保護者の疾病、入院等による緊急一時的に保育が必要な場合、保護者の子育てに伴う心理的・肉体的負担を解消するため、保育所（園）、認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業にて、一時預かり事業を実施します。

## 1) 幼稚園における在園児等を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

## 量の見込み及び確保方策

単位：延べ人数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1号認定	3,869	3,792	3,665	3,580	3,565
	2号認定相当※	153,184	150,146	145,109	141,751	141,032
②確保方策		235,456	235,456	235,456	235,456	235,456
過不足（②－①）		78,403	81,518	86,682	90,125	90,859

※保育の必要性のある2号認定に相当する児童。

## 2) 保育所（園）等における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

## 量の見込み及び確保方策

単位：延べ人数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み		11,977	11,827	11,539	11,317	11,214
②確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	49,200	49,200	49,200	49,200	49,200
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
過不足（②－①）		40,998	41,148	41,436	41,658	41,761

## 確保の内容及び今後の取り組み

- 現在、市内すべての私立幼稚園において在園児等を対象とした一時預かり事業（預かり保育）が実施されており、現状の体制を維持することで供給体制を確保します。
- 現状の市内26か所の保育所（園）及び認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、市内2か所の児童養護施設における供給体制を維持することで、供給確保を図ります。

## ⑨ 延長保育事業

### 事業概要

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所（園）における通常の開所時間を延長して保育を行います。

### 量の見込み及び確保方策

#### ■ 市全域

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	220	221	221	220	223
②確保方策	308	308	308	308	308
過不足（②－①）	88	87	87	88	85

### 確保の内容及び今後の取り組み

- 既存の37か所の保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業で供給体制を維持し、供給確保を図ります。

#### ■ 区域別

単位：人

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
中央部	①量の見込み	99	98	96	94	94
	②確保方策	146	146	146	146	146
	過不足（②－①）	47	48	50	52	52
南西部	①量の見込み	47	48	49	50	51
	②確保方策	57	57	57	57	57
	過不足（②－①）	10	9	8	7	6
南東部	①量の見込み	19	19	19	19	19
	②確保方策	34	34	34	34	34
	過不足（②－①）	15	15	15	15	15
北西部	①量の見込み	17	17	17	17	18
	②確保方策	21	21	21	21	21
	過不足（②－①）	4	4	4	4	3
北東部	①量の見込み	38	39	40	40	41
	②確保方策	50	50	50	50	50
	過不足（②－①）	12	11	10	10	9

## ⑩ 病児・病後児保育事業

## 事業概要

病気のため保育所（園）等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を実施します。

また、保育所（園）等で児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の看護師やファミリー・サポート・センターの提供会員がタクシーで迎えに行き、診察後、施設や会員の自宅で保育を行います。

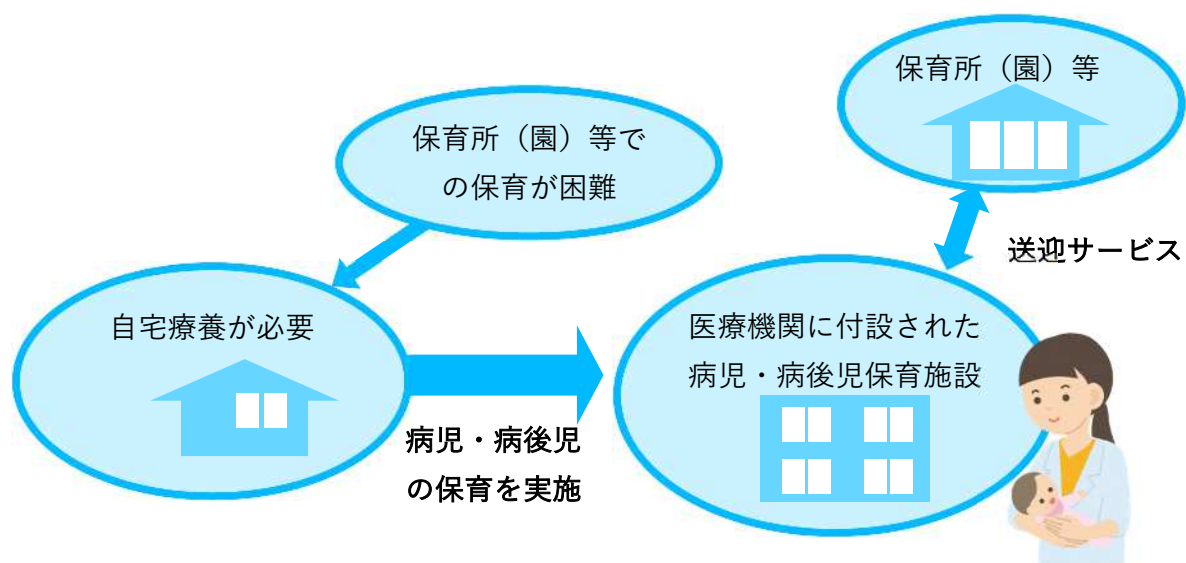
## 量の見込み及び確保方策

単位：延べ人数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み		5,374	5,438	5,428	5,444	5,515
②確保方策	病児・病後児保育事業	17,640	17,640	17,640	17,640	17,640
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	25	25	25	25	25
過不足 (②-①)		12,291	12,227	12,237	12,221	12,150

## 確保の内容及び今後の取り組み

- 本事業は通常の保育事業とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向があります。
- 感染症の流行時期などの一時的に受け入れることができないケースを除けば、概ね現状の供給体制を維持することで、供給確保は可能であると考えられます。



## ⑪ 放課後児童健全育成事業

### 事業概要

就労している等の理由で、保護者が昼間家庭にいない子どもの居場所を確保するため、すべての小学校区において放課後児童クラブを実施します。

### 量の見込み及び確保方策

#### ■ 市全域

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①合計（量の見込み）	3,636	3,612	3,631	3,625	3,538
②確保方策	3,627	3,744	3,789	3,844	3,944
過不足（②-①）	▲9	132	158	219	406

### 確保の内容及び今後の取り組み

- 小学校の余裕教室、近隣の公共施設、民間施設の賃貸借、専用教室の建設等により、各児童クラブにおいて供給不足が発生することのないよう、供給確保を図ります。

#### ■ 区域別（小学校区）

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1) 岐阜小学校区					
低学年	37	34	33	33	33
高学年	3	3	3	2	3
①量の見込み	40	37	36	35	36
②確保方策	45	45	45	45	45
過不足（②-①）	5	8	9	10	9
2) 明郷小学校区					
低学年	33	36	33	34	28
高学年	3	3	2	1	2
①量の見込み	36	39	35	35	30
②確保方策	30	30	30	30	30
過不足（②-①）	▲6	▲9	▲5	▲5	0

※低学年：1年生～3年生

※高学年：4年生～6年生



単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
3) 徹明さくら小学校区					
低学年	39	44	45	47	46
高学年	21	20	21	22	24
①量の見込み	60	64	66	69	70
②確保方策	60	60	60	60	75
過不足 (②-①)	0	▲ 4	▲ 6	▲ 9	5
4) 白山小学校区					
低学年	20	22	22	20	18
高学年	9	9	6	8	9
①量の見込み	29	31	28	28	27
②確保方策	30	30	30	30	30
過不足 (②-①)	1	▲ 1	2	2	3
5) 梅林小学校区					
低学年	31	32	31	32	27
高学年	7	7	6	6	7
①量の見込み	38	39	37	38	34
②確保方策	30	30	30	30	45
過不足 (②-①)	▲ 8	▲ 9	▲ 7	▲ 8	11
6) 華陽小学校区					
低学年	41	47	49	54	51
高学年	4	3	4	4	4
①量の見込み	45	50	53	58	55
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	15	10	7	2	5
7) 本荘小学校区					
低学年	83	75	74	77	82
高学年	23	23	21	19	17
①量の見込み	106	98	95	96	99
②確保方策	105	105	105	105	105
過不足 (②-①)	▲ 1	7	10	9	6
8) 日野小学校区					
低学年	69	63	69	62	66
高学年	8	8	7	7	6
①量の見込み	77	71	76	69	72
②確保方策	60	75	75	75	75
過不足 (②-①)	▲ 17	4	▲ 1	6	3



単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>9) 長良小学校区</b>					
低学年	46	47	47	46	41
高学年	8	8	9	8	8
①量の見込み	54	55	56	54	49
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	6	5	4	6	11
<b>10) 島小学校区</b>					
低学年	167	180	172	180	169
高学年	33	35	47	38	45
①量の見込み	200	215	219	218	214
②確保方策	180	212	212	212	212
過不足 (②-①)	▲ 20	▲ 3	▲ 7	▲ 6	▲ 2
<b>11) 三里小学校区</b>					
低学年	142	140	135	124	127
高学年	35	34	37	37	34
①量の見込み	177	174	172	161	161
②確保方策	180	180	180	180	180
過不足 (②-①)	3	6	8	19	19
<b>12) 鷺山小学校区</b>					
低学年	73	76	72	74	66
高学年	20	19	21	17	21
①量の見込み	93	95	93	91	87
②確保方策	90	90	90	90	90
過不足 (②-①)	▲ 3	▲ 5	▲ 3	▲ 1	3
<b>13) 加納小学校区</b>					
低学年	59	63	66	68	64
高学年	22	21	20	21	24
①量の見込み	81	84	86	89	88
②確保方策	70	90	90	90	90
過不足 (②-①)	▲ 11	6	4	1	2
<b>14) 加納西小学校区</b>					
低学年	54	58	59	59	56
高学年	11	11	10	13	13
①量の見込み	65	69	69	72	69
②確保方策	60	60	60	75	75
過不足 (②-①)	▲ 5	▲ 9	▲ 9	3	6

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>15) 則武小学校区</b>					
低学年	71	65	66	70	70
高学年	9	8	9	8	7
①量の見込み	80	73	75	78	77
②確保方策	80	80	80	80	80
過不足 (②-①)	0	7	5	2	3
<b>16) 長森南小学校区</b>					
低学年	107	108	114	114	111
高学年	9	8	8	9	8
①量の見込み	116	116	122	123	119
②確保方策	120	120	120	120	120
過不足 (②-①)	4	4	▲2	▲3	1
<b>17) 長森北小学校区</b>					
低学年	48	49	45	45	44
高学年	4	3	4	3	3
①量の見込み	52	52	49	48	47
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	8	8	11	12	13
<b>18) 常磐小学校区</b>					
低学年	56	58	57	52	48
高学年	7	9	9	9	10
①量の見込み	63	67	66	61	58
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	▲3	▲7	▲6	▲1	2
<b>19) 木田小学校区</b>					
低学年	25	28	26	26	30
高学年	8	5	9	11	7
①量の見込み	33	33	35	37	37
②確保方策	30	30	30	30	45
過不足 (②-①)	▲3	▲3	▲5	▲7	8
<b>20) 岩野田小学校区</b>					
低学年	49	55	52	54	51
高学年	6	3	5	5	5
①量の見込み	55	58	57	59	56
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	5	2	3	1	4



単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>21) 黒野小学校区</b>					
低学年	44	46	46	43	40
高学年	21	18	17	17	17
①量の見込み	65	64	63	60	57
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	▲ 5	▲ 4	▲ 3	0	3
<b>22) 方県小学校区</b>					
低学年	14	14	10	11	11
高学年	2	2	2	3	2
①量の見込み	16	16	12	14	13
②確保方策	30	30	30	30	30
過不足 (②-①)	14	14	18	16	17
<b>23) 茜部小学校区</b>					
低学年	114	116	117	122	117
高学年	21	19	20	22	22
①量の見込み	135	135	137	144	139
②確保方策	155	155	155	155	155
過不足 (②-①)	20	20	18	11	16
<b>24) 鶉小学校区</b>					
低学年	136	139	136	146	145
高学年	28	28	31	31	30
①量の見込み	164	167	167	177	175
②確保方策	160	160	160	180	180
過不足 (②-①)	▲ 4	▲ 7	▲ 7	3	5
<b>25) 七郷小学校区</b>					
低学年	139	120	117	113	110
高学年	17	22	19	19	15
①量の見込み	156	142	136	132	125
②確保方策	150	150	150	150	150
過不足 (②-①)	▲ 6	8	14	18	25
<b>26) 西郷小学校区</b>					
低学年	110	109	113	117	110
高学年	5	5	5	4	5
①量の見込み	115	114	118	121	115
②確保方策	120	120	120	120	120
過不足 (②-①)	5	6	2	▲ 1	5

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>27) 市橋小学校区</b>					
低学年	105	106	118	118	124
高学年	29	32	29	30	32
①量の見込み	134	138	147	148	156
②確保方策	140	140	140	140	170
過不足 (②-①)	6	2	▲7	▲8	14
<b>28) 岩小学校区</b>					
低学年	32	29	32	33	28
高学年	4	3	3	4	3
①量の見込み	36	32	35	37	31
②確保方策	30	30	30	30	40
過不足 (②-①)	▲6	▲2	▲5	▲7	9
<b>29) 鏡島小学校区</b>					
低学年	79	78	81	85	87
高学年	9	10	10	10	9
①量の見込み	88	88	91	95	96
②確保方策	90	90	90	90	105
過不足 (②-①)	2	2	▲1	▲5	9
<b>30) 厚見小学校区</b>					
低学年	75	80	87	89	83
高学年	20	20	21	24	25
①量の見込み	95	100	108	113	108
②確保方策	90	90	120	120	120
過不足 (②-①)	▲5	▲10	12	7	12
<b>31) 長良西小学校区</b>					
低学年	69	74	82	86	83
高学年	25	20	20	22	24
①量の見込み	94	94	102	108	107
②確保方策	90	90	90	110	110
過不足 (②-①)	▲4	▲4	▲12	2	3
<b>32) 早田小学校区</b>					
低学年	64	54	53	53	50
高学年	7	7	6	5	5
①量の見込み	71	61	59	58	55
②確保方策	75	75	75	75	75
過不足 (②-①)	4	14	16	17	20



単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>33) 且格小学校区</b>					
低学年	24	25	26	23	21
高学年	8	7	6	6	7
①量の見込み	32	32	32	29	28
②確保方策	30	30	30	30	30
過不足 (②-①)	▲ 2	▲ 2	▲ 2	1	2
<b>34) 芥見小学校区</b>					
低学年	52	49	49	45	45
高学年	8	8	9	9	8
①量の見込み	60	57	58	54	53
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	0	3	2	6	7
<b>35) 合渡小学校区</b>					
低学年	55	50	47	45	47
高学年	16	19	18	16	16
①量の見込み	71	69	65	61	63
②確保方策	60	75	75	75	75
過不足 (②-①)	▲ 11	6	10	14	12
<b>36) 三輪南小学校区</b>					
低学年	88	88	88	85	78
高学年	21	18	16	19	18
①量の見込み	109	106	104	104	96
②確保方策	90	105	105	105	105
過不足 (②-①)	▲ 19	▲ 1	1	1	9
<b>37) 三輪北小学校区</b>					
低学年	9	8	8	9	7
高学年	2	1	2	1	2
①量の見込み	11	9	10	10	9
②確保方策	30	30	30	30	30
過不足 (②-①)	19	21	20	20	21
<b>38) 網代小学校区</b>					
低学年	12	11	8	8	10
高学年	6	7	7	8	8
①量の見込み	18	18	15	16	18
②確保方策	30	30	30	30	30
過不足 (②-①)	12	12	15	14	12

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>39) 城西小学校区</b>					
低学年	40	42	41	46	46
高学年	16	12	14	11	14
①量の見込み	56	54	55	57	60
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	4	6	5	3	0
<b>40) 藍川小学校区</b>					
低学年	30	27	29	24	20
高学年	15	14	13	11	11
①量の見込み	45	41	42	35	31
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	15	19	18	25	29
<b>41) 長良東小学校区</b>					
低学年	81	86	87	87	80
高学年	15	14	15	15	16
①量の見込み	96	100	102	102	96
②確保方策	105	105	105	105	105
過不足 (②-①)	9	5	3	3	9
<b>42) 長森西小学校区</b>					
低学年	64	59	62	58	61
高学年	4	5	5	6	4
①量の見込み	68	64	67	64	65
②確保方策	60	60	75	75	75
過不足 (②-①)	▲ 8	▲ 4	8	11	10
<b>43) 芥見東小学校区</b>					
低学年	44	40	35	32	33
高学年	18	13	16	12	11
①量の見込み	62	53	51	44	44
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	▲ 2	7	9	16	16
<b>44) 岩野田北小学校区</b>					
低学年	69	64	65	69	70
高学年	20	16	15	15	13
①量の見込み	89	80	80	84	83
②確保方策	90	90	90	90	90
過不足 (②-①)	1	10	10	6	7

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<b>45) 長森東小学校区</b>					
低学年	81	84	84	81	75
高学年	23	24	24	27	25
①量の見込み	104	108	108	108	100
②確保方策	90	110	110	110	110
過不足 (②-①)	▲ 14	2	2	2	10
<b>46) 柳津小学校区</b>					
低学年	113	121	113	101	98
高学年	33	29	29	30	32
①量の見込み	146	150	142	131	130
②確保方策	142	142	142	142	142
過不足 (②-①)	▲ 4	▲ 8	0	11	12



## ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

## 事業概要

低所得で生計が困難である世帯が利用する保育所（園）、認定こども園及び子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園等に係る実費徴収額（日用品・文具等費、副食材料費）の負担軽減を図ります。

## 量の見込み及び確保方策

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

## 確保の内容及び今後の取り組み

- 保護者からの申請だけでなく、対象者に交付申請を促すことにより、交付申請の漏れが無いように努めるなど、広く低所得世帯の負担軽減を図っていきます。

## ⑬ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

## 事業概要

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の負担軽減を図ります。

## (5) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保等

### ① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

3歳未満児の保育ニーズは引き続き高まることが予想されるため、施設整備に係る補助を行うなどにより私立幼稚園から認定こども園への移行を推奨していきます。

公立幼稚園については、乳幼児期からの一貫した教育・保育の重要性の高まりや、保育利用の低年齢化が進行していることを踏まえ、認定こども園への移行を進める方向で検討していきます。

### ② 質の高い教育・保育の推進体制

- 教育委員会では、2019（令和元）年度に幼児教育課を設置し、幼児教育の充実に向けた取り組みを行っています。
- 市内の幼児教育関係団体により組織される協議会において、本市の幼児教育の方向性や課題を確認・共有しながら、オール岐阜で幼児教育を推進します。
- 専門知識と豊富な実務経験のある幼児教育コーディネーターが、各幼児教育施設の巡回支援を行い、保育者の支援を行います。また、幼稚園教諭や保育士等の合同研修を実施することにより、資質の向上に努めます。
- 小1プロブレムの解消に向け、すべての幼稚園・保育所（園）等で発達段階に応じて身に付けさせたい共通の内容を分かりやすくまとめたリーフレット「のびのび育てぎふっ子」を配布し、家庭における幼児教育の重要性について意識啓発を図ります。
- 地域型保育事業者が、連携協力を行う認定こども園や幼稚園、保育所（園）といった連携施設を設定できない場合は、市が調整を図り、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

### ③ 幼保連携型認定こども園の認可等に関する定数枠

基本指針では認定こども園への移行を促進するため、既存の幼稚園・保育所（園）から認定こども園への認可等の申請があった際は、供給体制が確保されている場合であっても、子ども・子育て支援事業計画で定める数の範囲内であれば、認可等を行うことを可能とする特例措置が設けられています。

本市では認可・認定権限を有する幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園について、認可・認定を可能とする各認定区分に係る定員数を、意向調査結果に基づき、以下のように設定します。

- 1号認定：12人

なお、幼稚園や保育所（園）の意向は、今後も変更が伴うことから、毎年度、既存施設への意向調査を実施し、必要に応じて数値の見直しを行います。

また、上記の人数を認可等の基準としますが、認定こども園へ移行することにより、保育の受け入れ枠の不足が見込まれる場合は、適切な利用定員の設定がなされるよう調整を行うこととします。

## (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設\*等を利用する保護者が、無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、子育てのための施設等利用給付にあたっては、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するとともに、県と連携を図ることにより、円滑に実施していきます。

### ① 施設等利用給付の実施方法

施設等利用給付の実施方法については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、利用料（保育料）は施設による法定代理受領とし、年4回の実施を基本とします。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料については、保護者への償還払いとし、年4回の実施を基本とします。

### ② 施設等利用給付の申請

施設等利用給付の申請については、保護者が利用している施設に取りまとめを依頼し、保護者の利便性の向上を図ります。

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

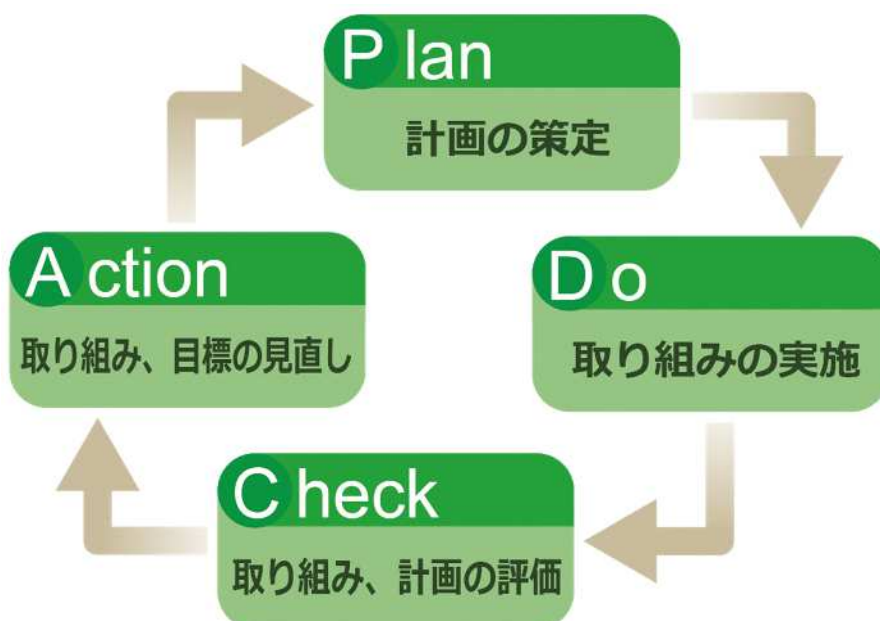
本計画は行政計画ではありますが、基本理念“小さな手と手をつつむ大きな手 ぬくもりのあふれるまち”の実現にむけて、行政だけではなく、地域社会、NPOや市民活動団体、企業等のさまざまな関係機関を含む市民一人ひとりが子どもや家庭に対して関心をもち、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな取り組みがなされることが必要です。

そのため、計画の推進にあたっては、子どもの活動や子育て支援に関する市民等の多様な活動を支援していくとともに、関係機関との情報交換や交流など、連携強化を図りながら推進するよう努めます。

### 2 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。目標年次における到達をめざし、各年度において計画の実施状況を把握、点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていくことが重要です。

そこで、計画の適切な進行管理を行うため、「岐阜市子育て支援会議」において、点検・評価をし、PDCAサイクル\*に基づき計画を改善し、また、「市ホームページ」等広報媒体の活用により、実施状況に係る情報の周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら推進するよう努めます。



## 資料編

### 1 岐阜市子育て支援会議規則

平成25年3月27日

規則第35号

改正 平成27年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業主又は事業主団体の代表者
- (4) 労働者団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、支援会議の会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 支援会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定に関わらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年規則第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



## 2 策定の経緯

年 月	内 容
2018年8月1日～ 8月31日	岐阜市ひとり親家庭生活実態調査
2018年8月21日	平成30年度 第1回岐阜市子育て支援会議
2018年11月1日～ 11月15日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
2019年2月15日	平成30年度 第2回岐阜市子育て支援会議
2019年8月29日	令和元年度 第1回岐阜市子育て支援会議
2019年11月25日	令和元年度 第2回岐阜市子育て支援会議
2019年12月16日～ 2020年1月15日	パブリックコメント手続きにおける意見募集
2020年2月17日	令和元年度 第3回岐阜市子育て支援会議

## 3 岐阜市子育て支援会議委員名簿

役職	氏 名	所 属 等
委 員	荒尾 ひろ子	岐阜市青少年育成市民会議
委 員	安藤 宏枝	公募委員
委 員	市川 元英	岐阜商工会議所
委 員	伊藤 美穂	公募委員
委 員	井上 いほり	岐阜市自治会連絡協議会
委 員	上田 弘子	岐阜市PTA連合会
委 員	小田 江理子	岐阜労働局
委 員	加納 顕	岐阜市私立幼稚園連合会
委 員	河井 信幸	岐阜市小中学校長会
委 員	高橋 幸代	公募委員
委 員	服部 学	日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会
副会長	日比野 広子	岐阜市少年団体連絡協議会
委 員	堀江 等	岐阜市民生委員・児童委員協議会
委 員	三輪 由香	岐阜市医師会
会 長	吉村 譲	岡崎女子大学
委 員	脇淵 徹映	岐阜市保育協会

2020（令和2）年3月現在

敬称略・50音順

## 4 用語解説

### あ行

#### ■ ICT

Information and Communication Technology の略。「情報コミュニケーション技術」「情報通信技術」と訳される。IT (Information Technology) と同義。教育現場では、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理等が考えられる。

#### ■ 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力を指す。1996（平成8）年に文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会において「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申のなかで示された。

#### ■ 育児休業制度

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に基づいて、すべての事業所を対象に、原則として子が1歳に達するまでの間、子どもを養育する男女労働者に育児休業の取得を保障する制度。

#### ■ 育成医療

障害者自立支援法に基づく自立支援医療の支給として身体に障がいのある18歳未満の子どもに対して行われる公費負担医療のこと。

#### ■ 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員101人以上の事業主に対して、労働者の仕事と子育ての両立等に関し、行動計画策定指針に即して達成すべき目標、計画期間、講ずべき措置の内容と実施期間等を記載して、策定することが義務づけられる行動計画のこと。100人以下の事業主についても策定に努めることとしている。

#### ■ 移動児童館

児童館・児童センターの職員が公民館や体育館等へ出向き、地域の資源を活用して児童館業務を実施する本市の事業。

#### ■ 親子ふれあい教室

青少年育成市民会議が主催し、0歳児とその保護者を対象に「育児に関する不安、悩みを和らげ、仲間づくりをしよう」を目的に各地区で開催している教室のこと。

### か行

#### ■ カウンセリング

専門的な手続きに基づく相談。また、その技法。個人のもつ悩みや不安等の心理的問題について話しあい、解決のために援助・助言を与えること。

#### ■ 核家族（核家族化）

夫婦と未婚の子どもとの家族で、夫婦のみ、父子のみ、母子のみの家族も含む。また、三世帯同居などの世帯が減り、核家族の世帯が増えることを核家族化という。

#### ■ 確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の量の見込みに対応するための確保の内容及び実施時期を定めるもの。

#### ■ 家庭的保育事業

少人数（定員5人以下）を対象に居宅など（子どもの居宅を除く）において、きめ細かな保育を行う事業。

#### ■ 企業主導型保育事業

事業主拠出金を財源とした2016（平成28）年度に内閣府が創設した助成制度を受ける事業。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設などがあり、従業以外の地域の子どもを受け入れる施設もある。

### ■教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

### ■居宅訪問型保育事業

個別のケアが必要な場合などに、子どもの居宅において1対1で保育を行う事業。

### ■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の、その年の年齢別・一人あたり出生児童数を合計したもので、一人の女性が一生のうち平均何人の子どもを生むかを示すもの。

### ■コーホート変化率法

人口推計の方法の一つ。コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法をいう。コーホート変化率法は二時点におけるコーホートの変化率を用いて推計を行う。

### ■子育て支援会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

本市では、同法第77条第1項各号の規定による子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ推進等に関する事項並びに次世代育成支援対策推進法第8条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項についての審議機関として位置づけている。

### ■子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱に基づき、その重点施策の具体的実施計画として国が策定した計画。

2004（平成16）年12月に策定され、概ね10年後の「目指すべき社会の姿」を展望し4つの重点課題に沿って、2009（平成21）年度までの5年間に講ずる施策内容と目標を掲げている。

### ■子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画のこと。

### ■子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律（2019（令和元）年6月改正）。

### ■子どもの貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合。

子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。

### ■子ども110番の家

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができる地域の協力家庭・事業所。子どもが不安を感じて、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド、理容店等に駆け込んできた時、保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらおう制度。子どもの犯罪被害の未然防止を図っている。

### ■子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

0歳から20歳前までの子ども・若者に対し、日常生活又は社会生活を営むうえでさまざまな悩み又は困難を有するその特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、もって子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的として、2014（平成26）年4月に開設した。

## ■ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざし、2004（平成 16）年度から制度化されている。

## さ行

### ■ 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。

### ■ 思春期

11 歳～12 歳から 16 歳～17 歳ぐらいまでの、二次性徴があらわれる時期のこと。

### ■ 次世代育成支援対策推進法

2003（平成 15）年 7 月に公布された、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者の責務等について定めた法律。この法律では、都道府県及び市町村に地域行動計画の策定を義務づけるとともに、国及び地方公共団体の機関には、職員の子育て支援を目的とする特定事業主行動計画の策定が義務づけられている。さらに、101 人以上の従業員を有する企業においても、従業員の子育て支援を目的とする一般事業主行動計画の策定が義務づけられている。

なお、2014（平成 26）年度までの時限立法であったが、2024（令和 6）年度まで 10 年間延長された。

### ■ 施設型給付

子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を通じてなされる共通の給付。

### ■ SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もないまま睡眠中に乳幼児が死に至る原因のわからない病気。あおむけに寝かせることや母乳育児、受動喫煙を避けること等により発症率が低くなるというデータがある。

## ■ 児童館・児童センター

児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設の一つで、子どもの健全育成及び子育て支援を目的に、子どもに遊びの機会や場を提供する児童福祉施設のこと。

### ■ 児童虐待

保護者（親又は親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにする等の養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視等）、性的虐待に分類されるが、ほとんどの場合重複して起こっている。

### ■ 児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関である。

### ■ 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年に国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約のこと。

### ■ 児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、主にひとり親家庭等に対して支給する手当のこと。

### ■ 児童養護施設

児童福祉法に定められる施設。保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。



### ■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする組織。市町村、都道府県及び全国の各段階に組織され、本市においては、地区単位に社会福祉協議会支部が組織されている。

### ■ 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、集団での行動がとれなかったり、授業中に座ってられず、先生の話を聞かない等、学校生活に馴染めない状態になること。

### ■ 生涯学習

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだとする考え方のこと。

### ■ 小規模保育事業

0～2歳児を対象とし、少人数(定員6～19人)を対象にきめ細かな保育を行う事業。

### ■ 少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法(2003(平成15)年9月施行)に基づいて定められた、少子化の流れを変えるための施策を推進する国の基本施策(2004年、2010年、2015年に閣議決定)。

子どもたちの健やかな育ちや自立を促し、さらには親自身の育ちを支援し、子育て・親育て支援社会をつくることを目的に、少子化の流れを変えるため、5つの重点課題を設定し、きめ細かな少子化対策の方向性を示している。

### ■ 食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取り組みのこと。

### ■ スクールカウンセラー

学校において児童・生徒・保護者へのカウンセリング及び子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う人のこと。

### ■ スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人のこと。

### ■ STEAM教育

科学(Science)、技術(Technology)、ものづくり(Engineering)芸術(Art)、数学(Mathematics)等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。STEM教育。

### ■ 青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することを支援するため、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織。50の地域ごとに単位市民会議がある。家庭部会、青少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の4部会がある。

## た行

### ■ 待機児童

保育の必要性の認定がされ、保育所(園)等の利用の申込がされているが、定員超過等の理由で入所できない児童のこと。

### ■ 多世代家族

親子2世代に祖父母世代等が同居した家族をいう。

## ■男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域そのほかの社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。

## ■地域子育て支援センター事業

子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う。地域子ども・子育て支援事業の一つ。

## ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある者からの暴力のこと。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となる。また、暴力には、身体的暴力その他、心身に影響を及ぼす精神的・性的・経済的暴力も含まれる。

## ■特定教育・保育施設

施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

## ■特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD（学習障がい）、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいも含めて障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## な行

### ■認可外保育施設

託児所や企業所内保育所、病院内保育所、ベビーホテルなど、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長の認可を受けていない施設を総称したもの。

### ■認定こども園

保護者が働いている、いないに関わらずに利用が可能で、教育・保育を一体的に行う施設で次の4類型に区分される。

#### <幼保連携型認定こども園>

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせもつ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設。

#### <幼稚園型認定こども園>

認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えた施設。

#### <保育所型認定こども園>

認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもを受け入れる等、幼稚園的な機能を備えた施設。

#### <地方裁量型認定こども園>

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

### ■年齢（年代）階層別労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合（労働力率）を、年齢（年代）階層別に示した数値。

## は行

### ■ハートフルサポーター

通常学級で配慮を要する児童・生徒に対してきめ細かい個別支援を行うことによって、学力向上と落ち着いた生活を支援する補助員のこと。



### ■ハイリスク児

以前は「危険因子があるので特別な養護・観察を必要とする新生児」とほとんど同義に用いられてきたが、乳幼児のフォローアップが綿密に実施されるようになると、その概念が拡大解釈され、現在では、発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性がある子ども、さらには発育支援が必要となる子どもまでを含めてハイリスク児と呼ばれる。

### ■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法第2条第1項）。

### ■母親クラブ

子育て中の親子が児童館等で交流を行う地域活動の一つ。

### ■パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。

### ■バリアフリー

障がいがある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ■PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善していく仕組みのこと。

### ■ひきこもり

身体的・精神的な理由から、学校や勤務先等へ行かず一日のほとんどを家の中等で過ごす等、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態のことを指す。特定の病気や障がいではなく、「状態」を指す。厚生労働省の定義によれば、「6か月以上自宅にひきこもって、会社や学校に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態」のこと。

### ■ひとり親家庭

父子家庭、母子家庭のこと。

### ■ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の親等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する事業。

### ■非認知能力

自己肯定感や社会性、忍耐力等の目に見えにくい能力のこと。読み・書き・計算のように学力テストや成績で測られる認知能力と対比されるが、より豊かな人生を送るためには、バランスのとれた非認知能力と認知能力をはぐくむことが必要とされている。

### ■不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

### ■フリーター

定職につかずに、アルバイトのかたちでいろいろな仕事を続ける人のこと。15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のこと。

### ■フレックスタイム制

一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で始業・終業時刻を労働者の決定にまかせる労働時間制度、自由勤務時間制のこと。

### ■放課後子供教室

文部科学省の補助事業であり、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援する事業のこと。保護者の就労に関わらず、すべての子どもが利用できる。本市では「放課後子ども教室」と「放課後学びの部屋」の事業名で実施している。

### ■放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図る等、必要な支援を行う。

### ■母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦等の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を目的とした貸付のこと。

### ■母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行う等、ひとり親家庭の親の自立に向けた総合的な支援を行う人のこと。

### ■ほほえみ相談員

不登校児童・生徒に対して家庭訪問等の積極的な相談活動を行い不登校・いじめ問題に対応する人のこと。

## ま行

### ■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働省が委嘱する。

民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態を必要に応じ把握を行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

## や行

### ■夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ひとり親家庭、共働き家庭の保護者が、仕事などによって帰宅が夜間になる場合等、児童を児童養護施設、母子生活支援施設に通所させて、生活指導・夕食の提供を行う事業。

### ■養育医療

出生時の体重が 2,000 g 以下又は生活力が特に弱い新生児で入院治療を必要とする場合、費用の一部を公費負担する。

### ■幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年 10 月から、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用するすべての3歳児～5歳児クラスの子ども、市民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子どもの利用料が無償化される。（教材費、食材料費等の一部負担、利用施設によって上限あり）。

また、幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、就労など一定の要件を満たした場合に利用料が無償化となる（上限あり）。

### ■要保護児童対策地域協議会

支援を必要とする子ども及びその保護者、妊婦の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う。特に、虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場のこと。

## ら行

### ■療育

医療・治療の「療」と、養育・教育・保育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

### ■療育手帳

知的障がいがある人が各種の援護を受けやすくするために必要な手帳のこと。都道府県知事・政令指定都市の市長が交付する。

### ■量の見込み

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業に関し、現在の利用状況の把握と、保護者に対するアンケート調査等から推計した今後必要と見込まれるニーズ量。

## わ行

### ■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動等に参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保等につながり、有益であるとされている。

---

## 岐阜市子ども・子育て支援プラン

- 2020（令和2）年3月
  - 発行 岐阜市
  - 編集 岐阜市子ども未来部子ども政策課  
岐阜市今沢町 18 番地  
TEL 058-214-2397
-

# 岐阜市子ども・子育て支援プラン

---

令和2年3月発行

岐阜市子ども未来部子ども政策課